

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6 月 1 1 日) (木曜日)

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 陳情第 2 号「川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求める」	
陳情書(総務企画常任委員長報告)	10
中島総務企画常任委員長報告	10
上園哲生君	12
中島総務企画常任委員長	12
下御領昭博君	13
漆島政人君	13
山口初美さん	14
休 憩	14
日程第 6 議長辞職の件について	14
宇田 栄君	15
追加日程第 1 議長の選挙	15
成田 浩君	16
休 憩	16
日程第 7 副議長辞職の件について	16
並松安文君	17
追加日程第 2 副議長の選挙	17
門松慶一君	18
追加日程第 3 議席の一部変更	18
休 憩	18
日程第 8 常任委員会委員の選任について	18
休 憩	19

日程第 9	議会運営委員会委員の選任について	19
休 憩		19
日程第 10	いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員の選挙について	19
	坂口洋之君	20
	松尾公裕君	20
	田畑純二君	20
日程第 11	南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙について	20
	坂口洋之君	21
日程第 12	日置市農業委員会委員の推薦について	21
日程第 13	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	21
休 憩		22
日程第 14	報告第 2 号平成 26 年度日置市継続費繰越計算書の報告について	22
日程第 15	報告第 3 号平成 26 年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について	22
日程第 16	報告第 4 号平成 26 年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	22
	宮路市長提案理由説明	22
日程第 17	報告第 5 号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について	23
	宮路市長提案理由説明	24
日程第 18	同意第 1 号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	24
	宮路市長提案理由説明	24
日程第 19	同意第 2 号日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	25
	宮路市長提案理由説明	25
日程第 20	承認第 2 号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて	25
日程第 21	承認第 3 号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて	25
	宮路市長提案理由説明	25
	福元総務企画部長	26
	山口初美さん	27
日程第 22	承認第 4 号専決処分（平成 26 年度日置市一般会計補正予算（第 12 号））につき承認を求めることについて	28

日程第 2 3	承認第 5 号専決処分（平成 2 6 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）） につき承認を求めることについて	2 8
日程第 2 4	承認第 6 号専決処分（平成 2 6 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 号））につき承認を求めることについて	2 8
日程第 2 5	承認第 7 号専決処分（平成 2 6 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）） につき承認を求めることについて	2 8
	宮路市長提案理由説明	2 8
日程第 2 6	議案第 4 7 号日吉支所庁舎建築工事請負契約の締結について	3 0
	宮路市長提案理由説明	3 0
	福元総務企画部長	3 1
休 憩		3 2
日程第 2 7	議案第 4 8 号日置市観光案内所条例の制定について	3 2
	宮路市長提案理由説明	3 2
	福元総務企画部長	3 2
日程第 2 8	議案第 4 9 号日置市防災行政無線整備事業分担金徴収条例の廃止について	3 4
	宮路市長提案理由説明	3 4
	福元総務企画部長	3 4
日程第 2 9	議案第 5 0 号日置市地域づくり推進基金条例の一部改正について	3 4
	宮路市長提案理由説明	3 5
	福元総務企画部長	3 5
	花木千鶴さん	3 5
	平田地域づくり課長	3 5
日程第 3 0	議案第 5 1 号日置市税条例の一部改正について	3 6
	宮路市長提案理由説明	3 6
	福元総務企画部長	3 6
日程第 3 1	議案第 5 2 号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について	3 7
	宮路市長提案理由説明	3 7
	野崎市民福祉部長	3 7
日程第 3 2	議案第 5 3 号日置市介護保険条例の一部改正について	3 8
	宮路市長提案理由説明	3 8
	野崎市民福祉部長	3 8

日程第 3 3	議案第 5 4 号日置市立学校設置条例の一部改正について	3 9
	宮路市長提案理由説明	3 9
	宇田教育委員会事務局長	4 0
日程第 3 4	議案第 5 5 号平成 2 7 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号）	4 0
日程第 3 5	議案第 5 6 号平成 2 7 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 0
日程第 3 6	議案第 5 7 号平成 2 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 0
日程第 3 7	議案第 5 8 号平成 2 7 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 0
日程第 3 8	議案第 5 9 号平成 2 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）	4 0
日程第 3 9	議案第 6 0 号平成 2 7 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	4 0
	宮路市長提案理由説明	4 1
	池満 渉君	4 3
	宮路市長	4 3
	池満 渉君	4 3
	宮路市長	4 4
日程第 4 0	陳情第 4 号「住民を守る避難計画が完備されない中で川内原発 1・2 号機の再稼働に反対する意見書」の提出を求める陳情書	4 4
日程第 4 1	陳情第 5 号私たち市民の生命を守るための更なる真摯な議論と県への申し入れについて（陳情）	4 4
日程第 4 2	陳情第 6 号陳情書 教育予算拡充に係わる意見書採択の要請について	4 5
日程第 4 3	所管事務調査結果報告について	4 5
	散 会	4 5

第 2 号（6 月 1 9 日）（金曜日）

開 議	5 0
日程第 1 一般質問	5 0
橋口正人君	5 0
宮路市長	5 1
橋口正人君	5 1
宮路市長	5 2
橋口正人君	5 2
宮路市長	5 2
橋口正人君	5 2

宮路市長	5 2
橋口正人君	5 2
橋口商工観光課長	5 2
橋口正人君	5 3
橋口商工観光課長	5 3
橋口正人君	5 3
宮路市長	5 3
山口初美さん	5 4
宮路市長	5 5
山口初美さん	5 6
宮路市長	5 7
山口初美さん	5 7
宮路市長	5 7
山口初美さん	5 7
宮路市長	5 7
山口初美さん	5 7
宮路市長	5 8
山口初美さん	5 8
今村総務課長	5 8
山口初美さん	5 8
今村総務課長	5 8
山口初美さん	5 8
宮路市長	5 8
山口初美さん	5 9
宮路市長	5 9
山口初美さん	5 9
宮路市長	5 9
山口初美さん	5 9
宮路市長	5 9
山口初美さん	5 9
宮路市長	6 0
山口初美さん	6 0

	宮路市長	6 0
	山口初美さん	6 0
	今村総務課長	6 1
	山口初美さん	6 1
	今村総務課長	6 1
	山口初美さん	6 1
	宮路市長	6 1
休	憩	6 2
	山口初美さん	6 2
	宮路市長	6 2
	山口初美さん	6 2
	宮路市長	6 2
	山口初美さん	6 2
	宮路市長	6 3
	山口初美さん	6 3
	山口初美さん	6 4
	宮路市長	6 4
	出水賢太郎君	6 4
	宮路市長	6 5
	出水賢太郎君	6 6
	堂下企画課長	6 7
	出水賢太郎君	6 7
	堂下企画課長	6 7
	出水賢太郎君	6 8
	堂下企画課長	6 8
	出水賢太郎君	6 8
	堂下企画課長	6 9
	出水賢太郎君	6 9
	堂下企画課長	6 9
	出水賢太郎君	6 9
	堂下企画課長	6 9
	出水賢太郎君	6 9

堂下企画課長	7 0
出水賢太郎君	7 0
堂下企画課長	7 0
出水賢太郎君	7 0
堂下企画課長	7 0
出水賢太郎君	7 0
堂下企画課長	7 1
出水賢太郎君	7 1
宮路市長	7 1
出水賢太郎君	7 1
大園吹上支所長	7 1
出水賢太郎君	7 1
宮路市長	7 2
出水賢太郎君	7 2
宮路市長	7 2
休 憩	7 2
大園吹上支所長	7 2
出水賢太郎君	7 3
宮路市長	7 3
出水賢太郎君	7 3
宮路市長	7 3
出水賢太郎君	7 4
桃北建設課長	7 4
出水賢太郎君	7 4
桃北建設課長	7 4
出水賢太郎君	7 5
宮路市長	7 5
出水賢太郎君	7 5
宮路市長	7 5
出水賢太郎君	7 5
桃北建設課長	7 6
出水賢太郎君	7 6

平田地域づくり課長	7 6
出水賢太郎君	7 6
散 会	7 6

第3号（6月22日）（月曜日）

開 議	8 0
日程第1 一般質問	8 0
畠中弘紀君	8 0
宮路市長	8 1
畠中弘紀君	8 1
宮路市長	8 1
畠中弘紀君	8 1
久保農林水産課長	8 1
畠中弘紀君	8 2
宮路市長	8 2
畠中弘紀君	8 2
宮路市長	8 2
畠中弘紀君	8 2
宮路市長	8 3
畠中弘紀君	8 3
宮路市長	8 3
畠中弘紀君	8 3
宮路市長	8 3
畠中弘紀君	8 3
宮路市長	8 4
畠中弘紀君	8 4
宮路市長	8 4
畠中弘紀君	8 4
宮路市長	8 5
畠中弘紀君	8 5
宮路市長	8 5
畠中弘紀君	8 6

	中村尉司君	8 6
	宮路市長	8 7
	中村尉司君	8 8
	宮路市長	9 0
	中村尉司君	9 0
	宮路市長	9 0
	中村尉司君	9 0
	宮路市長	9 0
	中村尉司君	9 1
	宮路市長	9 1
休	憩	9 1
	中村尉司君	9 1
	宮路市長	9 1
	中村尉司君	9 1
	宮路市長	9 2
	中村尉司君	9 2
	宮路市長	9 2
	中村尉司君	9 2
	宮路市長	9 2
	中村尉司君	9 2
	宮路市長	9 2
	中村尉司君	9 2
	宮路市長	9 3
	大園貴文君	9 3
	宮路市長	9 4
	大園貴文君	9 5
	宮路市長	9 6
	大園貴文君	9 6
	宮路市長	9 6
	平田地域づくり課長	9 6
	大園貴文君	9 6
	平田地域づくり課長	9 6
	大園貴文君	9 7
	宮路市長	9 7

大園貴文君	97
小園副市長	97
平田地域づくり課長	97
大園貴文君	97
宮路市長	98
大園貴文君	98
宮路市長	98
大園貴文君	99
宮路市長	99
大園貴文君	99
宮路市長	99
大園貴文君	99
宮路市長	100
大園貴文君	100
宮路市長	100
大園貴文君	100
宮路市長	100
大園貴文君	100
宮路市長	101
大園貴文君	101
宮路市長	101
大園貴文君	101
散 会	102

第4号（6月23日）（火曜日）

開 議	106
日程第1 一般質問	106
池満 渉君	106
宮路市長	106
池満 渉君	107
宮路市長	107
池満 渉君	107

宮路市長	1 0 7
池満 渉君	1 0 8
宮路市長	1 0 8
池満 渉君	1 0 8
宮路市長	1 0 9
池満 渉君	1 0 9
宮路市長	1 0 9
池満 渉君	1 0 9
宮路市長	1 1 0
池満 渉君	1 1 0
宮路市長	1 1 0
池満 渉君	1 1 1
宮路市長	1 1 1
池満 渉君	1 1 1
宮路市長	1 1 2
池満 渉君	1 1 2
宮路市長	1 1 2
池満 渉君	1 1 3
宮路市長	1 1 4
池満 渉君	1 1 4
宮路市長	1 1 5
坂口洋之君	1 1 5
宮路市長	1 1 6
今村選挙管理委員会事務局長	1 1 7
休 憩	1 1 8
坂口洋之君	1 1 8
宮路市長	1 1 8
坂口洋之君	1 1 9
篠原健康保険課長	1 1 9
坂口洋之君	1 1 9
宮路市長	1 2 0
坂口洋之君	1 2 0

宮路市長	1 2 0
坂口洋之君	1 2 0
宮路市長	1 2 1
坂口洋之君	1 2 1
宮路市長	1 2 1
坂口洋之君	1 2 1
前田税務課長兼特別滞納整理課長	1 2 1
坂口洋之君	1 2 1
宮路市長	1 2 2
坂口洋之君	1 2 2
篠原健康保険課長	1 2 2
坂口洋之君	1 2 2
篠原健康保険課長	1 2 3
坂口洋之君	1 2 3
篠原健康保険課長	1 2 3
坂口洋之君	1 2 3
宮路市長	1 2 3
坂口洋之君	1 2 4
宮路市長	1 2 4
坂口洋之君	1 2 4
宮路市長	1 2 4
坂口洋之君	1 2 4
宮路市長	1 2 5
坂口洋之君	1 2 5
今村総務課長	1 2 5
坂口洋之君	1 2 5
今村総務課長	1 2 5
坂口洋之君	1 2 6
今村総務課長	1 2 6
坂口洋之君	1 2 6
今村選挙管理委員会事務局長	1 2 6
坂口洋之君	1 2 6

平田地域づくり課長	1 3 7
黒田澄子さん	1 3 8
今村総務課長	1 3 8
黒田澄子さん	1 3 8
今村総務課長	1 3 8
黒田澄子さん	1 3 8
今村総務課長	1 3 8
黒田澄子さん	1 3 8
今村総務課長	1 3 9
黒田澄子さん	1 3 9
今村総務課長	1 3 9
黒田澄子さん	1 3 9
今村総務課長	1 3 9
黒田澄子さん	1 3 9
今村総務課長	1 4 0
日程第2 議案第61号平成27年度日置市一般会計補正予算(第2号)	1 4 0
宮路市長提案理由説明	1 4 0
散 会	1 4 1

第5号(7月1日)(水曜日)

開 議	1 4 6
日程第1 議案第48号日置市観光案内所条例の制定について(総務企画常任委員長報告)	1 4 6
日程第2 議案第51号日置市税条例の一部改正について(総務企画常任委員長報告)	1 4 6
並松総務企画常任委員長報告	1 4 6
日程第3 議案第55号平成27年度日置市一般会計補正予算(第1号)(各常任委員長報告)	1 4 9
並松総務企画常任委員長報告	1 4 9
坂口文教厚生常任委員長	1 5 1
出水産業建設常任委員長報告	1 5 3
日程第4 議案第56号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)(産業建設常任委員長報告)	1 5 6

出水産業建設常任委員長報告	1 5 6
休 憩	1 5 7
日程第 5 議案第 5 7 号平成 2 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）（総務 企画常任委員長報告）	1 5 7
日程第 6 議案第 5 8 号平成 2 7 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 1 号）（総 務企画常任委員長報告）	1 5 7
並松総務企画常任委員長報告	1 5 7
日程第 7 議案第 5 9 号平成 2 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）（文教 厚生常任委員長報告）	1 5 9
日程第 8 議案第 6 0 号平成 2 7 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（文教厚生 常任委員長報告）	1 5 9
坂口文教厚生常任委員長報告	1 5 9
日程第 9 議案第 6 1 号平成 2 7 年度日置市一般会計補正予算（第 2 号）（総務・文教常任委 員長報告）	1 6 0
並松総務企画常任委員長報告	1 6 0
坂口文教厚生常任委員長報告	1 6 1
日程第 1 0 議案第 6 2 号損害賠償額を定め和解することについて	1 6 2
宮路市長提案理由説明	1 6 3
瀬川産業建設部長	1 6 3
日程第 1 1 議案第 6 3 号平成 2 7 年度日置市一般会計補正予算（第 3 号）	1 6 4
宮路市長提案理由説明	1 6 4
日程第 1 2 陳情第 5 号私たち市民の生命を守るための更なる真摯な議論と県への申し入れに ついて（陳情）（総務企画常任委員長報告）	1 6 4
並松総務企画常任委員長報告	1 6 5
日程第 1 3 陳情第 6 号陳情書 教育予算拡充に係わる意見書採択の予定について（文教厚生 常任委員長報告）	1 6 6
坂口文教厚生常任委員長報告	1 6 6
池満 渉君	1 6 7
畠中弘紀君	1 6 8
日程第 1 4 意見書案第 1 号教育予算拡充に係わる意見書について	1 6 8
坂口文教厚生常任委員長提案理由説明	1 6 9
休 憩	1 6 9

坂口文教厚生常任委員長	169
池満 渉君	169
畠中弘紀君	169
日程第15 発議第2号日置市議会会議規則の一部改正について	170
花木議会運営委員長提案理由説明	170
日程第16 閉会中の継続審査の申し出について	171
日程第17 閉会中の継続調査申し出について	171
日程第18 議員派遣の件について	171
閉 会	171
宮路市長	171

平成27年第2回（6月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
6月11日	木	本 会 議	議長副議長選挙、委員会委員任命等、議案等上程
6月12日	金	委 員 会	
6月13日	土	休 会	
6月14日	日	休 会	
6月15日	月	委 員 会	
6月16日	火	委 員 会	予備日
6月17日	水	休 会	
6月18日	木	休 会	
6月19日	金	本 会 議	一般質問
6月20日	土	休 会	
6月21日	日	休 会	一般質問
6月22日	月	本 会 議	一般質問
6月23日	火	本 会 議	
6月24日	水	休 会	
6月25日	木	休 会	議会運営委員会
6月26日	金	休 会	議運結果報告、議案等発送
6月27日	土	休 会	
6月28日	日	休 会	
6月29日	月	休 会	
6月30日	火	休 会	
7月 1日	水	本 会 議	委員会審査結果報告他

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 2号	平成26年度日置市継続費繰越計算書の報告について
報告第 3号	平成26年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第 4号	平成26年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

- 報告第 5号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
- 同意第 1号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 同意第 2号 日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 承認第 2号 専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 3号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
- 承認第 4号 専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第12号）につき承認を求めることについて
- 承認第 5号 専決処分（平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につき承認を求めることについて
- 承認第 6号 専決処分（平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）につき承認を求めることについて
- 承認第 7号 専決処分（平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第5号）につき承認を求めることについて
- 議案第 47号 日吉支所庁舎建築工事請負契約の締結について
- 議案第 48号 日置市観光案内所条例の制定について
- 議案第 49号 日置市防災行政無線整備事業分担金徴収条例の廃止について
- 議案第 50号 日置市地域づくり推進基金条例の一部改正について
- 議案第 51号 日置市税条例の一部改正について
- 議案第 52号 日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 53号 日置市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 54号 日置市立学校設置条例の一部改正について
- 議案第 55号 平成27年度日置市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 56号 平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 57号 平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 58号 平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 59号 平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 60号 平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 61号 平成27年度日置市一般会計補正予算（第2号）
- 陳情第 2号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求める」陳情書
- 陳情第 4号 「住民を守る避難計画が完備されない中で川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書」の提出を求める陳情書

- 陳情第 5号 私たち市民の生命を守るための更なる真摯な議論と県への申し入れについて（陳情）
- 陳情第 6号 陳情書 教育予算拡充に係わる意見書採択の要請について
- 意見書案第1号 教育予算拡充に関わる意見書について
- 発議第 2号 日置市議会会議規則の一部改正について

第 1 号 (6 月 1 1 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	陳情第 2号 「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求める」陳情書（総務企画常任委員長報告）
日程第 6	議長辞職の件について
追加日程第1	議長の選挙
日程第 7	副議長辞職の件について
追加日程第2	副議長の選挙
追加日程第3	議席の一部変更
日程第 8	常任委員会委員の選任について
日程第 9	議会運営委員会委員の選任について
日程第10	いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員の選挙について
日程第11	南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙について
日程第12	日置市農業委員会委員の推薦について
日程第13	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
日程第14	報告第 2号 平成26年度日置市継続費繰越計算書の報告について
日程第15	報告第 3号 平成26年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第16	報告第 4号 平成26年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第17	報告第 5号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
日程第18	同意第 1号 日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
日程第19	同意第 2号 日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
日程第20	承認第 2号 専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第21	承認第 3号 専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第22	承認第 4号 専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第12号））につき承認を求めることについて
日程第23	承認第 5号 専決処分（平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））に

- つき承認を求めることについて
- 日程第 2 4 承認第 6 号 専決処分（平成 2 6 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 6 号））
つき承認を求めることについて
- 日程第 2 5 承認第 7 号 専決処分（平成 2 6 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 5 号））につき
承認を求めることについて
- 日程第 2 6 議案第 4 7 号 日吉支所庁舎建築工事請負契約の締結について
- 日程第 2 7 議案第 4 8 号 日置市観光案内所条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 4 9 号 日置市防災行政無線整備事業分担金徴収条例の廃止について
- 日程第 2 9 議案第 5 0 号 日置市地域づくり推進基金条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 5 1 号 日置市税条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 5 2 号 日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について
- 日程第 3 2 議案第 5 3 号 日置市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 3 3 議案第 5 4 号 日置市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 3 4 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度日置市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 5 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 6 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 7 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 8 議案第 5 9 号 平成 2 7 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 9 議案第 6 0 号 平成 2 7 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 0 陳情第 4 号 「住民を守る避難計画が完備されない中で川内原発 1・2 号機の再稼働に反対
する意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第 4 1 陳情第 5 号 私たち市民の生命を守るための更なる真摯な議論と県への申し入れについて（陳情）
- 日程第 4 2 陳情第 6 号 陳情書 教育予算拡充に係わる意見書採択の要請について
- 日程第 4 3 所管事務調査結果報告について

本会議（6月11日）（木曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	銚之原 孝志 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長 宮 下 章 一 君
上下水道課長 丸 山 太美雄 君
学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者 満 留 雅 彦 君
農業委員会事務局長 重 水 秋 則 君

建設課長 桃 北 清 次 君
教育総務課長 松 田 龍 次 君
社会教育課長 平 地 純 弘 君
監査委員事務局長 地 頭 所 浩 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（宇田 栄君）

ただいまから平成27年第2回日置市議定例会を開会します。

△開 議

○議長（宇田 栄君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宇田 栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、畠中弘紀君、留盛浩一郎君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（宇田 栄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から7月1日までの21日間にしたいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から7月1日までの21日間と決定いたしました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（宇田 栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会の報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

次に、監査の報告であります。平成27年1月分から平成27年5月分までの例月現金出納検査の監査結果について報告があ

りましたので、その写しを配付しました。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（宇田 栄君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

2月16日から、主な行政執行についてご報告申し上げます。

2月16日に鹿児島森林管理署ほか5つの関係機関団体と森林資源を活用し地域経済や雇用の活性化につなげる森林づくり推進協定の調印式を行いました。

次に、3月11日に平成27年日置市自衛隊入隊予定者壮行式を開催し、11名の入隊予定者の門出をお祝いいたしました。

次に、4月15日から20日にかけて、平成27年度行政嘱託職員市政説明会を開催し、事業の説明及び事務の取り扱いについて説明を行いました。

次に、4月20日にシチズン時計鹿児島株式会社と企業立地協定の調印式を行いました。

次に、4月23日に日置市防災講演を開催いたしました。講師に福島県相馬市、立谷市長様をお迎えし、東日本大震災時の対応について講演をいただき、自治会長を初め市民の皆様など約600名に参加していただきました。

次に、5月11日、平成27年春の全国交通安全運動出発式を開催し、「子どもと高齢者の交通事故防止」を最重点項目に上げ、交通安全パレードやキャンペーンを行い期間中の交通安全を呼びかけました。

以下、5月15日までの主要な行政執行について、報告書を提出してありますので、ご

確認をお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 陳情第2号「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求め」陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第5、陳情第2号「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明を求め」陳情書を議題とします。

総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長中島 昭君登壇〕

○総務企画常任委員長（中島 昭君）

改めまして、おはようございます。

ただいま議題となっております陳情第2号「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求め」陳情書につきまして、これから委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

本陳情は平成27年3月27日の本会議におきまして、再付託され閉会中の継続審査になっていました。

委員会では4月10日と4月27日に委員会を開催して、審査・討論・採決を行いました。

この陳情書の提出者は、日置市伊集院町妙円寺在住の原発公開質問の会、町田博文氏であります。

陳情の趣旨につきましては、「昨年、薩摩川内市長と鹿児島県知事が、川内原発1・2号機再稼働の受け入れを表明したことで、再稼働は最終段階に来ている。しかし、原発事故の際は、30km圏内の自治体も立地自治体と同様な被害が想定される。事故そのものの責任は事業者にある。したがって、議会として九州電力に対して、川内原発1・2号機の再稼働に当たって、公開の場での住民説明

会を求めていただきたい。」というのが、陳情の趣旨であります。

委員会としましては、4月10日に委員会を開催して、陳情書の内容を確認する意味で陳情者を参考人招致して説明を求めることといたしました。

陳情者への質疑として、

1、住民説明会の内容は具体的にどのようなものか。

2、昨年10月29日の説明会には、九州電力も参加していたが、改めて求めるのはなぜか。

3、「事故そのものの責任は事業者にあります」の具体的な説明。

4、「市民に対して公開の場」とあるが、「市民」の範囲はどのように考えているか。

5、議会として説明会を求める方法として、どのような方法を考えているか。

6、その他。

などの説明を求めることとして、次期委員会の日程を、陳情者の意向も確認し、4月27日に決めました。

4月27日、陳情者の町田博文氏に出席いただき、委員会を開催いたしました。

まず、陳情者に本委員会から説明を求める5項目について、先に文書で通知しましたので、1項目ずつ説明を求めました。

1項目めの、住民説明会の内容は具体的にどのようなものかとの問いに、この陳情は、説明会を開いてくださいということで、それ以上でもそれ以下でもありません。日置市民は不安を感じています。直接九州電力にお聞きしたいだけです。回数についても、7月に再稼働ということで、1回が妥当と考えますと答弁。

2項目めの、昨年10月の説明会には九州電力も参加していたが改めて求める理由についてはとの問いに、7月に再稼働の予定の今だから、多くの情報をお持ちの九州電力にお

聞きすることが一番だと思っていますと答弁。

3項目めの、「事故そのものの責任は事業者にあります」の具体的な説明をとの問いに、基本的には、民間事業者において責任を負って事業は行っていると思います。原子力規制委員会からの回答では、原子力災害対策特別措置法の考えに基づき、事故時の現場対応は、一時的に原子力事業所が行うという考えのもとに、新規技術では、重大な事故発生時及び大規模損害時において重大事故対策等実施するために必要な組織の体制について整備することを原子力事業所に求めています。今、東京電力は事故処理や損害賠償及び廃炉に向けて多くのことを行っていますと答弁。

4項目めの、「市民に対して公開の場」とあるが、「市民」の範囲はどのように考えているかとの問いに、日置市民ということでご理解をいただきたい。市民団体についても日置市の居住者でよろしいと思いますと答弁。

5項目めの、議会として説明会を求める方法として、どのような方法を考えているかとの問いに、議会のほうから九州電力に、そういう方向でしていただけるのでしたら、要望書で結構だと思っておりますとの答弁がありました。

次に、委員からの質問があり、具体的に、どういうことの説明をしてほしいのですかとの問いに、私の意思是、市民が今、不安に思っていることを九州電力にお話をする。九州電力は安全性などをるる説明していただければ、参加している方は納得する人もいらっしゃるのではないかと、それで説明会をしてくださいということだと答弁。

以上で、陳情者からの説明を終了し、自由討議に入り、委員から賛成の立場、反対の立場での意見が出され、今回の審査の一番の問題は説明会の内容だったと思う。議会としては実行可能な、可能性のあるものをしっかりやっていくことが大事などの意見が出され、

自由討議を終了。

その後、討論に付し、陳情に反対の立場の討論で、九州電力は、もう再稼働は決定しているので、多分市民が不安に思うような説明はされないと思う。市民のために説明を求めるのであれば、市民がどういったことを不安に思っているのかで説明をしてほしいというような問題を出さないことには改善されないと思う。

また、昨年10月29日に、1回は説明会をしているが、その説明会が騒音などで説明会にならない状況だった。説明会をしても、また同じような感じになるのではと思う。

住民説明会自体を絶対やるべきでないというものではないが、これまでの経緯の中で、例えば、私は電気がとても必要ですとか、朝から晩まで電気を必要としていますという住民の声はとても聞けるような状況ではなかった。今回の陳情書は再稼働の賛成か、反対かではないが、このような状況の中、冷静な、落ち着いた説明会が過去の経緯の中で想定しにくいので、今回の「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に説明会を求める」陳情書については、不採択とすべきである。

陳情に賛成の立場の討論で、福島第一原発事故が発生して4年が経過しました。しかし、今でも汚染水や除染物質の処理体制に多くの課題が残されています。また、40年とも言われる廃炉作業も現在進められていますが、多くの難題が山積しているのも事実です。

さらには、使用済み核燃料や高レベル廃棄物の最終的な処理体制についても見通しはたっていない。そのほか、実効性のある避難計画についても、原発事故は、地震津波だけではなく、テロなどさまざまな要因によって発生する可能性があることから、全ての事故を想定した万全な避難計画を整備することは不可能と言えます。

電力需要への安定した対応やCO₂の排出削減、電気料金のコスト削減等の理由で、原発再稼働は否定できないとする見方があるのも理解はしています。しかし、住民の多くの人は、改善されない多くの課題が残っている中で、原発の再稼働が現実味を帯びてきていることに不安を感じています。その原発の維持管理運営にかかわるのは九州電力です。したがって、九州電力は再稼働の是非とは別に市民が抱えている原発再稼働に対する不安や疑問に丁寧に説明していくことは事業者としての努めであると考えますので、本陳情の採択に賛成をする。

ほかには、再稼働に当たって、市民の不安を軽減するために、九州電力に再稼働に当たっての安全性に対する姿勢を聞きたいもので、それは事業者の責任であり、川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める陳情書については、採択すべきであるなどの討論があり、その後、採択を行いましたところ、陳情第2号「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情は、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

発言通告がありますので、上園哲生君の発言を許可します。

○9番（上園哲生君）

9番。ただいまの委員長報告に対し、1点、質疑をいたします。

前回の3月議会において再付託の提案をいたし、総務企画常任委員会で再度の審議を尽くしていただきました。それは、今現在再稼働に向けて着々と準備を進めている事業者に対して、大変心配されておられる住民の方々の不安を少しでも払拭できる説明会を、陳情

者の願意をよく踏まえながら、実りある説明会の実施へつなげていくには、さまざまな観点からの審議の必要性を強く感じたからであります。

そこで伺います。既に陳情採択された先行議会の状況等の調査もなされ、参考にする審議もなされたのでしょうか。私の調査では、採択はしながらも、現在のところ、川内原発から遠く離れた趣旨採択された2議会だけが事業者に要望書を届けているだけのようであります。陳情者もその実効性に大変強く期待をされておられると思いますので、そこらの審議の内容のご説明を賜りたいと思います。

○総務企画常任委員長（中島 昭君）

各それぞれの自治体からの議会の状況というのの共通理解というのは、それぞれの委員の方々に持っております。

それと、今、質疑がありましたように、5つの議会でそのような状況の中、2つの議会だけが、九州電力に対しての要望なりをする、ほかはしないという、そのような情報提供は議会事務局からもありませんし、我々も聞いておりませんでした。

総務企画常任委員会のほうでは、情報の共有あるいは他の議会の動向というのは、参考にはいたしますけれども、日置市議会の委員会として、しっかりと論議し、そして、それぞれの立場の中で結論を出していただいております。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから陳情第2号について討論を行います。

発言通告がありますので、下御領昭博君の反対討論の発言を許可します。

○6番（下御領昭博君）

6番。私は、陳情第2号に対する反対討論を行います。

陳情の内容は、九州電力に対して、川内原発再稼働に当たって公開の場での住民説明会を求めるものでありますが、説明会は、既に昨年10月29日に、九州電力が川内原子力発電所の安全確保に向けた取り組みについて住民説明会が開催されています。

再稼働に対して不安など全くないと思っている市民はごく少数だと思います。しかし、安全性を高め、再稼働は既に決定しております。また、昨年開催された説明会を思い起こしても、怒号が飛び交い、説明会と言えるような状況ではなかったと記憶しております。

陳情者の話を聞くと、市民が今、不安に思っていることを九州電力にお話をする。それで参加している方は納得する市民もいらっしゃるのではないかと、それで説明会を開催してほしいとのことではありますが、どのようなことを説明してほしいのか、具体性に欠けているように思います。説明会を開催しても、再稼働反対者の方々が多く出席され、前回同様の状況になりかねないと予想されます。

また、一部報道によりますと、住民説明会を求める、ストップ再稼働！3.11鹿児島集会実行委員会の方々が九州電力の本店のほうに外向かれています。本店のほうでは、時間を区切り、質疑応答の場が設けられましたが、冷静な質疑もできず、納得されずに帰らないという状況となり、警察まで出動したという内容でした。

県議会のほうでも、既に慎重審議を尽くし判断は出ている。説明会を開催しても冷静な説明の場として成り立たないと不採択となっております。よって、私は、「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書につきましては、以上のような理由をもって反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、漆島政人君の賛成討論の発言を許可します。

○15番（漆島政人君）

15番。ただいま議題となっております陳情第2号について、採択に賛成の立場で討論いたします。

陳情主は、委員長報告と重複しますが、川内原発の再稼働は最終段階に来ているが、日置市民は多くの不安を感じている。仮に原発事故が発生すれば、30km圏内に多くの住民が居住する日置市も立地自治体と同様の被害が想定される。したがって、原発に当たっては住民の理解と協力が必要であるとする九州電力に対して、議会からも川内原発1・2号機再稼働に関する住民説明会の開催を求めていると、陳情の主であります。

そこで、原発の再稼働については、福島第一原発事故を教訓に安全性に対する規制や基準が高く設定されたことで、安全性が高まっていることは十分認識しています。

また、電力需要への安定した供給体制やCO₂の排出削減、電気料金のコスト削減等の理由で原発再稼働を必要とする考え方があることも十分理解はしています。

しかし、福島第一原発事故が発生して4年が経過した今でも、汚染水や除染物質等の処理体制に多くの課題が残されています。

また、40年とも言われる廃炉作業も現在進行中ではありますが、多くの難題が山積しているのも事実です。

また、使用済み核燃料や高レベル廃棄物の最終的な処理体制についても見通しは立っていない状況です。川内原発1・2号機も30年近くが経過していますが、老朽化した原発はいつまで稼働させるのか。その方向性や具体策についても示されていません。

そのほか避難計画についても、日置市では昨年の5月末、30km圏内にある3地域で説

明会が開催されました。その席で出された住民の意見の中には、避難先や避難ルートはよくわからない。複合した災害を想定した避難計画になっていない。年間の約半分は北西の季節風が吹くが避難先が風下であれば、どこに避難すればいいのかなど、多くの不安を感じる意見が出されたのも事実です。

また、総務委員会では、実際避難体制に示されている内容で訓練を実施された東市来町湯田地区の皆さんの聞き取り調査も行いましたが、避難ルートなど障害となる要素は多く、計画どおり行くとはいえ全く思えないとの意見もいただいています。

今、申し上げたことなどが、住民の方が不安を感じておられることだと思っています。こうした不安を解消していくのは、電力会社ではなく、むしろ政治の役割が大きいわけですが、原発事故は想定外の要因で発生することも十分考えられることから、直接、原発の維持管理運営に携わる九州電力に対して、住民の方々が再稼働に当たっての説明を受けたり、また不安を感じておられることについて質問したいというお考えは十分理解いたします。したがって、本市議会としては、九州電力に対して、再稼働の是非とは別に市民が抱いている原発再稼働に対する不安や疑問に丁寧に説明をしていただくための住民説明会の開催を要望することは民意にこたえる議会の役割であると考えますので、本陳情の採択に賛成するものであります。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

○7番（山口初美さん）

7番。私は、この陳情に対しまして、賛成の立場で討論をいたします。

川内原発の1・2号機の再稼働につきましては、次々と順延されてはおりますが、確実に再稼働に向けて準備が進められています。

しかし、避難計画は未完成であり、放射性廃棄物の問題や頻発する地震や火災噴火などを見れば、川内原発からわずか20kmから50km内に住む日置市民にとっては、多くの不安があります。福島では、12万人もの人が家に帰れず、家族ばらばらにされたまま、いつ帰れるのか、めどさえ立っていません。福島原発事故の現場では放射能が放出され続けています。私たちは、この福島を忘れてはならないし、福島を繰り返してはなりません。私は、この住民説明会を求める市民の声は当然であり、事業主である九州電力は誠意をもって住民に説明すべきと考えます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第2号について採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立多数です。したがって、陳情第2号「川内原発1・2号機の再稼働に当たっては九州電力に住民説明を求める」陳情書は採択されました。（拍手）

ここでしばらく休憩いたします。執行部の皆様方はしばらく退席をお願いいたします。

午前10時32分休憩

午前10時36分開議

○副議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第6 議長辞職の件について

○副議長（並松安文君）

日程第6、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、宇田議長の退場を求めます。

〔議長宇田 栄君排斥・退場〕

○副議長（並松安文君）

平成27年6月11日付をもって、宇田栄君から議長の辞職願が出されております。

お諮りします。宇田栄君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、宇田栄君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔22番宇田 栄君入場〕

○副議長（並松安文君）

ここで、宇田栄君から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔22番宇田 栄君登壇〕

○22番（宇田 栄君）

22番。議長辞職に伴い、一言ご挨拶を申し上げます。

合併直後の2年間と10年目の節目となる2年間議長職を仰せつかり、合併の難しさと議会としての市民の声を市政の反映するというのは、なかなか難しい局面を感じた機会ありがとうございました。

議長として在任中、議員の皆様方、とりわけ副議長に対してはいろいろな面で補佐していただき、また、議会事務局、執行部を初め市民の皆様方のご理解とご協力に心から感謝と敬意を表したいと思っております。まことにありがとうございました。

さて、市民に開かれた議会運営を目指すことで、市民の声に耳を傾ける意味で、地区公民館単位での議会報告会も、まだ問題点はあるものの定着してまいりました。

また、市民の意思を市政に反映する意味で、

議会基本条例の制定もできました。これからの日置市発展のため、議会として役割を十分認識していく議会運営が必要と思っております。そのためにも議員各位のなお一層の努力を期待し、議長の辞職に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。

本当に長い間、ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（並松安文君）

追加日程を配付いたします。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（並松安文君）

異議なしと認めます。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

△追加日程第1 議長の選挙

○副議長（並松安文君）

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（並松安文君）

ただいまの出席議員数は22名です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（並松安文君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（並松安文君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（並松安文君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、

点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼いたします。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔議員投票〕

○副議長（並松安文君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（並松安文君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、中村尉司君、2番、畠中弘紀君を指名いたします。両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（並松安文君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの議席数に符合しております。そのうち有効投票21票、無効投票1票、有効投票のうち成田浩君、11票、花木千鶴さん、4票、長野瑛や子さん、4票、田畑純二君、2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。したがって、成田浩君が議長に当選されました。

ただいま当選されました成田浩君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の旨を告知いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（並松安文君）

当選されました成田浩君の挨拶をお願いします。

○21番（成田 浩君）

ただいまの選挙で、今回再び議長という重責を皆さん方の中から与えていただきました。日置市議会22名力を合わせて、今後の市の

対応に頑張っていく所存でございます。

今回戦った4人もそれぞれの思いで頑張っただけで、今後は一つの力にまとめて、和を重視して、5万人の市民の負託にこたえていこうと思っておりますから、どうか皆さん方の協力をお願いいたします。

今後、議員の資質向上あるいは執行部との是々非々の中でのやりとりを重んじて、これからも日置市議会が向上していくように頑張っていきますので、どうか今後ともよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（並松安文君）

以上をもちまして、私の職務は全て終了いたしました。ご協力、まことにありがとうございました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時55分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 副議長辞職の件について

○議長（成田 浩君）

日程第7、副議長辞職の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、並松副議長の退場を求めます。

〔副議長並松安文君排斥・退場〕

○議長（成田 浩君）

平成27年6月11日付をもって、副議長並松安文君から副議長の辞職願が出されております。

お諮りいたします。並松安文君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、並松安

文君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔13番並松安文君入場〕

○議長（成田 浩君）

ここで、並松安文君からの発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔13番並松安文君登壇〕

○13番（並松安文君）

副議長の辞職に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

合併後10年目の節目の機に、副議長の重責を任され、宇田議長を補佐すべき2年間でありましたが、十分に職責を果たせず、まことに申しわけないと思っております。

しかし、議長並びに議運長、そして各常任委員長のほか議員の皆様のご協力、無事2年間務めることができました。まことにありがとうございます。

今後は、一議員として、市民の負託にこたえられるよう一所懸命頑張っていきたいと思っております。

また、今回選出されました議長、その後行われます副議長にも頑張ってくださいと思います。

最後になりますが、2年間まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（成田 浩君）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

△追加日程第2 副議長の選挙

○議長（成田 浩君）

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（成田 浩君）

ただいまの出席議員数は22名です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（成田 浩君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（成田 浩君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼のほうをお願いいたします。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議員投票〕

○議長（成田 浩君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、留盛浩一郎君、4番、橋口正人君を指名いたします。両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（成田 浩君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの議席数に符合しております。そのうち有効投票20票、無効投票2票、有効投票のうち上園哲生君、

9票、門松慶一君、10票、漆島政人君、1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。したがって、門松慶一君が副議長に当選されました。

ただいま当選されました門松慶一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の旨を告知いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（成田 浩君）

当選されました門松慶一君の挨拶をお願いいたします。

○10番（門松慶一君）

今回、副議長に推挙をしていただきまして、ありがとうございます。今回、非常に厳しい、重い選挙戦だったと思っております。副議長はあくまでも議長の補佐をするというスタンスにたって、この2年間頑張っていきたいと思っております。

県内19市ある中で、この日置市議会がいい形でモデルができればと思っております。皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（成田 浩君）

お諮りします。議長・副議長選挙に伴い、議席の一部変更を行いたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として議席の一部変更を行うことに決定いたしました。

△追加日程第3 議席の一部変更

○議長（成田 浩君）

追加日程第3、議席の一部変更を行います。会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更いたします。

宇田栄君の議席を21番に、私、成田浩の議席を22番に変更いたします。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩中、暫定的に議席番号標柱の差しかえをいたします。

それでは、休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時25分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第8 常任委員会委員の選任について

○議長（成田 浩君）

日程第8、常任委員会委員の選任を行います。

委員会条例第2条第1項の規定により、議員は少なくとも一つの常任委員となるものとされておりますが、委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名するとなっております。

それでは指名いたします。

総務企画常任委員会は、3番、留盛浩一郎君、6番、下御領昭博君、7番、山口初美さん、9番、上園哲生君、12番、花木千鶴さん、13番、並松安文君、14番、大園貴文君、18番、池満渉君。文教厚生常任委員会は、2番、畠中弘紀君、10番、門松慶一君、11番、坂口洋之君、15番、漆島政人君、19番、長野瑳や子さん、20番、松尾公裕君、22番、成田浩です。産業建設常任委員会は、1番、中村尉司君、4番、橋口正人君、5番、黒田澄子さん、8番、出水賢太郎君、16番、中島昭君、17番、田畑純二君、21番、宇田栄君、以上を指名いたします。

次に、常任委員会の委員長及び副委員長について、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

また、同条例第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせるとなっております。

ここでしばらく休憩し、その間、それぞれの常任委員会を開会していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。各常任委員会は、第1委員会室で総務企画常任委員会、第2委員会室で文教厚生常任委員会、第3委員会室で産業建設常任委員会を開会願います。

それでは、しばらく休憩いたします。

午前11時28分休憩

午後0時05分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会から、委員長、副委員長の互選結果について、議長に報告がありましたので、これを報告します。

総務企画常任委員長は並松安文君、副委員長は留盛浩一郎君、文教厚生常任委員長は坂口洋之君、副委員長は畠中弘紀君、産業建設常任委員長は出水賢太郎君、副委員長は黒田澄子さん。

以上、報告します。

△日程第9 議会運営委員会委員の選任
について

○議長（成田 浩君）

日程第9、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することとなっております。

それでは指名します。

並松安文君、花木千鶴さん、坂口洋之君、漆島政人君、出水賢太郎君、宇田栄君、門松慶一君、以上、指名します。

議会運営委員会の委員長及び副委員長について、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。また、同条例第10条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定め、委員長の互選を行わせることとなっております。

ここで、しばらく休憩し、その間、委員会を開会していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

議会運営委員は、応接室にお集まり願います。

それでは、しばらく休憩いたします。

午後0時08分休憩

午後0時11分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会から、委員長及び副委員長の報告がありましたので、ご報告いたします。

議会運営委員長は花木千鶴さん、副委員長は漆島政人君。

以上、報告いたします。

ここで、しばらく休憩いたします。次の開議を午後1時といたします。

午後0時11分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第10 いちき串木野市・日置市
衛生処理組合議会議員の
選挙について

○議長（成田 浩君）

日程第10、いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員の選挙を行います。

いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員の定数は、組合規定により8人とされ、選出については、そのうち4人を日置市議会議員の中から選挙するようになっております。

諮ります。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

いちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員に、坂口洋之君、松尾公裕君、田畑純二君、成田浩を指名します。

お諮ります。ただいま指名をしました、坂口洋之君、松尾公裕君、田畑純二君、成田浩を当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。坂口洋之君、松尾公裕君、田畑純二君、成田浩がいちき串木野市・日置市衛生処理組合議会議員に当選されました。

坂口洋之君、松尾公裕君、田畑純二君、成田浩が議場におられますので、会議規則第32条第2項規定により、当選の告知をいたします。

坂口洋之君、当選の承諾の挨拶を自席からお願いいたします。

○11番（坂口洋之君）

委員になりました、坂口洋之です。よろしくお祈りします。

○20番（松尾公裕君）

委員になりました、松尾です。よろしくお祈りします。

○17番（田畑純二君）

委員になりました、田畑純二です。よろしくお祈りします。

○議長（成田 浩君）

続いて、私であります、選出させていただきましたので、与えられた任務を全うしたいと思います。よろしくお祈りいたします。

△日程第11 南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙について

○議長（成田 浩君）

日程第11、南薩地区衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

南薩地区衛生管理組合議会議員の定数は、組合規定により13人とされ、選出については、そのうち2人を日置市議会議員の中から選挙するようになっております。

諮ります。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮ります。指名推選については、議長が推薦することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は議長が指名推選で行うことに決定しました。

南薩地区衛生管理組合議会議員に、坂口洋之君と私、成田浩を指名します。

お諮ります。ただいま指名をしました坂口洋之君、成田浩を当選人と決定することに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、坂口洋之君、成田浩が南薩地区衛生管理組合議会議員に当選されました。

当選されました坂口洋之君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

坂口洋之君、当選の挨拶をお願いいたします。

○11番（坂口洋之君）

課題が山積しておりますけれども、一所懸命取り組んでまいりたいと思います。

○議長（成田 浩君）

続いて、私であります。私も坂口洋之君同様、南薩地区衛生管理組合議会議員に当選しましたので、与えられた任務を全うしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

△日程第12 日置市農業委員会委員の推薦について

○議長（成田 浩君）

日程第12、日置市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

留盛浩一郎君、中島昭君、退場をお願いいたします。

〔3番留盛浩一郎君退場〕

〔16番中島 昭君退場〕

○議長（成田 浩君）

お諮りします。留盛浩一郎君と中島昭君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員会委員に、留盛浩一郎君と中島昭君を推薦することに決定いたしました。

〔3番留盛浩一郎君入場〕

〔16番中島 昭君入場〕

○議長（成田 浩君）

留盛浩一郎君と中島昭君にお知らせいたします。退席中に農業委員会委員に推薦することに決定をいたしました。

△日程第13 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（成田 浩君）

日程第13、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員の中から、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されております。

現在の広域連合議会議員が平成27年7月1日をもって任期満了となることから、広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告知を行い、候補者の届け出締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える7人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び告知は行えません。

そこでお諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、選挙結

果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（成田 浩君）

ただいま出席議員数は22名です。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名となっております。

〔投票用紙の配付〕

○議長（成田 浩君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（成田 浩君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議員投票〕

○議長（成田 浩君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、5番、黒田澄子さん、6番、下御領昭博君を指名いたします。立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（成田 浩君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。そのうち有効投票数22票です。前之園正和さん、4票、上野一誠さん、1票、新屋敷幸隆さん、12票、仮屋秀一さん、5票、以上のとおりであります。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。

午後1時18分休憩

午後1時25分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第14 報告第2号平成26年度日置市継続費繰越計算書の報告について

△日程第15 報告第3号平成26年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告について

△日程第16 報告第4号平成26年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（成田 浩君）

日程第14、報告第2号平成26年度日置市継続費繰越計算書の報告についてから日程第16、報告第4号平成26年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの3件を一括議題といたします。

3件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第2号は、平成26年度日置市継続費繰越計算書の報告についてであります。

平成26年度の日置市継続費繰越計算書を地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

平成26年度において年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、通次繰り越しにより歳出予算の経費を平成27年度繰り越ししました。

一般会計の総務費の総務管理費で庁舎整備事業費110万8,000円、土木費の都市計画費で伊集院駅周辺整備事業1億9,451万8,000円、消防費で防災行政無線整備事業3億5,217万8,000円、教育費の小学校費で、伊作小学校校舎改築事業1億3,812万円を繰り越したものであります。

次に、報告第3号は、平成26年度日置市繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

平成26年度日置市繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

平成26年度内において年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、繰越明許費により歳出予算の経費を平成27年度へ繰り越したものであります。

その概要については、平成26年度の国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に沿った事業や市道整備事業、土地区画整理事業などについて所要の手續を行いました。

一般会計の総務費で、企画管理費612万5,000円を、民生費で体制整備、普及・啓発等事業費165万円のほか1件を、衛生費で環境衛生総務管理費100万円のほか2件を、農林水産業費で活動火山周辺地域防災営農対策事業2,850万6,000円のほか5件を、商工費で商工業振興費1億1,540万円のほか3件を、土木費で辺地対策事業145万4,000円のほか11件を、消防費では自主防災組織育成事業費748万4,000円を、教育費で人づくり支援事業費330万円のほか3件をそれぞれ平成27年度へ繰り越したものであります。

温泉給湯事業特別会計では、温泉給湯事業

費の給湯管理費で、維持管理費440万円を平成27年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第4号は、平成26年度日置市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

平成26年度日置市水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

その概要については、工事の着工時期の延伸・年度内完成が困難となったことによる工期延長等により、それぞれ27年度へ繰り越したものであります。

資本的支出の建設改良費で、妙円寺第1浄水場2号送水ポンプほか取替修繕472万5,000円などほか6件をそれぞれ平成27年度へ繰り越したものであります。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これで報告第2号から報告第4号までの報告を終わります。

△日程第17 報告第5号専決処分（市営住宅にかかわる家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について

○議長（成田 浩君）

日程第17、報告第5号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告についてを議題といたします。

本件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

次に、報告第5号は、専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告についてであります。

報告第5号の「市営住宅に係る家賃の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起前の和解」につきましても、関連がございますので、一括してご報告させていただきます。

今回の報告は、市営住宅の使用料を停滞していた事案でありまして、市では再三にわたり相手方との交渉を繰り返してまいりました。

その結果、今回双方合意による解決の見込みとなりましたので、民事訴訟法第275条「訴え提起前の和解」の申し立てを伊集院簡易裁判所に行い、和解に至ったものであり、和解条項に基づきまして分割して支払うものでございます。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

以上、ご報告いたします。

○議長（成田 浩君）

これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第5号の報告を終わります。

△日程第18 同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第18、同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第1号は、日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてであります。

平成27年6月10日をもって任期満了となったため、引き続き後任委員として任命したいので、地方教育行政組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

中島辰矢氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから同意第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本件については同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、同意第1号日置市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

△日程第19 同意第2号日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第19、同意第2号日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

池満渉君の退場をお願いいたします。

〔18番池満 渉君退場〕

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

同意第2号は、日置市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてであります。

前委員が平成27年6月11日をもって退職したため、新たに委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

池満渉氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから同意第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第2号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、同意第2号は委員会付託を省略することに決定しま

した。

これから同意第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本件については同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、同意第2号日置市監査委員の任命につき議会の同意を求めることについては、同意することに決定しました

〔18番池満 渉君入場〕

△日程第20 承認第2号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて

△日程第21 承認第3号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第20、承認第2号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて及び日程第21、承認第3号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについての2件を一括議題といたします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第2号は、専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法の一部を改正する法律の一部が平

成 27 年 3 月 31 日に施行されたことに伴い、緊急を要したため、日置市税条例等の一部を改正したものであります。

承認第 3 号は、専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部が平成 27 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、緊急を要したため、日置市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

以上 2 件につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、最初に承認第 2 号のほうから補足説明を申し上げます。

別紙のほうをお開きいただきたいと思いません。

第 1 条に係る改正内容でございますけれども、第 31 条の改正は、法人市民税均等割の税率適用区分の基準について、見直しが行われたことに伴う条文の整備でございます。

次の第 48 条と第 50 条の改正は、法人税法改正に伴う条文の整備でございます。

次の 57 条及び第 59 条の改正は、法律の条ずれに伴い改正するものでございます。

次に、附則のほうですが、附則第 7 条の 3 の 2 の改正は、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除についての期限を平成 41 年度まで 2 年延長するものでございます。

それから、附則第 9 条から次のページの下の方第 9 条の 2 の改正は、ふるさと納税に係る改正になりますが、確定申告が不用な給与所得者等がふるさと納税を簡素な手続で行えるふるさと納税の申告特例について、規定を新設するものでございます。

次の附則第 10 条の 2 の改正は、都市再生特別措置法に基づき、認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置、管理

協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例措置及び新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置の規定の創設並びに法律の条項ずれに伴う改正でございますが、本市においての該当は現在ございません。

次の附則第 11 条、附則第 11 条の 2、附則第 12 条、附則第 13 条の改正は、平成 24 年度から平成 26 年度までの間講じられてきた土地に係る負担調整措置等を平成 27 年から平成 29 年度までの間においても、さらに継続するものでございます。

次に、附則第 15 条の改正は、特別土地保有税の課税の特例について、特例が延長されたことによる条文の整備でございます。

次の附則第 16 条の改正につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新規取得した三輪以上の軽自動車、新車に限りますが、のうち、環境負荷の小さいものに係る軽自動車税について、平成 28 年度分に限り燃費性能等に応じて税率を軽減する特例措置、それから軽自動車税のグリーン化特例を講ずるための規定の新設でございます。

次に、第 2 条に係る改正でございますが、日置市税条例の一部を改正する条例、平成 26 年日置市条例第 10 号の一部改正でございます。平成 27 年度分の軽自動車税から適用することとされている原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車等に係る税率について、その適用開始時期を 1 年延期し、平成 28 年度分以降の年度分に適用することとしております。

次のページ、改正条例附則でございます。第 1 条で、施行期日を平成 27 年 4 月 1 日及び公布の日といたしております。

第 2 条では、市民税に関する経過措置、第 3 条は固定資産税に関する経過措置でございます。第 4 条で軽自動車税に関する経過措置

として、新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用することと規定しております。

続きまして、承認第3号でございますが、補足して説明を申し上げます。

条例第2条の改正は、基礎課税部分の課税限度額を51万円から52万円へ、後期高齢者支援金分の課税限度額を16万円から17万円へ、介護納付金分の課税限度額を14万円から16万円へ引き上げるものでございます。

ちなみに、最終的な本算定が7月1日でございますので、昨年の本算定時の限度額超過世帯と比較してみますと、基礎課税分が106世帯、後期高齢者支援金分が145世帯、介護納付金分が33世帯となっております。

第23条の改正は、基礎課税分と後期高齢者支援金分及び介護納付金の課税限度額の引き上げによる改正と同条第2号で減額措置に係る5割軽減判定所得の算定方法の加算金額を24万5,000円から26万円に引き上げるものでございます。

次に、第3号では、減額措置に係る2割軽減判定所得の算定方法の加算金額を45万円から47万円に引き上げるものでございます。

ちなみに、昨年の本算定時の基礎課税分の軽減世帯と比較してみますと、7割軽減世帯が2,636世帯、5割軽減世帯が1,160世帯、2割軽減世帯が1,890世帯、合計で、4,735世帯となっております。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第2号及び承認第3号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、承認第2号及び承認第3号の2件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから承認第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件については承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、承認第2号専決処分日置市税条例の一部改正につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから承認第3号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

7番。私は、承認第3号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）について、反対討論を行います。

私は、課税限度額の引き上げに反対です。市民の暮らしは収入がふえない中、消費税増税や介護保険料値上げなどで一段と苦しくなっております。この条例改正によりまして、さらに負担がふえる世帯が出てくることから反対をいたしますが、今、市民は本当に苦勞して国保税を納めています。そして、最高限度額の世帯が、生活が豊かで余裕があるとい

うわけではありません。本当に苦勞して納めている実態がございます。さらに払えない世帯がふえることも心配されます。このような理由で反対をいたします。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本件について承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

よろしいです。起立多数です。したがって、承認第3号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

△日程第22 承認第4号専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第12号））につき承認を求めることについて

△日程第23 承認第5号専決処分（平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについて

△日程第24 承認第6号専決処分（平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについて

△日程第25 承認第7号専決処分（平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第5号））につき承認を求

めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第22、承認第4号専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第12号））につき承認を求めることについてから日程第25、承認第7号専決処分（平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについての4件を一括議題といたします。

4件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第4号は、専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第12号））につき承認を求めることについてであります。

平成26年度一般会計歳入歳出予算の市税、地方交付税、県支出金、寄附金、繰入金及び市債の確定並びに総務費及び土木費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,519万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ257億1,704万7,000円とするものであります。

歳入では、市税で、市民税、法人税の確定見込みにより、5,900万7,000円を増額計上いたしました。

地方交付税では、特別交付税の交付決定により3億3,913万6,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、総務費県補助金のかごしま応援寄附金市町村交付金の確定により、9,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、一般寄附金の増額、指定寄附金の減額により、116万9,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、土地開発基金繰入金を3,230万7,000円増額計上いたしました。

市債では、民生費で、食の自立支援事業費の確定による減額、土木債で、市道整備事業費の確定による減額により、410万円を減額計上いたしました。

歳出では、総務費の総務管理費で、施設整備基金積立金、まちづくり応援基金積立金の増額により、3億9,843万5,000円を増額計上いたしました。

土木費の都市計画費では、公共下水道事業特別会計への繰入金の増額、伊集院駅周辺整備事業寄附金積立金の減額により、2,675万5,000円を増額計上いたしました。

承認第5号は、専決処分（平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについてであります。

平成26年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算の保険給付費、共同事業拠出金及び保健事業費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額は既定の歳入歳出予算のおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,984万5,000円とするものであります。

歳出では、保険給付費の療養諸費で、一般被保険者療養給付費負担金、一般被保険者療養費負担金、退職被保険者等療養費負担金の増額、退職被保険者等療養給付費負担金の減額により、1,339万6,000円を減額計上いたしました。

共同事業拠出金では、保険財政共同安定化事業拠出金の増額により、1,265万4,000円を増額計上し、保健事業費の特定健康診査等事業費で、特定健康診査委託料の増額により、74万2,000円を増額計上いたしました。

承認第6号は、専決処分（平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第

6号））につき承認を求めることについてあります。

平成26年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の国庫支出金、繰入金及び事業債の確定について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額は既定の歳入歳出予算のおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,511万1,000円とするものであります。

歳入では、国庫支出金の国庫補助金で、公共下水道事業費国庫補助金720万円の増額、繰入金で、一般会計繰入金3,010万円の増額、事業債の確定による減額を計上いたしました。

承認第7号は、専決処分（平成26年度介護保険特別会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについてであります。

平成26年度介護保険特別会計歳入歳出予算の県支出金の確定及び予備費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,874万3,000円とするものであります。

歳入では、県支出金の県補助金で、財政安定化交付金175万円の増額、歳出では、予備費の175万円の増額を計上いたしました。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから4件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第4号から承認第7号の4件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号から承認第7号までの4件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件については承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、承認第4号専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第15号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから承認第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件については承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、承認第5号専決処分（平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから承認第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本件については承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、承認第6号専決処分（平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについては承認することに決定しました。

これから承認第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本件については承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、承認第7号専決処分（平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

△日程第26 議案第47号日吉支所庁舎建築工事請負契約の締結について

○議長（成田 浩君）

日程第26、議案第47号日吉支所庁舎建築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第47号は、日吉支所庁舎建築工事請

負契約の締結についてであります。

日吉支所庁舎建築工事を施工するため、工事請負仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますのでご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、議案第47号日吉支所庁舎建築工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

日吉支所庁舎建築工事を施工するため、工事請負契約を次のとおり締結するものでございます。

まず1に、目的は日吉支所庁舎建築工事、2に、入札の方法は公募型指名競争入札でございました。3は金額で、金額は2億9,808万円、4、相手方が日置市伊集院町郡2丁目56番地、株式会社久保工務店伊集院支店、支店長永池千尋でございます。

次のページ、資料をお開きください。

建築工事請負契約書でございます。工事名が日吉支所庁舎建築工事でございます。工事場所は、日置市日吉町日置地内、工期は議決後330日としております。28年5月6日の完成を予定いたしております。

この工事において、契約担当者と請負者は各々対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって公正な請負契約を締結し、審議に従って、誠実にこれを履行するものとする。また、この契約の証として2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通保持するとしております。

なお、契約書の第54条で、この契約は仮契約とし、発注者が議会の議決を得たときに本契約として効力を生ずるものとしており、

仮契約締結の日は平成27年5月20日でございます。

次のページに入札の結果を添付してございます。

入札執行日は、平成27年5月14日で、予定価格は消費税を抜いた金額で、2億9,100万円で、落札金額は2億9,808万円でございます。

入札は、単独企業が4企業で、建設工事共同企業体が3企業の参加でございました。

結果については、記載してございますとおり、株式会社久保工務店伊集院支店が落札いたしました。落札業者の主な工事経歴を次のページに掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、事業の規模につきましては、構造は、鉄筋コンクリートづくり、階数は、地下1回、地上2階でございます。建築面積が796.16m²、延床面積で1,695.98m²でございます。

設計につきましては、添付しておりますが、最初に配置図、それから地下、次に地下1階から屋上までの平面図と東西の立面図を添付いたしております。ご確認をお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第47号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。本件については可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号日吉支所庁舎建築工事請負契約の締結については可決することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を14時10分といたします。

午後2時01分休憩

午後2時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第27 議案第48号日置市観光案内所条例の制定について

○議長（成田 浩君）

日程第27、議案第48号日置市観光案内所条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第48号は、日置市観光案内所条例の制定についてであります。

観光交流の拠点施設として観光案内所を設置するため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますのでご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、議案第48号日置市観光案内所条例の制定について、補足説明をいたします。

別紙のほうをお開きください。主な部分の条項について説明をいたします。

まず、第1条、設置についてでございますが、観光情報を内外に広く発信し、市民と観光客との交流の場を提供することにより観光交流の振興を図り、もって地域経済の活性化に供するため、観光案内所を設置するのであります。

第2条は施設の名称と位置であります。施設名称は日置市観光案内所とし、位置は、日置市伊集院町徳重285番地12であります。JR伊集院駅の南口と日置警察署駅前派出所との間に位置します。

第3条は事業であります。案内所の事業は、観光情報の提供、観光交流、地域特産等の展示、販売に関する事業及び案内所の設置の目的を達成するために必要な事業となっております。

第4条は開館時間及び休館日であります。開館時間は午前9時から午後6時まで、休館日は12月31日から翌年の1月3日までで、第2項に、市長は案内所の管理上、必要だと認めるときは開館時間を変更し、または休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができると定めております。

第5条は使用許可であります。案内所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けるものとしております。

第6条は使用の不許可であります。不許可の要件として、公の秩序を乱し、公益を害するおそれがある場合、施設等を損傷するおそれがある場合、暴力的、不法行為等を行うことを助長するおそれがある場合、案内所の管理上、支障があると認める場合を上げてあります。

第7条は使用許可の取り消し等であります。

取り消しの要件としては、第1号から第5号までの条件に違反した場合に使用許可の全部もしくは一部を取り消すものであります。

第8条は使用料を規定しております。使用者は別表に定める使用料を使用許可と同時に納め、ただし、アンテナショップを使用する場合及び市長がその必要がないと認めた場合はこの限りでないとしております。

使用料については別表をごらんください。

会議室の使用に当たっては、全面使用の場合は1時間につき210円、冷暖房の使用が同じく1時間につき210円としており、片面使用の場合は1時間につき100円、同じく冷暖房の使用が100円となっています。この使用については、日置市の公民館等の会議室の使用料を参考として設定してあります。

次に、アンテナショップの使用料として、冷蔵冷凍品が一月につき案内所を使用して得た売上金額に100分の20を乗じて得た額で、冷蔵冷凍品以外のものについては、100分の15を乗じて得た額としております。これは市内の物産館の使用料を参考に設定いたしております。

最後に、パブリックビューアーの使用についてであります。

市内の事業所等の使用については、ワンスポット一月に1万円で、市外の事業所はワンスポット一月に4万円と設定しております。ワンスポットは15秒以内であり、連続4スポットまで使用可能であります。4スポット使用の場合は一月の使用料に4を乗じた額が使用料となります。

資料は、またもとのほうに戻りますが、第9条は使用料の減免の規定となっており、市長は公益上の理由、その他特別な理由があると認めるときは、附則で定めるところにより減額または免除することができるとしております。

それから第10条につきましては、使用料

の還付の規定であります。

それから11条は、権利譲渡の禁止規定を設けております。

第12条は、施設等の現状変更の禁止規定、第13条は損害賠償に関する規定、第14条は入館者の制限に関する規定となっております。

第15条では、指定管理者による管理の規定であります。案内所の設置の目的を効果的に達成するため、案内所の管理を指定管理者に行わせることができると規定いたしております。

第16条は、指定管理者の業務であります。指定管理者は施設等の維持管理に関する業務、第3条各号に掲げる事業、利用許可及び不許可、許可の取り消しに関する業務、利用料の徴収などに関する業務、その他案内所の運営に関する必要な業務となっております。

第17条は、指定管理者に案内所の管理を行わせる場合の開館時間及び休館日の変更の規定でございます。

第18条は、指定管理者に案内所の管理を行わせる場合の利用料の規定でございます。

第19条は、これにつきましては、準用及び読み替え規定でございます。

第20条が委任となっております。

附則としまして、この条例は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において附則で定める日から施行するものであります。

以上が概要でございます。ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから議案第48号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

議案第48号は総務企画常任委員会に付託いたします。

△日程第28 議案第49号日置市防災
行政無線整備事業分担金
徴収条例の廃止について

○議長（成田 浩君）

日程第28、議案第49号日置市防災行政無線整備事業分担金徴収条例の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第49号は、日置市防災行政無線整備事業分担金徴収条例の廃止についてであります。

防災行政無線システムの整備に伴い、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願います。

○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、議案第49号について補足説明を申し上げます。

別紙のほうをお開きください。

日置市防災行政無線整備事業分担金徴収条例を廃止する条例としまして、日置市防災行政無線整備事業分担金徴収条例、平成17年日置市条例第21号は廃止する。

附則、この条例は平成27年7月1日から施行するとするものでございます。

今回の条例廃止は、防災行政無線整備事業のデジタル防災行政無線整備工事及び地域コミュニティ無線整備工事の実施に伴い、日吉地域の地域コミュニティ無線の整備が完了し、平成27年7月1日から運用を開始することから、伊集院地域を対象にしていた日置市防災行政無線整備事業分担金徴収条例を廃止するものでございます。

以上が補足説明となります。ご審議をよろしく願います。

○議長（成田 浩君）

これから議案第49号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第49号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第49号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。本案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号日置市防災行政無線整備事業分担金徴収条例の廃止については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第29 議案第50号日置市地域
づくり推進基金条例の一
部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第29、議案第50号日置市地域づくり推進基金条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[市長宮路高光君登壇]

○市長（宮路高光君）

議案第50号は、日置市地域づくり推進基金条例の一部改正についてであります。

基金の設置目的を明確にするため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますのでご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、議案第50号日置市地域づくり推進基金条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

地域づくり推進基金につきましては、合併特例債を活用して造成した基金を積み立て、前年度までに元金の償還を終わった範囲内で取り崩しが可能となっており、平成24年度から民俗芸能等伝承活動事業や自治会育成交付金事業などのソフト事業にも充ててきたところですが、さきの平成27年度当初予算審議におきまして、これらの運用が条例の設置目的に照らしてどうかというご指摘を受けたところをごさしまして、基金の設置目的を明確にするために、今回条文の見直しを行ったものでございます。

第1条中、「地区振興計画に基づく市と市内各地との共生・協働による地域づくりを推進し、及び地域の課題解決を図る」を、「魅力と活力あるまちづくりの振興及び地域の特性を生かした産業の振興に供する地域づくりを長期的かつ安定的に推進する事業に要する経費の財源に充てる」と改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから議案第50号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（花木千鶴さん）

12番。1点だけお尋ねをするわけですが、これ即決議案だということですのでお尋ねをいたします。

これまでの条例の中での人の範囲と、新たに書き込まれるこの条文によって、これまでの使用することのできた範囲というものと、今回のこれが新たになることによって、どんな違いが、この基金を利用するのにですね、どれほど違いがあるのか。これまでの事業のできなかつた部分、できた部分とこれからどんなことに活用していこうとするのか、その辺をもう少し具体的に改正の部分のところご説明いただけませんか。

○地域づくり課長（平田敏文君）

この改正でございますが、これまで公共的な課題等の解決に取り組みながら地域の活性化を図る点におきまして、これまでと同様に大きく異なることはないというふうに考えております。

先ほど部長のほうからも説明がありましたが、地域づくり基金の活用につきましては、地区振興計画に基づく地域の公共的課題の解決に向けて事業推進してきておりまして、平成24年度以降は民俗芸能等の事業等もこの基金で活用してきました。

今後も地域の特性を生かしたさらなる地域づくりを引き続き推進するため、今回の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成田 浩君）

これで質疑は終わります。

お諮りします。議案第50号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省

略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第50号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号日置市地域づくり推進基金条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第30 議案第51号日置市税条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第30、議案第51号日置市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第51号は、日置市税条例の一部改正についてであります。

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますのでご審議よろしくお願います。

○総務企画部長（福元 悟君）

それでは、議案第51号日置市税条例等の一部改正について、別紙によりまして、補足説明を申し上げます。

その前に、今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成25年5月31日に公布されたことにより、今回条例を改正するものでございます。

まず、第2条第3号及び第4号の改正につきましては、番号法の施行に伴い、法人に対する納付書及び納入書への法人番号を規定するものでございます。

次の23条第2項の改正は、法人市民税における恒久的施設に係る規定を法人事業税と同様に規定するものでございます。

第33条の改正は、所得税法において、1億円以上の有価証券等を所有しての国外転出時課税の創設に伴う規定の整備でございます。

次の第36条の2の改正は、市民税の申告に係る法人番号を規定するものでございます。

次に、36条の3の3の改正は、法律の条項にずれが生ずることによる改正でございます。

それから、次の51条から第63条の2、63条の3、71条、74条、74条の2、89条、90条、139条の3、149条までの改正は、市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、入湯税に係る減免手続における個人番号または法人番号等に対する規定を盛り込む改正でございます。

附則第4条の改正では、延滞金の法律の条ずれに伴い改正するものでございます。

附則第10条の3の改正は、新築住宅等に対する固定資産税の減免の規定の適用を受けようとするものがすべき申告に係る個人番号、または法人番号等に対する規定を整備するものでございます。

次の、附則第16条の2の改正は、たばこ

税の改正になりますけれども、エコー、わかば等の6銘柄の紙巻たばこ、旧3級品に係る特例税率の廃止に伴う削除でございます。

附則第22条の改正は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等について、個人番号または法人番号等に対する改正を行うものでございます。

次に、附則について説明申し上げます。

改正条例附則第1条でございますが、施行期日を番号法に係る部分は、平成28年1月1日、それ以外の主な部分は平成28年4月1日としております。

附則2条は、市民税に関する経過措置でございます。

第3条は、固定資産税に関する経過措置をうたっております。

第4条は、軽自動車税に関する経過措置をうたっております。

第5条は、市たばこ税に関する経過措置をうたっております。

第2項第3項で、紙巻たばこ3級品に係る特例税率の廃止に伴い、税率を段階的に引き上げる措置を規定してございます。

現在、1,000本につき2,495円でございますが、平成28年度は2,925円に、29年度は3,355円に、30年度は4,000円に引き上げ、31年度に一般品と同じ税率5,262円になるまでの措置でございます。

同時に、第4項以降で、旧税率で仕入れた製造たばこを新税率引き上げ後の価格で販売することによる不当利益の防止のための手持品課税が実施されることによる措置を規定したものでございます。

第6条は、特別土地保有税に関する経過措置でございます。

第7条は、入湯税に関する経過措置でございます。

以上でございます。ご審議をよろしく願います。

○議長（成田 浩君）

これから議案第51号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

議案第51号は総務企画常任委員会に付託いたします。

△日程第31 議案第52号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第31、議案第52号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第52号は、日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますのでご審議をよろしく願います。

○市民福祉部長（野崎博志君）

それでは、議案第52号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正するものでございます。

内容といたしましては、乳児4人以上を入所させる家庭的保育事業等に係る保育士の算定について、当分の間、保健師または看護師を1人に限って保育士とみなすことができるとされておりました。それを保健師または看護師の確保が困難であるとの地域の実情に鑑みまして、准看護師を追加するものでございます。

別紙をお開きください。

日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するといたしまして、第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「看護師又は准看護師」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、本市では、現在のところ、家庭的保育事業等の保育所はございません。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから議案第52号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第52号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第52号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第32 議案第53号日置市介護保険条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第32、議案第53号日置市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第53号は、日置市介護保険条例の一部改正についてであります。

介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますのでご審議よろしく申し上げます。

○市民福祉部長（野崎博志君）

それでは、議案第53号日置市介護保険条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部改正に伴うもので、社会保障と税の一体改革において低所得者の保険料の軽減強化を図ることとされていたものが、今回制度化されたも

のでございます。

内容といたしましては、介護保険の第1号被保険者のうち、介護保険法施行令第38条第1項第1号に該当する低所得者、保険料区分で言うと第1段階の方につきまして、これまで基準額に0.5を乗じて得た額を第1段階の保険料としていたものをその額から0.05を超えない範囲で軽減率を市町村が定めることとなりました。

これによりまして、本市におきましては、第1段階の方の保険料を最大の0.05の軽減を図り、0.45とするため、条例の改正を行うものでございます。

それでは別紙をお開きください。

日置市介護保険条例の一部を次のように改正するといたしまして、第3条に2項を加えるもので、第3条第1項第1号に掲げる第1号被保険者に係る平成27年から29年までの各年度における保険料を3万1,680円とするものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとし、2項で、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の分は従前の例によるしております。

なお、平成27年4月1日の仮課税時点で算定いたしますと、3,333名が対象で、保険料軽減額が1,159万8,840円となります。

以上です。ご審議をよろしく願います。

○議長（成田 浩君）

これから議案第53号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第53号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省

略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第53号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号日置市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第33 議案第54号日置市立学校設置条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第33、議案第54号日置市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第54号は、日置市立学校設置条例の一部改正についてであります。

日置市立扇尾小学校を廃止するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号及び日置市立学校設置条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長

に説明させますのでご審議をよろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長（宇田和久君）

議案第54号日置市立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、これまで、議会、全員協議会で説明をさせていただきましたように、扇尾小学校を廃止することに伴い、日置市立学校設置条例の一部を改正するものでございます。

それでは別紙をお開きください。

別表、小学校の部、日置市立扇尾小学校の項を削るものであります。

日置市立扇尾小学校を廃止することに伴い、日置市内の小学校数は現行の19小学校から18校となるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2項では、日置市立学校施設設置条例の一部改正でございまして、同じく別表、日置市立扇尾小学校の部を削るものでございます。

なお、扇尾小学校の廃止につきましては、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定に基づきまして、5月の定例教育委員会において廃止の議決がなされております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから議案第54号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第54号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第54号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号日置市立学校設置条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第34 議案第55号平成27年度日置市一般会計補正予算（第1号）

△日程第35 議案第56号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第36 議案第57号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第37 議案第58号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第38 議案第59号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第39 議案第60号平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（成田 浩君）

日程第34、議案第55号平成27年度日置市一般会計補正予算（第1号）から日程第39、議案第60号平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの6件を一括議題といたします。

6件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第55号は、平成27年度日置市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億4,564万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ257億3,764万7,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、人事異動等に伴う人件費の減額、消費税増税による低所得者向けの臨時福祉給付金、子育て世帯の影響を緩和する子育て世帯臨時特例給付金、農林水産業などの産業基盤の整備、市道等の社会基盤の整備など投資的経費を中心とした予算措置のほか所要の予算を編成いたしました。

歳入の主なものといたしまして、市税では、軽自動車税率引き上げ時期延長による軽自動車税の減額により、585万7,000円を減額計上いたしました。

国庫支出金では、国庫負担金の民生費国庫負担金で臨時福祉給付金国庫負担金、子育て世帯臨時特例給付金国庫負担金の増額、国庫補助金の民生費国庫補助金では放課後児童クラブ整備費国庫補助金の増額、農林水産業費国庫補助金で農業基盤整備促進事業費国庫補助金の内示による減額、土木費国庫補助金では道整備交付金や社会資本整備総合交付金の内示に伴う増額などにより、7億2,165万8,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、県負担金の土木費県負担金で公共施設管理者県負担金の増額、県補助金

の民生費県補助金では放課後児童クラブ整備費県補助金の増額、農林水産業費県補助金では活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金や青年就農給付金事業費県補助金などの内示に伴う増額などにより、1億9,556万円を増額計上いたしました。

寄附金では、西酒造株式会社からの寄附金の増額などにより523万9,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金の増額などにより、4億3,515万7,000円を増額計上いたしました。

諸収入では、雑入で、コミュニティ助成事業、長寿社会づくりソフト事業の新規採択などにより551万1,000円を増額計上いたしました。

市債では、総務費で基金造成事業債の増額、土木債で市道整備事業債や公園整備事業債の増額などにより、3億8,480万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費で、工場等立地促進補助金の減額、コミュニティ助成事業採択に伴う助成金の増額、地区公民館における花火打ち上げ委託料の増額などにより、6,896万2,000円を増額計上いたしました。

民生費では、臨時福祉給付金給付事業費、放課後児童健全育成事業費、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費の増額などにより、1億3,588万9,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費では、活動火山周辺地域防災営農対策事業費、産地づくり対策事業費、農産物直売所施設整備事業費などの内示に伴う増額、県土地改良事業団体連合会賦課金、県営事業負担金の増額などにより、1億4,199万1,000円を増額計上いたしました。

商工費では、公益財団法人地域社会振興財団の長寿社会づくりソフト事業費交付金の活用による江口浜ビーチフェスタ開催に伴う委託料の増額、増築に伴う健康交流館事業特別会計への繰出金の増額、観光拠点施設の維持管理に伴う賃金などの増額、国民宿舎吹上砂丘荘耐震改修工事に伴う国民宿舎事業特別会計の繰出金の増額などににより、802万2,000円を増額計上いたしました。

土木費では、道整備交付金事業費、活力創出基盤整備事業費、橋梁修繕事業費、防災・安全対策交付金事業費、湯之元第一地区土地区画整理事業費の内示に伴う増額などにより、13億8,139万8,000円を増額計上いたしました。

消防費では、人件費の減額、地域防災組織を育成するためのコミュニティ助成事業採択に伴う助成金の増額などにより、1,239万8,000円を減額計上いたしました。

教育費では、吉利小学校複式学級教室改修に伴う施設維持修繕料の増額、国宝重要文化財等保存整備費補助金の内示に伴う宗教法人稲荷神社への補助金の増額などにより、3,909万8,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第56号は、平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,997万5,000円とするものであります。

歳入では、使用料及び手数料、下水道使用料の減額、繰越金で、一般会計繰入金の減額を計上いたしました。

歳出では、人事異動に伴う人件費の減額を計上いたしました。

次に、議案第57号は、平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

についてであります。

歳入歳出予算の総額は既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,928万4,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で、一般会計繰入金の増額、国民宿舎事業基金繰入金の減額を計上し、既定の歳入予算のとおりといたしました。

歳出では、経営費で科目の組み替えを行い、既定の歳出予算のとおりといたしました。

次に、議案第58号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,282万5,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で一般会計繰入金の増額などを計上いたしました。

歳出では、増築に伴う建築設計業務委託料の増額などを計上いたしました。

次に、議案第59号は、平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,990万4,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で温泉給湯事業基金の増額を計上いたしました。

歳出では、温泉給湯事業の貯湯槽設置事業費補助金の増額を計上いたしました。

次に、議案第60号は、平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,342万8,000円とするものであります。

歳出では、地域支援事業費科目の組み替えを行い、既定の歳出予算のとおりといたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから質疑を行います。

まず、議案第55号について、発言通告がありますので、池満渉君の発言を許可します。

○18番（池満 渉君）

一般会計でございます。上程をされました補正額が17億4,500万ということで、歳入歳出そうですが、この金額を賄うのに、歳入が国・県いろんなところからあるわけがあります。国の補助金やら、いろんなのが7億大体2,000万ぐらい。県からが2億ぐらいと。もちろん、その補助金の内容などは100%もありますし、率も違いますしそれぞれですが、17億の仕事をやるのに、補正をやるのに、もちろんそれで足りませんので、基金、貯金を壊して、あるいは起債、借金を起こしてやらなければならないわけですが、こういったような構図というのは、どこの自治体もそうですし、これまでも本市もそのようなことでもございました。そのような中で、今回、道整備交付金が4億2,500万ということについておりますが、このことはまた評価をいたしたいところでありますが、実は中身の問題なんであります。非常に使い勝手がいい交付金ということで、これまで社会資本整備総合交付金などがかなりの部分を占めてまいりました。もちろん、この交付金も防災あるいは安全といったような部分については増額がされたりとか、何とか、国も厳しい中で、国なりの防災には力を入れるとか、何とかという方針もあることがわかっておりますが、道整備交付金は大体補助率が50%、ご承知のように。そして、社会資本整備のほうは大体60%ということでもあります。いつも市長がおっしゃっております補助率の高い

事業を導入したいということでもありますけれども、仮に10億の事業をするときに、50%と60%であれば、本市の持ち出しが1億違うわけでもありますよね。そういったことを考えると、よりいいものを探さないといけないというような答弁であります。実はその今回の補正で出てきた中で、幾らか、社会資本整備交付金なども減額とか何とかというのが出ているようでございます。ここでお伺いをいたしたいのは、国から今の段階で示された、いわゆる国からの補助金、交付金といったようなものの内示の状況ですね。内示額といいますか、本市に示されたものの状況はどのようなことなのか、そのことをお示しをいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、なるべく補助率のいい部分をすればいいわけでもございますけど、27年度の社会資本整備総合交付金の中におきます要望額と内示率というのが、これは57%しか、国が来ておりません。また、その中で、防災・安全対策交付金というのは85%、道整備交付金におきましては94%という、大変ばらつきがあるというふうに思っております。トータルにいたしまして、今まで改良等を行ってまいりましたこの社会資本整備総合交付金、このことの内示が大変少なかったというのを一つの理由の中でございまして、特に道整備につきましては、これは内閣府の内示で事業でございまして、ほかのものは国交省でございまして、私どもはいろいろ県と一緒にパックといいますか、全県的な中におきます中で、鹿児島県に我々内示の中で、このように大変内示率、私ども要望した額に対する内示率が低かったというのが現状でございます。

○18番（池満 渉君）

そこでお伺いをいたしますが、今後の見込みというんですか、よく、例えば、厳しいも

のについては、また国のほうにもお願いをしながら、9月補正とか何とかというところで、何とかというような話もこれまでしております。しかし、やっぱり、当然、国は厳しいわけですので、そのことが徐々に徐々に如実に出てきてるような気がいたします。そして限られた予算の中で、地方創生の関係にも、また国は予算づけをしておりますので、決して全体がふえるわけでありませんので、そこ辺の動きもあると。

市長にお伺いをいたしますが、特に今回の補正で、伊集院駅などの整備事業などが減額になったりとか、何とかということもありますが、これからの今予定をされている事業が先送りになったりとか、伊集院駅は継続事業でございますけれども、年度を越して先送りになる。あるいは事業の規模を縮小しなければならぬとかといったような事態は起きないでしょうか。そこ辺については、どのようにお考えですか。

○市長（宮路高光君）

今後も予算要求し、また28年度を含めた中でも検討をしなければならぬと思っておりますが、基本的には、事業期間の延長をせざるをえない部分。ひょっとすれば内示額によっては縮小していく道路というのも出てくるというふうに思っております。このように、大変公共事業の中におきます事業の削減というのがあるわけございまして、今、地域創生という部分でございますけど、この分については、基本的にはソフト事業の関係、ハードじゃございませんので、今後におきまして、それぞれの事業の見直しという部分はやらなきゃならないというふうに思っています。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第56号から議案第60号までの5件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第55号は、各常任委員会に分割付託いたします。

議案第56号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

議案第57号及び議案第58号は、総務企画常任委員会に付託します。

議案第59号及び議案第60号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

△日程第40 陳情第4号「住民を守る避難計画が完備されない中で川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書」の提出を求める陳情書

○議長（成田 浩君）

日程第40、陳情第4号「住民を守る避難計画が完備されない中で川内原発1・2号機の再稼働に反対する意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第4号は、総務企画常任委員会に付託いたします。

△日程第41 陳情第5号私たち市民の生命を守るための更なる真摯な議論と県への申し入れについて（陳情）

○議長（成田 浩君）

日程第41、陳情第5号私たち市民の生命を守るための更なる真摯な議論と県への申し入れについて（陳情）を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第5号

は、総務企画常任委員会に付託いたします。

△日程第42 陳情第6号陳情書教育予算拡充に係わる意見書採択の要請について

○議長（成田 浩君）

日程第42、陳情第6号陳情書教育予算拡充に係わる意見書採択の要請についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第6号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

△日程第43 所管事務調査結果報告について

○議長（成田 浩君）

日程第43、所管事務調査結果報告についてを議題といたします。

文教厚生常任委員長から議長へ所管事務調査結果報告がありました。配付しておりました報告書は市長へ送付いたします。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

6月19日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後3時04分散会

第 2 号 (6 月 1 9 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（4番、7番、8番）
-------	----------------

本会議（6月19日）（金曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	銚之原 孝志 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長 宮 下 章 一 君
上下水道課長 丸 山 太美雄 君
学校教育課長 豊 永 藤 浩 君
会計管理者 満 留 雅 彦 君
農業委員会事務局長 重 水 秋 則 君

建設課長 桃 北 清 次 君
教育総務課長 松 田 龍 次 君
社会教育課長 平 地 純 弘 君
監査委員事務局長 地 頭 所 浩 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、4番、橋口正人君の質問を許可します。

〔4番橋口正人君登壇〕

○4番（橋口正人君）

皆さん、おはようございます。敗戦から70年、東日本大震災から4年目の6月がめぐってまいりました。

また、本県でも、5月29日に屋久島町口永良部島の新岳での爆発的噴火があるなど、日本を初め世界各地において地球温暖化異常気象による影響は、地球上、いろんなところで発生しております。異常気象という言葉が聞かない年はなく、特に昨年は、その異常ぶりに私たち日本人は大いに苦しめられました。

通告書に基づき、2つの質問をいたします。

まず、1問目は、地方創生に伴う企業誘致について。

4月より、地方創生、まち・ひと・しごと、地方が雇用をつくり、人が楽しく、生き生きする環境をつくることで、人が集まる地方をつくり、豊かな地域社会が実現する。

昨年12月1日に協定を結びましたセイカ食品について、水質検査が終わり、水の確保が済み、その後の進捗状況を伺います。

地方創生に取り組む中で、地方への新しい流れをつくる。地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする、時代に合った地域をつくり、安全で安心な暮らしを守る。若い世代の結婚、出産、子育て希望を叶えることが地方創生です。

セイカ食品が移住移転してくることが地方創生事業に取り組む中での大きな成果だと思えます。セイカ食品の新規社員募集も十数名と聞いておりますが、本市にとっては、雇用促進をしていくための大きなチャンスです。日置市内の若い方を雇用してもらえるように再度お願いしていただきたいと思えます。いかがでしょうか。伺います。

次は、町の活性化と観光について。

チャレンジショップは将来の商人を育て、商店街の繁栄と活性化をしていくことを目的に「銀天のたまご」が平成25年12月25日にオープンいたしました。

当初は、3店舗でのスタート。半年後、1店リタイアしましたが、1年5カ月を経過した現在の運営状況について伺います。これまで、どれぐらいのお客が来店されたでしょうか。それと、チャレンジショップの運営面で効果があった点、逆に改善すべき点についてを伺います。

観光推進を図る上で、市が補助し、年4回市内をめぐる観光バスツアーを実施しております。このバスツアーは、南日本新聞等に取り上げられ、大人気となっている点は皆さんも承知のことと思われれます。そこで、観光バスツアーについて質問させていただきます。

ことしから、年8回実施予定となっているバスツアーですが、現在3,000円で実施しているバスツアーは実際6,000円以上かかると聞いております。今後、ツアー以外でリピーターやロコミでの観光客をふやすためには、金額を実情に合わせ、内容を充実させることが必要と思われれます。市の補助がなくても、バスツアーが実施できるよう、金額、内容、企画の見直しは考えていませんか。伺います。

以上をもちまして、1回目の質問とさせていただきます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の地方創生に伴う企業誘致について、その1でございます。

立地協定を締結し、用地取得後、3年間のうちに操業が開始されますと、日置市工場等立地促進補助金交付要綱に基づき、補助金が交付されることとなります。

セイカの問題でございますけど、7月に設計が行なわれておりまして、それぞれ打ち合わせをする中で、年度内といたしますか、12月までに着工をするということでお伺いしております。その間、社会情勢の推移や建築資材等の価格変動によって、工期が若干変更する部分があるというふうには伺っております。

2 番目でございます。

地方創生は、人口減少の克服と地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本を維持することを目的としております。雇用の創出は、総合戦略を策定する上で4つの大きな目標のうちの重要な目標の一つと位置づけております。新たな企業の進出や立地企業の事業拡大などが雇用を生み出す機会であると捉えておりますが、既存の補助制度や優遇制度の活用を含め、さまざまな分野の創業支援や1次産業の再生強化等も視野に入れながら、若者の雇用創出を考えてまいります。

2 番目の本市の活性化と観光についてということ、その1でございます。

チャンレンジショップ「銀天のたまご」へ訪れる方は1日に5人から20人程度と聞いております。また、キャンペーン等の際には100人を超える方の来場や、これまで200人を超える研修の受け入れも行ってまいりました。当初、3店舗でスタートでありましたが、1店舗は営業形態等を見直し、自宅でのセミナー開催や訪問による販売が適していると判断し、早目に方向転換され、撤去された経緯がございます。

また、営業を継続されている2店舗につきましては、固定の顧客も確保するなど、徐々にありますが、自立に向かって自信ができてると聞いております。2店舗とも創業事業者として、商工会にも加入され、新たな地域の活性化を担う事業者の育成につながっているものと感じております。課題といたしましては、新規の入店希望者が飲食業や理容・美容業が多く、現在の店舗にそのような設備等がないことから、入店希望に添えないケースもあったということでございます。

2 番目でございます。

現在、本市が観光協会に委託して実施しているバスツアーにつきましては、ご質問のとおり、バス借上げ代を市が助成することにより、1人3,500円から4,500円程度と参加しやすく設定しているところでございます。現時点において、日置市の観光施設や観光地としての認知度はまだ低い状況にあると認識しており、ある程度、市がてこ入れを行い、参加しやすい料金でバスツアーを行うことにより、本市観光施設や観光地等の周知や情報発信を行う必要があります。まずは少しでも多くの方に本市に足を運んでいただくことが大切であると感じております。したがって、日置市の魅力を発信するようなツアー企画を情報発信のツールとして実施してまいりたいと考えております。

また、今後においても、県観光連盟と連携し、旅行代理店や旅行エージェント等を対象にモニターツアーも充実しながら、本市の観光や魅力のPRに努め、観光業者による収益性のあるバスツアーなどが将来的に企画・販売されるように、引き続き取り組んでまいります。

以上で終わります。

○4 番（橋口正人君）

4 番。昨年協定を結びましたセイカ食品は、7月には設計が行われ、早ければ12月の着

工に向けて準備が進むようであります。この2年間、市長におかれましては、セイカ食品の誘致に向けて、いろいろなご苦労はあったのではと思いますが、今、城西高校父兄の方から、城西高校サッカー場について移転するの事を聞いておりますが、移転先について聞いているでしょうか。伺います。

○市長（宮路高光君）

今の段階におきましては、まだ、サッカー場の用地は城西高校の持ち物でございまして、まだ売買も何もしておりません。今後、この工場が恐らく1期、2期という形の中で建設されるというふうに思っておりますので、恐らく期間も5年ぐらいはかかって完成というふうになるかというふうに思っております。

その間、セイカとまた日章との話し合いの中において、サッカー場の移転先というのは、今後、考えていく必要があるかというふうには思っております。

○4番（橋口正人君）

今、市長のほうから、あと、また、3年、5年ぐらいの間には、また移転先のほうも決まるだろうというふうにおっしゃられました。

城西高校は、地元にはなくてはならない学校ですので、今、城西高校サッカー部は全国でもトップレベルのチームで、現在行なわれております、サッカーワールドカップ2次予選に出場している大迫勇也選手の母校でもあります。サッカー場の移転先を市が率先して見つけて、助成していくべきと思いますが、市からの助成は考えておりませんか。伺います。

○市長（宮路高光君）

まだ今の時点で、その段階ではないというふうに思っております。今後、やはり、そういうご依頼がございましたら、市としても、それぞれの適地といいますか、そういうあっせん等はやっていきますけど、今の現時点で助成という、そこまでは今のところは考えて

おりません。

○4番（橋口正人君）

12月には工事に入る予定というふうには先ほどおっしゃっておりましたが、工事関係車両が多くなることが予想されます。特に、この道路は飯牟礼校区の中学生の通学道路でもありますので、工事が始まりましたら、工事期間中の事故のないよう、関係者への指導を徹底していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この工事の安全性といいますか、こういうものには十分配慮していかなきゃならないというふうに思っております。特に中学生の通学路にもなっておりますので、朝夕のそういう時期につきましては、警備員等も配置しながら、適宜に対処していくべきであろうかと思っております。

○4番（橋口正人君）

通学路のほうは、事故のないように、また指導していってほしいと思っております。

続きまして、2つ目の質問に入ります。

チャレンジショップ「銀天のたまご」でございまして、店内に卵のオブジェが、すごいのがありますが知っておりますか。店内では目立たないので、表に出してPRしたほうが効果があると思っております。オブジェの展示目的と展示することによって、どれぐらいの効果があるのか、伺います。

○商工観光課長（橋口健一郎君）

お答えをいたします。

創業予定者が卵からひなになり、一本立ちとすることになぞられて、チャレンジショップのシンボルとして作成されたというふうに聞いております。

オブジェ設置の目的は、何か変わった形の物があると気になり、店舗の中に入ってきてもらうように設置したらしいと聞いております。天気の良い日などは、たまに通りの面に

出して宣伝等に活用するよう商工会へ働きかけたいと思います。このオブジェにつきましては、現在も来客者が写真撮影をし、SNS等で情報発信するなど、チャレンジショップ「銀天のたまご」のシンボルとして、一定の効果があったと思っております。

以上です。

○4番（橋口正人君）

今、担当課長のほうから、また、オブジェのほうは、卵からひなにというのが目的というか、考えだというふうに伺っております。天気のいい日は表に出して、みんなをびっくりさせてください。

現在入店しているお店の方が、先ほど言ったように、卵からひなになる時期が来ているようです。なぜかという、ことしの12月で2年の契約が切れる2店舗のようですが、これまでの2年を振り返り、チャレンジショップの存続について、どのような考えを持っているのか、担当課長に伺います。

○商工観光課長（橋口健一郎君）

お答えをいたします。

現在のチャレンジショップで実施可能な業種が施設の関係上、商品販売を行う小売業か、大がかりな設備を必要としないサービス業に限られております。冒頭、市長が答弁いたしましたとおり、入店希望者が飲食業や理・美容業、介護関係事業などが多く、ある程度、設備投資や施設改修が必要な業種となっております。小売業を目指す開業希望者が少ない現状であります。現在のところ、チャレンジショップ事業としての支援は今年度までとしておりますが、チラシやリーフレット、フリーペーパーなどで、継続的に入店募集も行っており、先般の銀天のたまご祭りのイベントでは、当日、あいにくの天気ではありましたが、ショップ内ではにぎわいを見せたところでございます。チャレンジショップの多目的な交流スペースの活用の継続利用も望む声

もあることから、入店希望者の状況を見ながら、事業の継続の是非を含め、地域商工会等とも十分協議したいと考えております。

また、今後は、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、空き店舗や空き家、公民館などを活用して、地域での新規創業を目指す事業主を対象に新たな政策なども検討したいと考えております。

以上です。

○4番（橋口正人君）

4番。今、担当課長のほうから聞いたとおりわかりました。入店希望者がチャレンジショップ事業とは違う方が多かったです。小売業を目指す方が少ないのが現状とのことでした。空き店舗は、この日置市内にいろんなところで、これからふえていきます。まだ、また新たな支援策を商工会と協議して頑張っていたきたいと思います。

最後に、バスツアーについて、先ほど市長より、観光地としての認知度がまだまだ低いとの答弁でした。今まで、年4回、3年間してきたバスツアーですが、今回は8回するわけです。県の観光連盟や魅旅とタイアップしての収益性のあるバスツアーの企画をいただけるよう努めたいとのことでした。収益性のあるバスツアーの企画ができるように期待しております。

また、日置市には有名な薩摩の里、美山があるので、美山を全面的に出した企画をしていくと、また、いいツアーになると思いますがいかがでしょうか。

これを伺いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○市長（宮路高光君）

ただいまご指摘ございましたとおり、日置市には美山の薩摩焼という大変伝統的な場所もございます。先般も美山とまた観光協会、また観光連盟と市も入りまして、今後、どのようなルートをつかったパッケージができるの

か、こういうことも十分今検討しておりますので、関係機関とも十分打ち合わせをしながら、日置市を売り出していきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

次に、7番、山口初美さんの質問を許可します。

〔7番山口初美さん登壇〕

○7番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して、一般質問を行います。

市民の方々から寄せられた声を市政に届け、その願い実現のために、今回は大きな項目で4項目について質問いたします。

まず、1問目は、農薬ネオニコチノイドについてです。平成21年、春に、花粉交配用ミツバチ不足の問題が発生して以来、我が国において、ミツバチ群の健全性は特にネオニコチノイド系殺虫剤による影響の観点から社会的に関心の高い問題になっています。農薬は品質のよい農作物を安定的に供給するために必要なものかもしれませんが、多くの場合、野外で使用されるので、使用の際にはミツバチなどの有用生物やそのほかの周辺環境に悪影響を及ぼさないよう十分な配慮が必要です。

2013年5月、欧州連合（EU）は、ミツバチへの危害を防止するため、ネオニコチノイド系農薬の使用の一部を暫定的に制限することを決定しました。また、2015年4月2日に、米国環境保護庁（EPA）が4種類のネオニコチノイド系農薬に対し、新たな使用方法については承認しないことを公表しました。本市でも実態を調査し、対策をとる必要があるのではないのでしょうか。

また、松くい虫航空防除や水稻、お茶など、さまざまな農作物の害虫駆除にもネオニコチノイド系の農薬が使われているようです。特に、松くい虫の航空防除はヘリコプターを使用するためにほかの方法よりも広範囲に薬剤

が広がりますので、その悪影響が心配されません。植物の受粉を助け、野生植物の多様性を維持するために欠くことのできないミツバチへの影響などを考えれば、一時的にでも中止するか、別の方法を検討するべきではないのか、伺います。

2問目は脱原発についてです。川内原発の再稼働に向けた準備が進む中、まだまだ市民は納得しておらず、市議会も6月11日の本会議で、事業主体である九州電力に対して、住民説明会の開催を求める陳情を採択しました。

また、30km圏内の自治体には、避難計画策定が義務づけられていることもあり、川内原発再稼働の同意が必要な自治体に加えるよう、市議会として昨年9月、県知事に対して意見書を提出しました。しかし、県知事は、同意は県と立地自治体のみ、薩摩川内市だけでよいと判断をされました。そして、残念なことに、我が日置市長も県知事の判断に従うとされたのでした。私たちの同意なしに、今、川内原発は再稼働に向け、着々と準備が進められ、7月に1号機が、9月下旬には2号機が再稼働される見通しのようです。

そこで、まず、本市の避難計画について、特に避難するのに自分で避難することが困難な方、要援護者などの避難計画について、進捗状況を伺います。人の命がかかった大切な問題です。誠意あるご答弁を期待します。

また、地震や火山の噴火が続いておりますが、川内原発の再稼働への影響をどう見ておられるのか、伺います。また、新規制基準が火山の影響に備えとする半径160km圏には口永良部島を含む39の活火山がありますが、観測体制など十分とられているとお考えかどうか、伺います。

さて、原発は、燃料のウランを掘る段階から住民の健康をむしばみ、命を傷つけ、がんや白血病、流産、死産、奇形、先天異常、皮

膚疾患など、深刻な病気が広がっていることをご存じでしょうか。誰かの命の犠牲のもとにつくられた電気を私は使いたくありません。このような事実を知らなかったでは済まされないという思いから、今回一般質問で取り上げた次第です。原発は、単にエネルギーの問題なのではなく、命の問題なのだということを私は強調したいと思います。

次に、子ども医療費の無料化についてです。これは12月議会でも取り上げました。よそから移ってこられた人が、日置市はおくれているねと言っておられます。とにかく急いで中学校卒業まで無料にしてほしいという市民の願いを実現するために、今回も質問させていただきます。

県内でも、ほとんどの自治体で無料化や助成制度が拡充されて、一番進んだところでは高校卒業まで無料になり、新しい流れとなってきました。最近、新たに鹿児島市も中学校卒業までの医療費助成を行うことが決まりました。来年の4月から実施するという事です。本市は昨年10月より小学校卒業まで無料になりましたが、市民の方々から、ぜひ1日も早く実現してほしいと要望が寄せられています。前向きのご答弁を期待して、次に移ります。

4点目の質問は、高すぎる国保税の引き下げについてです。

国保制度を国は広域化するとして準備を進めているようですが、県単位に広域化すれば、国保税が安くなるのでしょうか。そして、広域化で自治体の国保財政はよくなるのでしょうか。広域化でどのように変わるのか、現在わかっている範囲でよいですから、お答えいただきたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の農薬ネオニコチノイドについてと

いうご質問でございます。

その1でございます。本市も含め、県内においても、これまで、ネオニコチノイド系の農薬による養蜂家のミツバチへの被害は報告されておられません。現在、イチゴ農家の受粉用のミツバチに対しても感受性を考慮した薬剤の選定や松くい虫の航空防除においても、事前に養蜂家への連絡を徹底するなど、対策が図られております。

2番目でございます。松くい虫の航空防除の民有林で使用されている薬剤には入っていないものの、国有林の航空防除や地上散布では、この成分が含まれた薬剤が使われております。散布に関しては、事前にミツバチの飼育状況を調査し、飼育者や地区養蜂組合等と連絡をとって、採蜜時期と空中散布時期を調整したり、被覆を実施するようにしております。

松くい虫の航空防除に関しましては、林野庁が定めたマニュアルに基づき、薬剤防除自然環境等影響調査を昭和52年から実施していることなども踏まえ、これまでどおり地域との打ち合わせなどを十分に行い、一時的な中止や別の方法の実態については、関係機関と十分連絡をとって、安全な薬剤使用等を検討してまいりたいと思っております。

脱原発についてでございます。その1であります。

30km圏にある医療機関及び福祉施設の避難計画については、おおむねでき上がっている状況でございます。

なお、平成27年3月に鹿児島地域防災計画（原子力対策編）が修正され、避難計画を定める必要のある医療機関等の範囲を川内原子力発電所から10km圏内の医療機関等に変更されたところでございます。川内原子力発電所から5kmから30km圏内の地域に所在する医療機関等の防護措置は屋内退避が基本となっているところで、一時移転等の防護措置

が必要になった場合は、県が「原子力防災・避難施設等調整システム」を活用して、避難先の調整を行うこととしております。

2番目でございます。

川内原発1・2号機については、九州電力の地震対策及び火山対策のいずれについても、原子力規制委員会による新規制基準に適合していることが確認されているところでございます。

3番目でございます。

九州電力は、火山影響評価については、南九州における破局的噴火の発生間隔や現在、破局的噴火の前兆と見られるような大規模な噴火が発生していないことから、発電所運転中の破局的噴火の可能性は十分低いと評価しております。

また、地殻変動等についての観測データ等の収集・分析、火山専門家の助言を得て、火山活動状況に変化がないことを定期的に確認するとしており、原子力規制委員会は、これらの九州電力の考え方は妥当であると判断しております。

4番目でございます。

採掘されたウランは、加工され、発電に利用されますが、採掘の時点でそのような報告もあると認識しております。

3番目の子ども医療費について、その1でございます。

鹿児島県下でも病院窓口の無料化はされておきませんが、償還払いとなっております。本市におきましても、昨年10月に小学生まで年齢を引き上げておりますので、当分の間、様子を見たいと思っております。鹿児島市におきましても、来年4月から中学生まで延長されましたが、これは月額2,000円の自己負担があると聞いております。本市におきましても、近隣のいちき串木野市、南さつま市もしておりますので、早い時期に中学生までは検討していきたいというふうに思ってお

ります。

4番目の高すぎる国保税の引き下げについてというご質問でございます。

その中の1でございますけど、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となる広域化をすることになるわけでございます。県内の国保被保険者が同じ所得水準、医療水準であれば、余り違うことのない保険税とすべきだと思っております。国の公費負担の投入を含め、負担は重くならない方向で広域化がされるというふうに考えております。また、具体的な説明等もございませんので、具体的な説明がございましたら、皆様方にもお知らせをしていきたいと思っております。

その2でございます。広域化に向けた詳細な内容については、今後協議されるというふうに考えております。国のほうにおきましても、27年度また29年度、多くの財政的な投資をするようでございますので、今後、医療費が伸びていく部分があるかというふうに思っておりますので、なるべく定職者の方々には、安い形の国保税にしていかなければならないというふうに思っております。

今、私ども自治体で運営しておりますけど、大変、この運営というのが難しゅうなっているのも事実でございますので、広域化した中において、財政的な、安定的な財政運営をしていくよう要望も申し上げていきたいと思っております。

以上で終わります。

○7番（山口初美さん）

7番。一通りお答えいただきましたので、再度伺ってまいります。4月7日付の南日本新聞の広場欄に「ミツバチのいない生態系に不安。ミツバチの飛んでいない私たちの環境とは何だろう。テレビも新聞もミツバチの消えた異常さを報道しない」というような内容の投書が掲載をされました。同じく4月18日付には「本当にそのとおりですね」

と共感の声が広場欄に載りました。市長ご自身は、ミツバチは余り、このごろ見かけなくなったなどか、そういうことを感じられたことがおありでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に、この農業の作物、花が咲くもの、こういうのは受粉していく。その受粉におきましては、ミツバチも含めまして、チョウチョウにしても、いろんな生態系のところでやってもらっております。特に、このミツバチにつきましては、私ども、イチゴ農家の皆様方が大変ミツバチが肝要な仕事をさせていただきます。全体的な生態系の中を見ますと、やはり、若干、ミツバチが昔みたいに、ぶんぶん飛んでいるということは少ない状況であろうかというふうには認識しております。

○7番（山口初美さん）

この農薬ネオニコチノイドの影響が、ミツバチが巣に戻る機能を失うということが指摘をされてますね。生態系への悪影響がイギリス、ニューカッスル大学などのグループの研究やスウェーデンのルンド大学などの研究グループ、この2つの研究グループの実験などで悪影響が証明をされています。花の蜜や花粉を集めるハチは植物の受粉を助けています。国際連合世界食糧計画WFPの試算では、ミツバチだけで経済効果が数十兆円だというふうにされています。野生植物の多様性を維持するためにミツバチは欠くことができないというのは皆さんの共通認識だろうと思います。

2つの研究結果はネオニコチノイドをこのまま使い続けることに警鐘を鳴らすものとなっているのではないのでしょうか。市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

この農薬の使用につきましては、安全基準を守りながら使用しているのがあるというふうに思っております。このことについては、それぞれの研究所ですか、そういうところが

判断をして、今、おっしゃいましたように、ネオニコチノイド系の農薬を排除するのか、そういうところがきちっと判断をしていくべきだろうかと思っております。

○7番（山口初美さん）

農家と連携をとるなどして対策を一応とおられるようですので安心はいたしました。鳥獣被害なども年々深刻になっておりますが、山の動物たちが里におりてきて、農作物を荒らしたりするのは山に食べ物が少なくなっていることが予想されます。これもミツバチが少なくなった影響ではないかなと考えられると思いますが、市長はこの点についてはどうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

イノシシ、鹿を含めまして、ミツバチと関連してるか、ちょっと私はそこまではちょっと判断が付きませんが、今言ったように、里までイノシシ等が来て農作物を荒らしているという事実は年々多くなっていることは事実でございます。そういう中におきましても、私ども鳥獣対策というのも大きな一つの農家を守るための役目でございますので、いろんな防護柵をしたり、また、狩猟の方々をお願いしたり、対策を今とっているところでございます。

○7番（山口初美さん）

わかりました。私たち人間は、たくさんの食物や木や花や草に囲まれて、いろんな生き物たち、昆虫や動物、魚や鳥たちとともに生きています。命はめぐりめぐって、助け合って存在するものですから、できるだけ、それを壊さない方法を考えていかなければいけないのではないのでしょうか。

福岡県のうきは市や久留米市などでは、害虫駆除に学校給食の廃油を使って石けんをつくり、その石けんを散布して、虫は息ができなくなって、害虫は死んでしまうということで、安くできて、確実に、しかも自然に優し

いという、こういう方法を取り入れてやっているとところもあるようです。このような方法を今後研究してみるというのはいかがでしょうか。このことを伺って、次の質問に移りたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれ無農薬といいますか、そういう形で野菜等を栽培する方も大変多くなったのも事実でございます。特に農家の皆様方が所得ということを考えたときに、ある程度の農薬、また、こういう殺虫剤等を含めたのは使用していかなければ、一定的な収量というのはいけないというふうに思っております。それぞれ、こういうものを使用することにおいては、環境といいますか、環境に適したことでございますので、このことは進めていかなきゃなりませんけど、それぞれ農家の皆様方が選択をしていくべきだろうと思っております。

○7番（山口初美さん）

脱原発の質問のほうに移りますが、避難計画、本当に完璧なものはとても無理だと私自身思っているんですが、介護施設や医療機関の避難計画、一応、おおむねでき上がっているというご説明でございましたが、具体的にどのような計画になっているのか、非常に疑問に思うわけですが、避難計画ができているところ、おおむねと言われましたが、市内の施設で何割ぐらいの施設でできているのでしょうか。

○総務課長（今村義文君）

30km圏内にある医療機関、福祉施設の避難計画については、おおむねというような表現を申し上げました。これにつきましては、県のほうが所管しております、この50kmから30km圏内が日置市は該当するわけですが、この50kmから30km圏内の医療機関等の防護措置については、屋内退避が基本というのがございます。一時的に移転の防護措置が必要になった場合は、県のほうが所管しま

す「原子力防災・避難施設等の調整システム」というのを活用して、空間放射線量の状況、そういった気象状況等を考慮して避難先を選定することとなっておりますので、この計画については、そのような表現でしたところでございます。

以上です。

○7番（山口初美さん）

屋内退避と簡単に言いますが、福島原発事故では、逃げるも地獄、残るも地獄と言えるような状況をつくり出しました。日置市で病院の入院患者や施設入所者だけで、どのくらいの数になるのか、伺いたいと思います。

○総務課長（今村義文君）

現在、日置市内のUPZ圏内の各施設ということで、社会福祉施設28施設1,534人、医療機関12施設1,584人、介護保険施設15施設1,088人、合計で55施設4,206人というふうになっております。

以上です。

○7番（山口初美さん）

私に市民のある方から声が届いているんですが、人工透析をされている方が、もし、原発事故に限ったことではありませんが、もし、避難しなさいとなったときに、人工透析の設備がある病院が、そういうところが受け入れてくれないことには、自分の命はもうそこで終わってしまうんだということを切々とおっしゃっていました。そういう受け入れのところまで、きちんと県がやってくれるのでしょうか。そのような点については、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このことについては、大変大きな問題であります。私ども市町村でできることじゃないというふうに思っておりますので、このことは、私ども県のほうにきちっと、そういう要請といいますか、そういうものはしていかな

きやならないというふうには思っております。

○7番（山口初美さん）

確かに市町村段階でつくるのは難しいと思いますが、県が本当にできるかなというのも疑問でございます。再稼働が目前になりましたから、原発事故を想定した避難訓練をどうしても再稼働前にやっておく必要があると思うんですが、その点については、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今回、8月に防災訓練をやりませうけど、この原子力の問題につきましては、私ども市だけじゃなく、県も入っていただかなきゃならないことでございますので、まだ日程はしておりませんが、今後、この原子力に対しまし避難訓練というのはやるべきだというふうに思っています。

○7番（山口初美さん）

最近、配布されました県政かわら版は、日ごろの備えが自分を守るという、こういうかわら版が全戸に配られたわけですが、原発事故に対しての備えも本当に十分にやっていけないと思います。本当に実効性のある避難計画をつくって、そして、日ごろ、きちんと訓練もしておくということが本当に大切だと思うんですが、その点はいかがお考えでしょうか。具体的にどのように進められるおつもりでしょうか。先ほど8月にとっかって言われましたけれども、川内原発の再稼働、一応、7月に1号機ということが言われておりますので、それでは、ちょっと間に合わないんじゃないかと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このことは、再稼働前といいますか、その後でも、いつも備えはしていく必要があるというふうに思っております。今回、総合の防災訓練のは8月に実施いたしますけど、この原子力の避難訓練というのは、また違う部分

もございまして、この年度内には、27年度にそういうものがやらなきゃならない。ただ、この稼働の前というのは、期間的に大変短こうございまして、また関係機関と十分の打ち合わせをしながら、この原子力についての避難訓練というのは、また消防とか県のいろんな関係の皆様方、医療の皆様方、地域の皆様方を含めた中でやらなきゃならないというふうに思っておりますので、年度内に、27年度はこの原子力についての避難訓練というのを実施したいと思っております。

○7番（山口初美さん）

口永良部島はきのうも2回噴火をしているようですが、口永良部島では京都大学の研究所があったので、異変を早く捉えて的確な対応ができました。それでも、気象庁の避難勧告は噴火が起きてからでした。日ごろの訓練のおかげで、犠牲者を出さずに全員避難できて本当によかったと思いますが、そういう訓練もまだ1回もしないのに、再稼働されようとしていることに、市長はそれでいいと思っておられるのか、伺います。

○市長（宮路高光君）

それでいいと思っているかということでございますけど、これはいろいろと関係の皆様方と十分打ち合わせをしながら、しなきゃならないというふうに思っておりますので、さっきも申し上げましたとおり、早い時期にそういう避難訓練はやっていく必要があるというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

川内原発の再稼働に反対する市民団体です、日置市も入っているんですが、川内原発30キロ圏の住民ネットワークが16日に県に要望書を出しました。川内原発の高経年化技術評価の審査がまだ済んでいないのに、再稼働させないようという要望です。翌日、17日付の南日本新聞にも小さな記事でしたけれども載りました。運転が30年を超える

原発は、高経年化技術評価書の策定が義務づけられているからなんです、この審査が終わるのを待たずに再稼働される可能性があるようですが、この点について市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このことについては、先ほどご指摘ございましたとおり、県知事、またそこの中で同意をした中でございますので、このことについて、九電のほうが十分いろんな調査等をした中で、再稼働の時期というのはすべきであるというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

電力会社まかせにしているのは市民の命が守れないのではないかと、私はそういう危機感を持っておりますので、ここであえてお伺いしているわけでございます。

先ほどの避難計画のほうに戻りますけれども、病院や介護施設やそういうところで働いている人たちの安全です。どこまでそういう人たちが、もし原発事故があった場合に、自分の命を守ることができるのだろうかという、これはもう市役所の職員などにとっても大きな問題だと思っております、学校の先生たちもそうです。みんな本当にいろいろな責任を持って仕事をしているわけですが、それぞれみんな大切な家族も持ち、地域の人たちとのつながりもあり、また、本当に自分の命もちゃんと守らないといけないという、そういう大きな問題、倫理的な問題ですけれども、川内原発再稼働を目前にして、実は、たくさんの方が不安に思っていることではないかと思っております。誰かを援助して自分も安全に避難をしないといけないというような、そういう瀬戸際に立ったときに、私たちはそういうことに対応できるルールづくりというのが必要ではないかと思っております、この点について市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

いろいろと組織と申しますか、そういうものがありながら、特に医療・介護にしたときにおきます弱者の、特に動けない方々をどう避難させるのかどうか、これは大変大きな課題であるというふうに思っております。そういうふうにして、みんなが不安であるというのは十分私も認識しております。そういう中におきまして、今答弁したとおり、計画と申しますか、そういう訓練と申しますか、それぞれ事業所ごとにもそういう意識と申しますか、そのときにはどうするんだというマニュアルと申しますか、そういうものをそれなりにつくっているというふうには思っておりますので、そういう危機管理を持ちながら、この再稼働については対応していかなくちゃならないというふうに思っております。

○7番（山口初美さん）

先ほどの、屋内退避の問題にまた帰りますけれども、入院患者さんとか介護施設の体の不自由な方々を屋内退避させた場合に、職員も当然、一緒に残らないといけないわけですが、そういう中でもう本当に起きてきた問題なんです。誰か残っていれば自分は逃げることにはできない。逃げたくても利用者の方が残ると言われたら自分は逃げられなかったというようなこともたくさん起きています。避難の手段も屋内退避している間に、外から人が入って来れなくなって、結局取り残された状態で何日も過ごさなければならぬ。そういう中で、食料も尽き、いろいろなものが足りなくなってくるわけです。そういうことで、やはり残った人たちの命を守れない状況というのがここにあったというようなことがあります。本当に屋内退避と簡単に言ってほしくないと思っております、また、避難をせずに屋内退避をなささいという指示を国が出したのに、やはり、子どもを抱えた人たちは必死で逃げたりしたわけですから、その時点で国に逆らっているということになって、そう

いうことで自問自答を繰り返して、いろいろつらい目に遭われたというようなことなどもご報告されております。本当に先ほど施設の入所者や入院患者の数、55施設で4,206人という報告がありましたけれども、この方々の一人の命も犠牲にしてはならないし、本当に職員の人たちも安全に避難できなければなりませんと思います。

そういう大きな問題、またこれから一緒に考えていかないといけないと思うんですが、具体的に避難計画の中にやはりしっかり考えていかないといけないのが、安定ヨウ素剤の問題があると思うんです。内部被曝を予防するための安定ヨウ素剤の備蓄、事前備蓄、これはどういう状況になっているのか伺いたいと思います。

○総務課長（今村義文君）

安定ヨウ素剤につきましては、既に日置市のほうは保管をしております。これについては、1人成人で2丸いうことで、5万6,000丸を保管しているところでございます。

以上です。

○7番（山口初美さん）

備蓄はできているということですが、適切に配付できる体制づくりや服用に関する知識の習得などが必要だと思うんですが、その点については、どのような準備ができていますか、伺いたいと思います。

○総務課長（今村義文君）

配付については、このヨウ素剤については、その状況に応じた配付でございますので、今後、その配付方法については、十分検討をしていきたいと考えております。

○7番（山口初美さん）

安定ヨウ素剤は飲むタイミングがとっても大切なんです。そして、副作用があるかもしれないということで、福島では実際配られても飲まなかった人も多かったらしいんですけども、そういう知識をきちんとやっぱり習

得している必要があると。それから、備蓄されていたのに職員が知らなかった例も福島のほうではあったというように聞いております。やっぱり連携をとって、きちんこの安定ヨウ素剤がしっかりと生きて働くように、そういうような備えをきちんとこれからとっていただきたいと申し上げておきたいと思っております。

先ほどの火山の観測体制などは、十分にとられているというようなご答弁でございましたけれども、私が調べたところでは、川内原発周辺のその39の活火山のうちに、気象庁が常時監視しているのは6つだけです。口永良部島、桜島、薩摩硫黄島、霧島、阿蘇、雲仙、この6つです。常時監視といいましても、遠隔地からデータをとっているだけです。しかも、監視業務にあたる気象庁職員のうちに、火山の専門家は全国で17人。ですから、このデータの分析は大学の研究者に丸投げになっています。そして、火山に常時向き合っている研究者も、全国で30人にも満たない状況です。

ちなみに、九州電力は今観測点を1つも持っていません。今から2カ所つくると言っています。市長はこのような体制で火山活動の予測ができるとお思いでしょうか。

○市長（宮路高光君）

私も専門的なそういう知識を持っていないもんですから、これでできるのかできないのか、どうなのか、そういう質問にも答えるのが大変難しゅうございます。やはり、そういう今ございましたとおり、大学とかそういう研究者の中で判断をしていかなければ、九州電力だってその観測所をつくったって、そういう専門的はいないもんですから、やっぱり大学の、京都大学、東大、そういう方々が全国のところの重要な火山活動は測定をしておりますので、そういう方々がきちっと判断をしていくべきであるというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の開議を11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。山口初美さん。

○7番（山口初美さん）

火山の専門家ではない私もそうですが、巨大噴火の可能性は十分に小さいと九州電力が判断をしておりますが、それに対して、規制委員会もそれは妥当だというふうにしておりますが、これらの判断の場に火山の専門家は誰も関与していません。本当にびっくりしますけれども。

火山学会のほうから、巨大噴火の予知は現在の研究レベルでは無理だといわれています。冷却しないと動かさない燃料体の搬出は難しいといわれておきまして、政府も予測は困難だと認めた上で、今から観測体制を強めるといふふうに言っているんです。こんなことで本当に現実、再稼働しても大丈夫なんでしょうか、市長はどのように思われますか。

○市長（宮路高光君）

さっきから答弁してありますとおり、私にどうかと聞く自体も、私自身も答弁には大変難しい部分がございますので、さっきも申し上げましたとおり、規制委員会等がそのような判断をしておるといふことだけは認識しております。

○7番（山口初美さん）

原発事故は起きてしまったら本当に取り返しがつかないということを、福島原発事故で私たちは体験をしました。自然災害とは違います。人災なんです。1人の犠牲者も出さずに避難できないことがわかっているのなら、再稼働するべきではないと私は考えます。原

発はとまっても電気は足りているじゃありませんか。なぜ、人間の手に負えない原発を動かそうとするのか、人の命はどうでもいいのか、核のごみを、負の遺産をさらにふやし、未来の子どもたちに残してもいいのか、押しつけるつもりか、こういうことを私は考えます。

インドのビハール州の南部、シンガハム地方にあるジャドゥゴダ、舌をかみそうですけれども、ジャドゥゴダというところにインドで唯一のウラン鉱山があります。先住民が多く住む地域です。ウランを採掘、精錬する国営のウラン公社は廃棄物を野ざらしのまま投棄し、近隣の住民の間にはがんや白血病など初め、先ほど申し上げたような、これまで見たこともないような深刻な病気が広がっています。特に、子どもたちが病気に苦しんでいるんです。原発は先住民族の住む土地のウラン鉱石を掘り出すところから始まり、被害を与え続けています。

私たちが原発の電気を使う限り、加害者の側に立つということではないでしょうか。市長はこの点、どう思われますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この問題についてはエネルギー政策といいますか、その中で判断をしておるといふふうに思っております。国のほうもそれぞれ原子力発電所のウエートというのをそれぞれパーセントを決めて、今後それぞれ再生エネルギーまた化石もありますけれど、特にこの環境の問題を含めた中におきまして、今後やはり化石、石炭、こういうものが使われることにおいては、大変大きな環境問題にもなるというふうに認識しております。

○7番（山口初美さん）

遠い空の下で苦しんでいる人たちがいることを、決して私たちは忘れてはならないと思います。

避難計画も未完成、できたとおっしゃいま

したけど、あんなもんじゃ県任せで本当にできたとは言えないと思います。火山や地震対策も不十分、市民も納得をしていません。こんな状況の下で、このまま川内原発を再稼働させていいはずがありません。今の状況では川内原発は世界で最も危険な原発と言わなければなりません。このまま再稼働されてしまえば、私たちは毎日毎日不安を抱えて暮らさなければなりません。原発事故が起これば、福島の人たちのように私たちがふるさとを奪われ、家族ばらばらに避難しなければならないということです。

今、再稼働前に再稼働すると言わなければ、未来の子どもたちに安心して暮らせるふるさとを手渡すことはできません。安全な自然エネルギー、再生可能なエネルギーを活用すればいいのです。新しい仕事もふえて地域も活性化します。安心して暮らせるふるさとを未来の子どもたちに手渡すことができます。人の手に負えない危険な原発はもうやめて、再生可能な安全なエネルギーへの転換を1日も早く、しっかりと進めていくことを、市長にもそういうことを期待をしまして、次の質問に移りたいと思います。

今回は、子ども医療費の問題は同僚議員も取り上げていただきました。私よりもっと進んでまして、高校卒業まで助成できないかということで、取り上げていただいております。今、子育て世代の若い方々、本当に賃金も低く抑えられて、派遣や契約社員だといったような安定しない仕事が多いんです。子育てにも本当に苦勞しています。子育てを応援する一番の施策がこの医療費の無料化だと思います。せめて、子どもが病気のお金のお心配なく病院にすぐに行けるように、病院の窓口で無料になるように、ぜひしていただきたいと思います。

九州内で病院の窓口で一旦払わなければならないのは、沖縄と鹿児島だけです。何とし

てもこの冷たい県政を変えなければと思いますが、市長としては今後どのようにこの問題に取り組んでいかれるか伺って、次の質問に移りたいと思います。

○市長（宮路高光君）

窓口の無料化、これのことが一番利便性があるというふうに私は認識しております。これのことについては、さっきも申し上げました、県がきちっとしていかなければ、私も市町村だけで窓口無料、市町村だけの病院を使っただけであれば、ある程度医師会とも話ができますけど、県の全県的なものでございますので、どう思うかというふうじゃなく、やはり、そういう形の中でどうしたらできるのかということをもたまたま県のほうにもお願いをしていかなきゃならんと思っております。

○7番（山口初美さん）

これで最後の質問になります。国民健康保険税の、高すぎる国保税の引き下げというタイトルで今回、国保制度が広域化されるということ、問題を取り上げました。国が広域化をする目的についてしっかりと捉える必要があると思います。まだ、具体的な説明はないということですが、ある地域の、日置市内のある地域の老人会の総会の席で、それにご出席された県議会議員の方が、ご挨拶の中で、誰と名前は申し上げませんが、「平成30年からは国民健康保険税は県単位になるので、国保税が安くなります」とご挨拶をされたそうです。拍手喝采だったそうです。本当にそうならばよいと思いますが、国の財政支援がなければ、もともと成り立たない国保制度です。国がそれを国の負担を減らし続けたために、国保税は払いたくても払えないような負担になり、市の国保財政も大変厳しくなっているわけです。

○議長（成田 浩君）

残り時間が少なくなりましたから、まとめてください。

○7番（山口初美さん）

そここのところを改善しない限り、いくら県単に広域化されても国保税は安くならないのではないのでしょうか、財政も。その点を最後に市長の見解を伺って、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

この広域化する中におきまして、国保税が安くなる、これは断言はできないというふうに思っております。ですけど、国として今までございましたとおり、約何千億円という広域化の中において投入すると言っておりますので、今後、国保医療のほうがどういう伸びをするのか、ここあたりの部分も起因するわけでございますけど、やはり広域化する中において、財政的な安定化というのが、各それぞれ市町村でしているよりも大変効果が出てくると思っております。

私どもも一般財源を今1億円入れております。各市でそれぞれ投入する額が違ってまいりますので、こういうものもどういうふうにして取っ払ったときに平準化できるのかどうか、ここあたりも大きな課題も残っておりますので、まだいろいろと説明を受けながら、この広域化の問題についてわかり次第、また議会また市民の皆様方にも広報していきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

次に、8番、出水賢太郎君の質問を許可します。

〔8番出水賢太郎君登壇〕

○8番（出水賢太郎君）

先に通告をいたしておりました2項目について、質問をいたします。

まず、1番目の指定管理者制度について質問いたします。

平成15年9月の地方自治法の改正により、市が管理する施設を民間団体等に代行管理させることができる指定管理者制度が始まりま

した。日置市では、平成18年9月1日から平成22年3月31日まで、22施設が指定管理者制度に移行し、約4,300万円のコスト削減効果がありました。また、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間は、26施設が指定管理者制度で運営をされてきました。

現在、平成24年12月議会で議決をされ、平成25年4月1日から3年間管理運営をする施設が江口蓬莱館やチェスト館など7施設、5年間管理運営する施設がゆすいんや美山陶遊館など6施設、また、ゆーぷる吹上は指定管理者の撤退により、平成26年2月1日から市の直営になっております。また、B&G東市来海洋センターは、平成23年4月1日から5年間、日置市診療所及び特別養護老人ホーム青松園は平成24年4月1日から5年間の期間となっております。

このうち、平成28年3月31日まで指定されている施設については、恐らくことしの12月議会で、次の指定管理者を指定する議案が上程されるのではないかと考えます。これまでの流れでいきますと、大体6月議会が終わったところから、指定管理者の選定の手続きが始まるのではないかと考えますので、今議会におきまして、市長に3点を質問いたします。

1、指定管理者制度の効果と課題について、どのように分析をしていますか。

2、指定管理者のチェック体制や評価制度の運用などはどうなっていますか。

3、今後の進め方（民間譲渡も含む）はどうしていくのでしょうか。

次に、2番目の市道の管理について質問をいたします。

私たちの生活に必要な不可欠な道路、特に市道については市内隅々まで道路網が整備されており、人間に例えれば毛細血管のような存在であります。ゆえに、身近な生活道路であ

る市道に対しては、住民の皆様からさまざまな要望が出され、当局も厳しい財政状況の中で、できる限りの対応をされていることは十分に認識をいたしております。

平成21年度から開始されました地区振興計画により、地域づくり推進事業費のハード事業の予算が26地区に配分され、多くの生活道路の整備に寄与してきたことは、皆さんもご承知のとおりかと存じます。しかしながら、平成27年度からの第3期地区振興計画では、ハード事業の整備にめどがなかったとの理由で、ソフト事業に5割の予算配分をし、その分ハード予算は減額をされました。中心部の地区では道路も整備されており、ハード事業の需要は少なくなっているとは思いますが、周辺部の地域では未だに道路整備など、ハード事業に対する需要は高いと考えます。市道にはみ出した雑木の伐採なども地域づくり推進事業で行ってきた地域もありましたが、今回のハード予算の減額の影響が出ているのではないのでしょうか。

また、自治会などが行う市道の愛護作業につきましても、過疎化、高齢化の進展で、住民主体で行うことができない地域も出てきており、そのような市民ニーズにどのように応えていくかが、これからの行政の課題だと考えます。共生協働の地域づくりという考え方は、十分に理解し大事だと考えますが、しかしながら、実際にはその担い手である住民は高齢化しており、今後はその現実と理想のギャップに翻弄されていくのではないかと危惧をいたしております。そこで、市長の見解を伺いたく、3点を質問いたします。

1、市道の舗装や側溝蓋の設置など、さまざまな要望がどれだけ上がってきているのでしょうか。また、その対応はどうしているのでしょうか。

2、雑木が繁茂し、市道の通行に支障がでている所もありますが、その対応はどうなっ

ていますか。

3、自治会等が行う伐採、清掃の作業について、高齢化が進み、作業困難な自治会も出てくると思いますが、そのことについてどのように考えていますか。

以上、当局の誠意ある答弁を求め、1問目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の指定管理者制度について、その1でございます。指定管理者制度の効果については、管理経費の縮減や民間事業者のノウハウを生かした施設利用者サービスの向上等であると捉えております。

管理経費については、直営時や委託管理時と比較いたしまして、おおむね経費の縮減が図られ、利用者も増加しています。また、施設利用者のサービスについては、利用者アンケート等を通じて、サービスの改善や向上が図られているところでございます。

課題については、委託先の倒産や指定管理施設の経営悪化による撤退等への対策、施設の民営化に向けての検討、社会情勢の変動における指定管理料の見直しなどであろうと考えております。

これらの課題については、定期実地調査や更新時期の検討等を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。

2番目でございます。指定管理者のチェック体制については、過去、指定管理者の指定を取り消す事例があったことなどから、新たに2か月に1回の定期実地調査を取り入れるなどモニタリングマニュアルの改定を行い、管理運営業務の実施状況や収支状況の確認を行うなど、チェック体制や指定管理者との連携の強化を図ってきたところでございます。

また、評価制度については、定期実地調査や利用者アンケートの結果等を踏まえ、年に1回施設所管課による管理運営業務評価を行

い、改善が必要と認められる場合は、必要に応じて指導または改善勧告等を行うことにしております。

3番目でございます。指定管理者制度については、施設の老朽化の問題や利用者ニーズなども踏まえ、制度の導入が可能な施設については、制度導入によるメリット・デメリットなどを調査、研究した上で、メリットが大きいと判断された施設については、制度の導入を進めてまいりたいと考えております。

また、行政として行うべきサービスなのか、民間に任せて行われるべきサービスなのか判断しながら、民営化が可能であろうと思われる施設については、施設の民営化を進めてまいりたいと考えております。

2番目の市道の管理についてでございます。

その1でございます。平成26年度の市道に関する要望件数は269件でございます。主な要望といたしましては、舗装補修で62件、側溝改修で52件、蓋設置で28件のほか、法面の除草や防護柵の設置などとなっております。

これらの対応につきましては、現地の確認をした上で、その緊急性や費用効果、事業規模を見きわめるとともに、市民の安全・安心の観点から、簡易な補修は作業班による維持補修とし、緊急性のあるものは業者に修繕を依頼しているところでございます。また、側溝改修や蓋の設置、大規模な舗装修繕につきましては、道整備交付金事業を活用するなど、計画的に整備を進めるとしてまいります。市道管理者といたしましては、今後も厳しい財政状況が予想される中、自治会や地区館と連携し、地元の協力をいただきながら適切な整備と管理に努めてまいります。

2番目でございます。市道に幹がはみ出し、交通の支障となっている樹木の伐採に当たっては、その所有者に危険性などについて、よく理解していただくことが重要であることか

ら、誠意を持って説明するよう努めているところでございます。

また、所有者が不在村などにより早期の対応が困難な場合は、通行の安全確保の観点から作業班などを活用して市が対応を行うこととしてまいります。

今後も、自治会長など地元の協力をいただきながら、解決を図ってまいりたいと考えております。

3番目でございます。市道の愛護作業は、市民協働による住みよいまちづくり、美しい地球環境づくりを目指すため、年間を通じてお願いしているところでございます。

市道愛護期間では、市民約1万3,000人、作業距離550kmの作業を実施していただき、感謝しているところでございます。

なお、自治会等による愛護作業の実施に当たっては、自主的な参加を基本としており、参加の強制などは行わないこととしてまいります。

今後の高齢化問題や地域の人口減少など課題がありますので、自治会等の意見をいただきながら解決に向けた検討を進めてまいります。

以上で終わります。

○8番（出水賢太郎君）

それでは、順を追って詳細に質問をさせていただきます。

まず、指定管理者制度についてですけれども、民間活力を活用して市の管理している施設を活性化していこうという目的もあったかと思えます。そして、それによって市民サービスの向上というのを図っていこう、これがこの制度の目的であったかと思うんですが、今市長の答弁でございましたけれども、具体的に、例えば利用者の増であったり、具体的にこの施設はこのように変わりましたよという例がありましたら、挙げていただきたいと思えます。特に、コスト削減については、先ほども述べましたように、何千万単位で削減

効果ありますけれども、逆に言うと、売り上げとか人数がふえたよと、そして市民の方々にこのようなかたちで使いやすい施設に変わりましたよという事例がありましたら、そこのご説明いただきたい。

○企画課長（堂下 豪君）

制度を導入しました施設につきましては、制度導入前と比較しまして、利用者が増加している施設が8割ぐらいあるかと思っております。利用者アンケートでの満足度も約9割の方から評価が得られている状況があります。

施設ごとに見ますと、特に利用者増が図られているのが、東市来のBGの施設だと思っております。ほかに江口蓬莱館、チェスト館などは利用者増が図られているような状況でございます。また、BGにつきましては、柔軟な発想のもとで新たなサービスの提供や独自のイベントなども開催されておまして、一定の成果はあったと考えております。

○8番（出水賢太郎君）

市民サービスにはある程度寄与できているのではないかとも思うのですが、ただ今まで、ゆーぷる吹上が指定管理者が撤退をした、そういった事例もありました。それから公衆浴場の件もありました。ここ9年、この指定管理者制度をやってきた中で、ある程度手探りの状態でやってきた感が強かったわけです。私もちょうど3年前に指定管理者制度の指定をする議案を審査するとき、委員長しておりました、所管の委員長でしたので、議員の皆様方からいろんな指摘があったというのを覚えております。

各施設ごとに言いますと、例えば診療所と青松園の件につきましては、当時、質疑で出たんですが、5年後には民営化の方向性を持っていくんだと、市長はそういうふうに言われてました。この辺が今回、診療所は入っていませんけど、5年後じゃあどういった形、5年後といっても29年の3月31日までだ

と思いますので、あともう2年ないわけですが、その方向性がどうなっているのか。

それから、例えばもう一つ言いますと、その先ほどの診療所と青松園の件につきましては、覚えてらっしゃるかと思うんですが、医療法人のほうでできるということだったんですけれども、実は特別養護老人ホームは社会福祉法人でないとできないということで、議案の途中で変更という形で、かなり議会でもいろんなご指摘をいただいたというのもありました。これも執行部側の事前の調査が足りなかったんじゃないかという指摘があったわけでありまして。

それから、美山陶遊館につきましては、行政がやらないといけない施設なのか、そもそもがと。周りに窯元がたくさんあるのに、なぜそちらのほうにお願いできないのかという議員の意見もありました。アンケートも人数調査もしてなかったということでした。

それから、ゆーぷる吹上に関しましては、撤退した指定管理者を指定する際、市内の地元の業者も応募していたにも関わらず、なぜ、当時のエヌフーズさんが選定されたのかということで、議会のほうでも指摘がありました。

そういったさまざまな指摘があったわけですが、今申し上げたような課題について、指摘されてきたことについて、その後、当局としてどのような検討をされて改善を図ろうとしていっているのか、その辺のお答えいただきたいと思います。

○企画課長（堂下 豪君）

公共施設のあり方を決定するに当たりましては、施設の将来像とか目指す方向性を定めることがまずは必要になってくると思っております。今、個別の施設について、いろいろ質問がございましたけれども、指定管理者の更新に当たるときにきちんとした考えを整理していくっていうような形で今進めておまして、これまで指摘されました細かなことに

つきましては、内規を定めまして管理基準額の積算における一定の単価の設定や考え方、あるいはモニタリングの設定、指定機関の考え方、施設全体の統一した基準や考え方を整理してきたところではございます。それに基づきまして、選定事務に当たっているところでございます。

施設ごとの性格や置かれた現状等が異なるため、なかなか統一した基準とか客観的な判断材料を適用するっていうのは難しい部分もありまして、今後も個々の施設に応じた判断も出てくるとは思いますが、きちんと説明できるような形でしていかなければいけないというふうに考えてはおります。

○ 8 番（出水賢太郎君）

これまで、議会でもさまざまな意見が出されて、質疑も討論もありました。今私、議事録たくさん持っているんですけど、たしか4回、5回議会を通してますから、かなりの意見が出されてきた。やはりそれをしっかりと受けとめて改善の方向に向けていただかなければ、我々が指摘した意味もなくなりますので、そこはしっかりとやっていただきたいと思えます。

そこで、指定管理者制度に関する運用指針とか、それからモニタリング及び報告業務等のマニュアルということで、平成26年の3月と10月にそれぞれ改定されているところでございます。恐らくこれも議会での指摘に基づいて、当局のほうで改善を行ったんだと思うんですが、この中で私1つ申し上げておきたいんですが、一番最初、平成18年の指定管理者の選定のときに、私が質問したんですけども、こういうモニタリングで年に1回なのか、こういう調査をしてその報告については議会で報告をしてほしいと。当時の副市長が報告をさせてくださいという記録が残っているのです。しかしながら、こういったマニュアル等ができ上がったにもかかわらず、

議会のほうには詳細な報告は上がってきておりません。今後していただかなければならないんですが、今の課長の答弁でいくと、選定するときに、更新をするときに大事なんだという考え方だと思うんですが、そうではなくて選定をされて、その3年間なら3年間、5年間なら5年間の指定を受けている間に、どういった運営をしているのかをチェックすることが一番大事だと思うんです。そうすれば、ちゃんとしてれば、その業者さんにまた次更新でお願いしてもいいわけですね、特命で、ちゃんとした業者であれば。その辺のチェック体制が必要かと思うんですけども、この辺の公表というものはどうなっているのでしょうか。

○ 企画課長（堂下 豪君）

現在のところ、公表はしていない状況でございます。評価結果等を公表していくっていうことは、説明責任を果たす上でも非常に大切なことであると認識しておりますので、前向きにその方法等についても今後検討していきたいと考えております。

○ 8 番（出水賢太郎君）

やはり、議会でも全協あたりでやっぱり1年に1回ぐらいはこういうチェックシートというのが出てるんです。こういうものはしっかり出していただかないといきなり更新の時期に議案を出されて、審議してくださいと言われても、その1回の議会だけでは審査できない場合があるんです。事実、青松園のときもそうでしたし、ゆすいんのときの議案もでした、法人がゆすいんの場合も変わるといったときです、いろいろと問題が出てきたわけです。そのときの委員長でしたから、審議の中身は私よくわかっています。1回の議会だけで決められることではないので、やはりこれは継続的に情報提供をしていただきたいというふうに思います。

その中で、チェック項目の中で、苦情やト

ラブルへの対応は適切に行なわれているかというところとか、あと、接客対応ですね、言葉遣いとか、接客態度はどうかという欄がございます。これについて、特に、その施設にも苦情が来ることもあるでしょうけれども、市役所のほうに直接、そういった苦情とか、相談というものが来てる例があるんでしょうか。そこがありましたらお示しをいただきたいと思います。

○企画課長（堂下 豪君）

利用者の声につきましては、毎年アンケート調査を行っているところでございます。このアンケートによりますと、おおむね良好な評価を得ているんですけれども、もし、苦情や相談があったら、施設所管課がそれぞれ指導、助言を行うようになっておりますけれども、これまで特に、市役所のほうに大きな苦情等は、来たことってというのは把握していないような状況でございます。

また、先ほど2カ月に1回実地点検を導入したと申しましたけれども、その中におきまして、指定管理者から聞き取りをしたりしながら、情報収集して、そういった問題が起こらないようには努めているところでございます。

○8番（出水賢太郎君）

8番。先ほど市長の答弁の中で、改善が必要だと認められる場合には、必要に応じて指導または改善勧告を行うということでありましたけれども、実際にそれをされた例というのはあるんでしょうか。

○企画課長（堂下 豪君）

今、指定管理者制度を導入している施設につきましては、そういった事実は把握しておりません。

○8番（出水賢太郎君）

8番。これは恐らく、ゆーぶるの一件がありましたから、それから、こういうふうな形のために厳しく指導というか、点検をしてい

くということになったんだと思うんですけれども、ゆーぶる吹上のときもでしたし、ゆすいんのときもそうでしたけども、その指定管理者の経営状況というのが非常にクローズアップされたわけですね。その当時、いろいろ質問が出て、当局がちょっと答えられなかったり、公認会計士が、じゃあ、その判断をした、その判断の前提となる何かそういった資料とかがないのかと言ったら、休憩をとって出してもらったんですけれども、やはり、こういう経営の状況の把握というのがまめにされてないと、この前のゆーぶるみたいなことになると思うんですが、どこまで経営状況は把握されてるんでしょうか。例えば、貸借対照表と売り上げのほうを見て経営状況を調べてるのか。そこが単体で経営してるとこだったらいいですけど、ほかの事業所もありますよね。ゆすいんのときがそうだったわけですね。ゆすいんは黒字なんだけど、ほかの事業所が赤字だった。だから、問題になったわけですね。耐えられるのかということ。その辺がどういうふう把握されてるのか。どこまで、母体を把握してるのかということをお伺いいたします。

○企画課長（堂下 豪君）

公募による指定管理者の選定に当たりましては、第三者の公認会計士に依頼しまして、当該企業や団体等の財政状況、過去3年間の売り上げだったり、損益の状況がわかる資料を点検し、判断しているところではございません。毎年の指定管理者が行う業務の経営状況につきましては、そこまで把握はしておりません。月次、年次報告の収支状況の点検や定期に行う実地調査等の聞き取りによって、可能な限り把握しているところではございます。

○8番（出水賢太郎君）

8番。やはり可能な限り、法人としての経営がどうなのかと。施設ではなくて。そこがはっきりしないと、恐らくゆーぶるの指定管

理者も、ゆーぶるがどうだったかというよりも会社の都合で、法人の都合で撤退されたわけですから、やはり、その辺はまめに把握をしていただきたいというふうに思います。

それから、このチェックシートの中に労働環境のことが書かれております。就業規則や労働条件等を定めたものが整備されてるかどうか、労働条件は確保されてるのか、賃金の水準はどうなのか、社保、それから労災が加入されてる、そういったチェック項目も入っているようでございます。この点につきまして、施設のほうで雇用されてますから、その辺はこのチェック項目でやっていくんでしょうけれども、この従業員の就業の状況とか、そういった労働条件で、このチェックシートは、チェックをしたところで問題があるかどうかはしないのでしょうか。

○企画課長（堂下 豪君）

適正な労働環境が確保されているかという観点での点検は、2カ月に1回行う定期実施調査のうち6月と12月に職員体制や勤務状況、法令の遵守など、記録簿の点検だったり、聞き取りで、確認と実態把握に努めているところでございますけれども、そこで何か問題があったという報告は上がってきていないかと思っております。

○8番（出水賢太郎君）

8番。それではお伺いいたしますけれども、例えば、この3年間でもいいんですが、途中で離職をされた方がどれぐらいいるのか。大量にやめたところが実際あるのかどうか。その辺をお伺いしたいわけですが、そういった事例があるんじゃないかということで、ちょっと情報提供もありました。ですので、そこら辺の状況をお示しいただきたいと思っております。

○企画課長（堂下 豪君）

施設所管課におきましては把握されているかもしれませんが、指定管理者を統括

する企画課では、ちょっとそのあたりは把握していないところでございます。

○8番（出水賢太郎君）

8番。そこを把握しとかないと、今までの議論の中でも、反対討論でも出てたと思うんですが、例えば、従業員の雇用の問題というのは必ず出てくるわけですよ。そして、もう1つは、日置市内の人間を、地元の雇用をしっかりとしてほしいと、施設の指定管理者のほうにはお願いするわけですが、その辺の状況も実際どうなってるのか、わからないわけです。ですので、今後恐らく12月議会に向けて議案を上程すれば、絶対この問題も出てくるわけなんですよ。だから、私は、今回前もって、こういう形でお話をしてるわけがあります。やはり、所管は、各所管課あるかもしれないですけども、とりまとめは企画課でありますから、やはり、そこは詳細にまとめていただきたい。

それから、もう1つ、そういった、どこの会社でもあることなんですけれども、パワハラだったり、セクハラだったり、そういったことに対する対処というのがどの企業でも危機管理の中で求められております。指定管理者のほうでは、その辺の対応というのはどうなってるのでしょうか。

○企画課長（堂下 豪君）

業務仕様書の中におきまして、職員の研修で資質の向上に努めなさいという条項も規定してあるところではございますけれども、そこまで把握はしておりません。

○8番（出水賢太郎君）

8番。なぜ、私がこういうことを言うかということ、やはり、これはあってはいけないことだと思うんですが、もしかしたら、そういうことがあって、それが裁判まで発展する可能性もあると。一義的には、指定管理者である法人がそれを受けとめてやらないといけないう話ですが、ただ、市が指定管理をしてる指

定をした施設でしたら、もしも、そういうことがあったときはどういった対応をするのかなというのを考えたわけであります。なければなかったでこしたことはありませんが、危機管理としての考え方としてあり得る可能性はあるわけです。今は訴訟もふえてきてますからね。そういった場合の対応というのはどうなんでしょうか。

○企画課長（堂下 豪君）

そういった問題が起きましたら、今後、弁護士等に相談したりしながら対応していきたいと思っております。

○8番（出水賢太郎君）

8番。やはり、指針だったりとか、要項だったり、そういうのに含まれてない内容なんですよ。今、私が話した内容というのは。しかしながら、今、やっぱり、こういつた時代ですので、その辺はしっかりやっていただきたいと思えます。

それから、今後の進め方についてなんですけれども、先ほど市長のほうが言われた行政として行うサービス、それから民間に任せても大丈夫なサービス、この辺のすみ分けをしっかりと見直しを図っていかなければならないと思えます。これはもう、これまでの議会でも、何度も議員のほうからも指摘があります。

そこで一番上がってくるのが、まず、診療所と青松園の件なんですけど、これはもう当初の、前も5年後にはということだったんですけれども、5年後に民営化という市長は答弁されてますけれども、この方針は変わらないんでしょうか。今後の方針についてお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

方針といいますか、そういうことも答弁させていただきましたので、今、このことにどうするのか、あり方検討委員会をつくらせてもらっておりますので、そのほうに、一応、

投げかけをいたしまして、そこが私のほうに、どの方向がいいのか、まだ今から指定管理制がいいのか、譲渡がいいですか、そういう専門的な見地を持った中で、今、あり方検討委員会に付託をしておりますので、そういうものが上がってきたときに判断をしていきたいと思っております。

○8番（出水賢太郎君）

8番。次に、ゆーぶる吹上なんですけども、今度、老人福祉センターを移してきて、あそこに畳敷きの部屋をつくるという計画をされてるわけですけども、そうなったときに、あの施設をじゃあ今後どうしていくのかという方向性というのが問われるわけであります。今まで議会のほうでも、そこは民間譲渡したほうがいいんじゃないかという声もありましたし、福祉施設に転用したほうがいいんじゃないかという話もありました。そこで伺いたいのが、まず、ゆーぶるの建物自体は補助金適正化法なんかの縛りはないんでしょうか。もし、何かするにしても、縛りがあればできませんので、その確認をさせていただきます。

○吹上支所長（大園俊昭君）

ゆーぶるにつきましては、建物本体については、当時の補助事業で実施をしております。あと、ゆーぶるのプール自体につきましては、過疎債を適用いたしまして、施設のほうについては整備いたしてるという状況でございます。

○8番（出水賢太郎君）

8番。適化法の問題がありますから、はっきり、どうこうというのは、まだ言えないんでしょうけれども、しかしながら、今回、私たちも思ったんですが、あそこにそういう畳敷きの部屋をつくりたいです。つなげます。工事をします。今後どうなるのかなというのが正直あるわけですね。ですので、やはり、これも、今、直営ですけども、また指定管理者

に戻すのかもありますし、このまま直営で続けるのか。例えば、ほかの老人福祉センターは社会福祉協議会に指定管理で出してるわけですから、その辺の足並みをそろえるのかどうか。その辺も問題になってくると思います。その辺の考え方についてお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

ゆーぷるにつきましてはいろいろとございました。この中で、当分の間、直営という部分を考えております。特に機能として、合宿を含めた形の中で、当時建設したというふうに思っております。その中におきまして、今回、老人福祉センターの機能といたしますか、そういう方々が憩いができる場所を今回増設をさせていただきますけど、今後の問題について幅広い形の中で、そのものをどう考えて捉えていくのか。その中において、また直営でいいのか。また、指定管理者制度にしたときに、どういう形の中でメリットがあるのかどうか。今回も指定管理者制度してみたら、特に、今回、ゆーぷるの場合も委託料の問題だと。この委託料の中において、これじゃ、もう、どうしてもやっていけない。これを上げてくれという要望も来ましたが、これは最初の契約でしたから、そんなに上げられません。そういうことで、ここの経営の中において、そういう収支の赤字が出てきたから、もう撤退するという分になりましたので、今後十分そこあたりを今の直営でしているときの経費も含めて、今後、これを指定管理者制度に出すのかどうか。また、そういう方が、また事業者がいいのがおるのかどうか。ここあたりも、まだ不明でございますので、今後、十分検討しながら、ゆーぷるについてはやっていきたいというふうに思っています。

○8番（出水賢太郎君）

8番。指定管理者のほうの最後の質問ですけども、毎回話に出るんですが、公募と非公募、特命ですね。これの基準というのが毎

回質問で出てきます。なぜ、ここは非公募なのか、なぜ、ここは公募にしないといかんとか、その辺がやはり、まだ曖昧なような気がするんですが、次の更新なったときには、その辺はどういった形で説明をされるのか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

非公募と公募という中に、特に非公募の中、社会福祉協議会のほうに委託している福祉部門、市がやらなきゃならない、このことをそれぞれの法人なんですけど、市の中におきます補助金入っている社会福祉協議会がやっております。こういうものを公募にして競争させてとらしてみても、また市の意向という、社協がしているのは、市の意向がありながら、市にかかわってやっているという部分がございますので、こういうのは基本的に非公募にしていかなきゃならない。公募の場合については、そういう生産性じゃなくて、そういう施設として、民間の活用して、それを施設利用度が多くなっていく。そういうものだったら公募してもいいのかなと思っております。その中において仕分けを今やって、非公募と公募という部分をさせてもらっておりますので、ここあたりも基準もきちっとまた見直すところが出てきたら、見直して、今回また条例等を上げていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を午後1時といたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、吹上支所長から答弁内容の訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

○吹上支所長（大園俊昭君）

先ほどの出水議員に対します、ゆーぷる吹上の補助金適正化法の答弁の中で、本館を補助事業で、プールを過疎債の適用ということで答弁いたしました。正しくは、本館は一般財源で、プールにつきましては補助事業で整備いたしましたので、訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

○議長（成田 浩君）

それでは質問を続けます。

○8番（出水賢太郎君）

8番。それでは、次に、市道の管理について質問に移ります。

まず、先ほど冒頭でも申し上げましたが、地域づくり推進事業のハード事業が削減されたということで、この市道の舗装、それから側溝ぶた関係、ロードミラーもありますし、この雑木の伐採等もあると思うんですが、この辺の削減の影響というものが出ていないかどうかということで、具体的に数字がありましたらお示しをいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

影響というか、まだ実施してないから、よくわかりませんが、今回、3期目をつくるに至りまして、ある程度、ハードのほうは削減されましたので、地域のそれぞれの御要望というのを達してないというのは事実でございます。今回、そのかわりというのはおかしんですけど、道整備事業という中におきまして、17年から26年の10年間かけまして、市道の42km、38億3,700万円を今まで道整備でやりました。これを今回27年から31年まで5年間、路線としては126路線78.5km、事業費として、45億9,470万円というのを今計画を上げております。だから、若干、そういう計画に漏れているものにつきましては、まだ、来年、再来年度の以降の中で変更もききますので、この予算枠の中で整備をしていただければいいのかなと思っております。特にそういう

伐採とか、農道とか、ロードミラーとか、そういうものは半分まだハードがありますので、その範囲の中で配分等をしていただければいいのかなというふうに思っております。

○8番（出水賢太郎君）

8番。私どもも、先日、産業建設委員会のほうで現地を調査いたしまして、道整備交付金等の事業もいろいろと説明をいただきました。確かに市長がおっしゃるとおり、主だったところはそれでカバーができてると思うんですが、どうしても、この地域づくりで出てきた内容によっては、道整備から外れる部分というのが結構多いんですよ。小規模のというんでしょうか、山間部の小規模の市道、この辺が漏れてしまうというのが非常に危惧するところであります。この辺で、市長はかねてから、地域づくりを減らした分は何らかの形でフォローするんだということで、事あるたびにおっしゃってますけれども、そういった道整備にちょっと該当しないようなところは、どういった形で具体的にフォローしていくのか、予算的な部分も含めてお答えをいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特に今回、この道路関係で施設維持修繕という中で、2,735万円というのを組んでおります。各地域に五、六百万円ずつはあるというふうに思っておりますので、そういうものでも、道整備でないそういう部分に、これはもう施設維持費でございますので、そういうもので、また自治会長さんから上がってきたものについては、この予算の中で補えばいいのかなと思っております。特に今回の国の公共事業というのが大分減らされてきたのも事実でございます。私どもの要望額が公共事業におきましても、約30%とか、40%とか、そういうもので、これは県のバックになっておりまして、私どもの市だけが削られたわけじゃなく、県全体の中で削られており

まして、県道整備というのも若干恐らく今後おしてくるのも間違いないのかなと思っております。そういう中で、地域づくりの中で、今回、特に3期目ということで、地域づくりというのが基本的にソフトのほうをある程度重視していかなきゃならないのかなという考え方の中で、既得権のもらったものの中で、これはもう一般財源ですので、やはり、私も、こういう補助事業というのを有効に活用したいんですけど、特に今回の社会資本整備交付金という交付金が、要望額に対して減らされているのも事実でございますので、ここあたりの一般財源と補助事業とうまく組み合わせをしながら、また、地域の皆様方、地区館、また自治会、そういう要望に少しでもおこたえしていかなきゃならないと思っておりますので、初年度、この減らされた中でやっていただき、その中で、また、今後のことについては、また随時修正していくのは修正していかなきゃならないというふうに思っております。

○8番（出水賢太郎君）

8番。実際、各地域で500万円ずつ割り当てをされてますけれども、私どもの例えば地区で言うと伊集院北地区、今まで790万円毎年もらってました。そのうちの8割。だから、大体六百二、三十万円ですか、ハードで使われてたわけです。ところが、それが5割になったということで、390万円に減りましたので、250万円ぐらいは下がった計算になります。その分、ハードもできなくなった。実際に去年の夏、現場を見て回って、要望箇所を積算をしましたら、1,200万円の予算に対して、2,400万円の積算になったんですね。だから、まだ、要望箇所がたくさん周辺部にはありますので、とりあえず、ことしは500万円見てますけれども、必要に応じて、来年度以降、しっかりと予算配分をしていただきたいというふうに思ってお

ります。

それでは、次に、2番目の雑木の関係なんですけれども、市長の答弁のほうでは、所有者に危険性などについて、よく理解をいただくことが重要だということで御答弁いただいたわけなんですけれども、地権者への周知というのは、方法はどういうふうにされてるのでしょうか。

○建設課長（桃北清次君）

地権者への周知ですけれども、電話、それから近いところは出向いて行って、理解をいただいて、処理をしてもらってるところもございます。

以上です。

○8番（出水賢太郎君）

8番。いろんな自治体のホームページやら広報誌なんかを見ると、雑木を切ってください、伐採してくださいと、地権者の責任ですよと。民法の第233条で、竹や木の枝の切除のさせることができるんだという条文もありますし、それから道路法第43条ですね。道路に関する危険行為で、みだりに、土石や竹、木等の物件を堆積することはできないとか、交通の支障に及ぼすおそれのある行為はしないことと。それから、もう一つ言うと、道路法第30条と道路構造令第12条の建築限界の問題ですね。車道から4.5mの高さ以内に物が出てたらいけない。歩道から2.5mの高さのところにも物が出てたらいけない。この建築限界の可能性があるということでの指摘をいろんな自治体で、市民の方とか、地権者の方に呼びかけてるところもあります。そういった形での広報誌とか、ホームページ等、そういった形ではされてないようですけれども、今後、そういうことはされないでしょうか、どうでしょうか。

○建設課長（桃北清次君）

現状は、先ほど申しました電話等、出向いての周知でしたけれども、そういったお知らせ

せ版、広報誌を使って周知をしていきたいというふうに思っております。

○8番（出水賢太郎君）

8番。それと、今、私が指摘しました道路構造令第12条の建築限界の件で、どの道路も、あちこちで、その条件に該当してないというか、どう見ても、4.5m以内のところ物が出てるところが多いんですね。木が出てるところが。ですので、建設課のほうで、パトロールをまたふやすべきだと思うんです。実際、人員も足りないですし、仕事も追われて大変だっただけは十分理解はしてるんですけども、その辺の考え方もしっかり持っていたきたいと思うんですが、道路管理者としての見解を伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

御指摘のとおり、大変大きな木々でして、大型トラックとか、接触してる部分も十分そこあたりは認識はしております。この中におきまして、特に地権者の自覚の中で、いろいろ相談して、していただけるというのは、大変、そこまでお金を出してやろうという方は大変少ないというのは現実です。こういうことも十分私どもわかっておりますので、パトロールしてる中において、特に作業班等のできる範囲、どうしても、そういう大がかりのものにつきましては業者のほうに委託をしなきゃならないという部分がございますけど、先ほどから言ってるように、限られた財源の中で、どう維持管理をしていくのか。ここあたりの整合性というのを十分把握しながらパトロール等はやっておりますけど、十分なそういう法的に触れる部分について、維持管理をしているということはちょっと言えないということも思っておりますので、今後、いろんな手段を使いながら、この伐採等、またそういう出ているところについては、危険箇所を含めた中で、最優先しながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○8番（出水賢太郎君）

8番。今後、空き家対策の問題もありますし、空き地に関しては環境保全条例を活用したいということで、以前、御答弁いただいたんですが、これにも密接に絡んできますので、総合的に対策をとっていただきたいというふうに考えております。

次に、3番目の自治会等で行う伐採関係と清掃の作業なんですけど、自治会からもいろいろお声がかかっているかと思えます。そういうところで、自治会長会などで、どういった声がかかっているのか。また、それと、今後、市のほうとしても検討を進めたいということなんですけれども、やはり、これも財政的な部分がありますので、地方創生に絡めて何か雇用を生むような作業のですね、そういう形も、前は緊急雇用対策があったと思うんですが、そういったのも考えられないのか、お答えいただきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

この部分で、今回雇用の問題は永久的な雇用と一時的な雇用、2つに分かれるのかなと思っております。緊急雇用の中で、今回、道路班といいますか、5年間ぐらいでしたかね、その中で限られた中でやってございましたけど、これも切れてしまって、ちょっと、あとは一般財源化していかざるを得ない部分もあります。今後、創生の事業の中で、こういうものが該当するかどうか。そこあたりを、また、国とも打ち合わせをしなきゃならないというふうには思っております。

○8番（出水賢太郎君）

8番。やはり、地方の生活基盤インフラを維持するという名目がありますから、ぜひ、そこは国のほうにも訴えていただきたいというふうに思っております。

それと、こういった住民による愛護作業によって、事故が発生する場合があります。そういったもの、件数とか、内容、また補償等

はどうなっているのか、状況をお示しいただきたいと思います。

○建設課長（桃北清次君）

事故の関係ですけれども、平成26年では、市道愛護作業で2件、河川愛護作業で3件、自治会の奉仕作業で2件、合計の7件の事故が発生しております。

内容については、刈払い機等による負傷が4件、ハチに刺されての負傷が2件、橋下に頭ぶつけての負傷が1件という内容でございます。

補償については、市のほうで保険に加入しております奉仕活動総合補償保険で対応しております。保険の該当件数は7件でございまして、あとの2件については、まだ手続中でございます。保険の支払いについては5件、総額で今のところ、27万5,000円の補償額という状況でございます。

刈払い機等の事故防止のためには、自治会活動の研修会時に担当職員が出向いて、平成27年の2月では、市広報紙によります刈払い機等の安全な取り扱いなどの周知を図っておりますけれども、今後もそういったのが予想されますので、作業の前にパンフレット等を使って、必ず周知していただくように、自治会長様をお願いしてるところでございます。

以上でございます。

○8番（出水賢太郎君）

8番。ちょっと、今、先ほど答弁が漏れたと思うんですが、自治会長会などで、そういったいろんな意見が出てないでしょうか。そこをもう1回確認させてください。

○地域づくり課長（平田敏文君）

自治会長の研修会等では、そのような大きな意見等は出ておりませんが、私ども作業の安全性等については勉強会を設けたりとか、そういうことで対応いたしているところがございます。

以上です。

○8番（出水賢太郎君）

8番。私も自治会長さん方から、そういう声を聞いてますので、今後、自治会長会なりで、やはり、こういったことは検討していただきたいと思います。

特に高齢化が進んで、人が足りなくなってくる。もしかしたら、自治会外から、その出身地の人が手伝いに来たりする。そうしたとき、もし、けがしたら、自治会の保険は補助されないわけですよ。自治会員じゃないからですよ。だから、そういったところの問題も出てくると思います、今後。いろんなケースが考えられると思いますので、ご検討をいただいて、それで私の質問を終わらせたいと思います。ありがとうございました。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

22日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

午後1時16分散会

第 3 号 (6 月 22 日)

本会議（6月22日）（月曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	銚之原 孝志 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長	宮 下 章 一 君	建 設 課 長	桃 北 清 次 君
上下水道課長	丸 山 太 美 雄 君	教育総務課長	松 田 龍 次 君
学校教育課長	豊 永 藤 浩 君	社会教育課長	平 地 純 弘 君
会計管理者	満 留 雅 彦 君	監査委員事務局長	地 頭 所 浩 君
農業委員会事務局長	重 水 秋 則 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、2番、畠中弘紀君の質問を許可します。

〔2番畠中弘紀君登壇〕

○2番（畠中弘紀君）

2番、おはようございます。市制10周年に当たり、この平成27年度の6月議会にて一般質問をできることを光栄に思います。

私は、さきに提出した通告書に基づき、日置市の農業政策について一般質問を行います。

まず初めに、平成26年度における日置市の農地中間管理事業の実績についてお伺いしたいと思います。

農林水産省は、大規模経営を目指す農家や企業に農地を貸し出すということで、耕作放棄地などの整備活用をする農地中間管理機構の初年度である平成26年度の実績を公表しました。それによりますと、農業をやめた人たちの土地を集めて、意欲がある担い手に新たに貸し出した農地の面積は、年間目標である14万9,000haのうち約2割に当たる3万1,000haにとどまったということです。また、鹿児島県の場合、契約面積は147.8haで、何と目標の8.7%にすぎません。

この農地中間管理機構は、安倍政権が農業分野の成長戦略の柱としているわけですが、その中で全農地面積の8割を平成26年度からの10年間で大規模農業者らが利用する構造を目指すとして明記しております。

農地中間管理機構は、おおむね都道府県に

1カ所で、鹿児島県の場合は地域振興公社がその役割を担います。日置市においては、農地中間管理事業となり、地域振興公社と連携・協力をしながら事業の推進をします。

また、目的の1つは、農地を集積・集約化することによりコストを削減することです。しかし、全国的に実績が上がらず、ほとんど活用されていないことが明確になっております。この件に関しては、国策に応じて本市でもそれなりの努力はされていると思いますが、実情はどうか、まず本市の現状を市長にお伺いしたいと思います。

次の質問は、減反政策と米価暴落の悪循環についてお伺いします。

国は、農業改革の目玉として、今後10年間で農業農村所得倍増論を打ち出して、既に試算を示しております。しかし、昨年度の米価暴落で所得が激減し、離農に追い込まれる農家が續出していると報じられております。国の方針や政策に振り回される地方と農家の衰退を打破するために、地方自治体は独自のアイデアで農業振興を図る時期に来ていると思うのですが、どのような方策があるのか、市長の見解を伺いたいと思います。

次の質問は、市街地近郊耕作地の農振法解除について、市長にお尋ねします。

各地域で過疎・少子高齢化が進む中、より便利な市街地に近い場所に新居を建てたい希望者がふえております。定年を迎え、遠く東京や大阪方面からのUターン組も候補地を模索しており、さらには鹿児島市や南薩方面からの移住希望者も相談に来ているようです。そうした中で、年齢的な事情もありまして、今までのような郊外の高台ではなく、平坦な市街地近郊地の土地を求めている人が多いという話を聞きました。

ところが、市街地に接した場所はほとんどが耕作地として土地改良、区画整理を行っており、いわゆる農振法の網がかかっておりま

す。また、家屋の建築許可が出ない状況下にもあります。

地域振興活性化の一番の決め手は人口増につきまます。県都鹿児島市のベッドタウンとしても日置市は立地条件が恵まれていますので、問題の農振法さえクリアできればもっともつと戸数はふやせるはずです。新築が即人口増につながるわけですから、規制されている現状はまことにもったいない話です。しかし、一方では大切な農業振興政策の絡みもありますので、どちらをとるかは市長の決断の一つであろうかと思えます。市長のご見解を伺います。

以上で、私の1回目の質問は終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の農業政策について、その1でございます。農地中間管理事業が開始されまして、これまで日置市内における当事業による農地の利用権設定は、貸し出しが2件で借り受けが5件となっており、合計面積は120aの実績でございました。

2番目でございます。現在の国の減反政策につきましましては、米の需給見通しを勘案して、行政による生産目標数量の配分を行っておりますが、平成30年度産米から、行政による目標配分に頼らず、生産者や集荷業者・団体が中心となって、需要に応じた生産に取り組むこととしております。

このような状況のもと、本市としましては主食用米の米価下落に対応し、水田活用による転作作物として焼酎麴用の加工米や飼料用米などの推進を図っており、これらに対する国の交付金への上乗せや生産者が取り組みやすい流通体制整備への支援など、独自の施策として検討しております。

3番目でございます。市街地近郊の耕作地における農振除外につきましましては、農振農用地の外周部で適正な転用計画や過去の土地改

良事業の実施や経過年数を勘案した上で県知事への同意を求めることは可能であると考えております。ただし、除外後の農地転用申請におきましては、農地法に沿った許可も事前に考慮する必要があることから、農業委員会との連携を図る必要があると思えます。

以上で終わります。

○2番（畠中弘紀君）

今の市長の答弁にて、貸し出しの件数が2件で借り受けが5件ということでしたが、鹿児島県地域振興公社が3月10日締め切りで募集をした平成27年度1期申し込み分の日置市の農用地等借り受け申し込み状況を調べましたところ、法人、個人合わせて9件ほどの申し込みがあったようです。区域は日吉、吹上地域、個人法人の違いや地目、面積、作付予定作物等の違いはありますが、申請をしてから審査をし、決定するまでの期間や手続の流れなどはどのようになっているのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

公表されました借り受け希望者の名簿によりまして貸し出し希望者と借り受け希望者のマッチングの調整を行い、マッチングの整った農用地については機構との利用権設定を行うことになっております。

農用地利用配分計画や集積計画を提出して、それぞれ機構や農業委員会の決定を見て、県へ認可申請、認可を受けて農地の賃貸借開始となりますので、期間といたしましては約4カ月程度があると思っております。

○2番（畠中弘紀君）

期間に関しては4カ月程度ということでしたが、9件の貸し出し、今申し込みがありますが、昨年度において審査に通らないケースもあったのか、なかったのかお答えください。

○農林水産課長（久保啓昭君）

日置市におきましては、今のところそのようなケースはございませんでした。

○2番（畠中弘紀君）

地域振興公社が音頭をとって、貸し出し・借り受けのあっせんや申請から決定までの手続をしておりますが、その中において市はどんな役割を担って協力、連携をとっているのかお伺いします。

○市長（宮路高光君）

平成26年度からこの事業が始まったわけでごさいます、特に重点地域といいますか、今までそれぞれ営農集落とかそういうところを市としては重点的にあっせんしております。この中間管理事業におきまして一番課題が一つございます。申し上げますのは、やはり土地の登記名簿、これが相続されてない。特に、私ども日置市におきまして、中山間地域が多ございまして、どうしても登記簿謄本がその本人でなければならぬという一つの条件がございまして、大変、鹿児島県も、また私ども日置市にとっても、この賃貸を推進していくにはこれが一番大きなネックであるというふうに思っております。これを、相続人をするには、100人とか300人とか、そういう相続人の家系図をつくっていかなくやならない。膨大ないろんな時間を要します。こういうことで、国のほうにもこのことについて申請もしているわけなんですけど、この登記名簿をもう少し簡略化した形でできないものなのか。例えば、耕作する本人の中で貸し出しができないものなのか。こういう大きな課題を抱えておりまして、さっき議員もおっしゃいましたとおり、2割程度、鹿児島県に8%の目標の設定しかできない、こういう大きな悩みを抱えながら、今この事業を推進しております。国の要望におきまして、この登記関係がうまくいくような方法がないのか、今後とも要請をしていきたいと思っております。

○2番（畠中弘紀君）

登記関係で相当ご苦労されているようです

が、登記関係がネックになって、なかなか集積が及ばないというのはわかりました。そのほかに、先ほどの答弁で、契約面積は日置市としては120aということで、やはり国・県と同様、少ない状態にあります。この集積が進まない主な原因として、今の登記簿謄本の関係以外ではほかには何かないのか、市長に見解を求めます。

○市長（宮路高光君）

この登記簿だけの原因ではないと思っております。貸す人がやはり長期間にわたりますので、今までも私ども日置市におきましては、闇小作といいますか、そういう部分の中でうまく賃貸をしながら貸し借りも行われておきまして、基本的には荒廃地をつくらない、そのことが一番大きな目的でございます。事業に乗せてある程度の賃貸料、いろんなものもらえば一番安定的にいくわけでございますけど、そういう先代からのもらった土地の執着といいますか、それも大きいというののひとつ原因であろうかというふうに思っております。

今後におきまして、この機構の問題もございしますが、私どもはやはり中核農家のほうに集約していただき、また作物もそういう条件のいいところにつくっていただき、少しでも中核農家が所得を上げられる、そういう部分の指導というのは今後ともやっていきたいと思っております。

○2番（畠中弘紀君）

2番、今の答弁ですと、やはり今後中核農家に集約をして所得を上げていく方向で指導をしていきたいということでお伺いしました。一応こちらのほうの活用の低迷に関しての原因として、農林水産省が挙げているものがありました。1つとしては、周知不足、それから農地の保有者に対して管理機構の活用を積極的に働きかけようとの意欲が機構の役員らに欠けている。また、農地の保有者が顔の見

えない農家らに貸し付けることへの抵抗感があると分析したようです。

それから、市長の言われていた貸し付け期間が10年以上にわたるために、貸したら返ってこないのではないかなどと危惧されている農家の方や、次の質問の米価暴落により参入にちゅうちょされた方もいらっしゃるようです。

本市でも高齢化が進んでおります。先ほど市長も言われた耕作放棄地が年々ふえているのではないかと思います。この事業のほかにもどのような対応をしているのか、また、その成果は上がっているのかをお尋ねします。

○市長（宮路高光君）

この耕作放棄地の問題につきましては、特に農業委員会のほうが実態等を調べております。特にこの耕作放棄地におきまして、吹上町の三窪建設というところが、吹上を中心として約十数ha、耕作放棄地を解消していただき、先般の全国の農業委員会の中で、全国で2番だったとかということで、表彰も受けました。特にこの耕作放棄地を解消していくには、そういう建設業界の重機等を持っていないと関与できないという部分もございます。今後、市におきましても、特に農業委員会のあっせんを含めた中、こういうものでこの耕作放棄地の解消等したいし、先般、三窪さんともお話したところ、まだまだ自分のところにはまだ余力があるからやりたいと。もう吹上のほうは手いっぱいだから、今から日吉、伊集院、そういうところにもやっていきたいという意向もございましたので、私どももそういう耕作放棄地におきます場所等の農業委員会を通じましてあっせんもしていきたいというふうに思っております。

○2番（畠中弘紀君）

非常にいい試みをされているようです。

次に、周知に関してお聞きします。先ほど、やはり周知が足りないということで、国・県、

日置市においてもなかなか集積が上がらない状況にはなっていると思いますが、本来は地域振興公社の仕事なのですが、市の農地活用や1次産業の振興にとっても重要であります。市も積極的な周知の必要があると考えられますが、いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、この振興公社のほうがすべきなことかもしれませんが、やはり私ども市としてはこの周知のあり方、初年度ということをございまして、振興公社とも話をしたのは、特にモデル地区を挙げよう。1つ挙げたのが田代地区と、今回うまくいっている吉利、この2地区をモデル的にやってみようという部分で、この周知が全般的にやったわけじゃございません。そういうモデル的などころをしながら、みんなのほうには周知していかなきゃならない。今後、若干期間も、時間もかかると思っておりますけど、そういう1つのいいケース、事例をしながら、みんなほかの農家の皆様方には今後市といたしましても周知をしていくつもりです。

○2番（畠中弘紀君）

周知に関してはまあモデルケース的に今回やられたということで、今後力を入れていただければと思います。

では、この質問の最後の質問になります。先ほど、主な原因をお聞きしました。その対策及び今後の農地中間管理事業の方向性についてはいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

初年度という部分の中でそれぞれ達成できなかった分がございますので、また市、県、また公社、農業委員会、こういう関係の皆様方と連携をしながらこの事業を進めていきたいというふうに思っております。

○2番（畠中弘紀君）

市長のほうから、日置市の農地中間管理事業の実績、申し込みから審査の流れ、集積の

進まない原因、対策、今後の方向性等お聞きすることができました。昨年からは始まった事業ということで、今後こちらに関しては積極的にまた市のほうも関与して動いていただけたらと思います。この事業は基本的には貸し借りの間に公的機関が入りますので、安心して農家の方たちも契約ができるよさがあると思います。先ほどの周知をしっかりと徹底していただければ、また成績のほうも上がるんじゃないかと思っておりますので、本市の農政発展のために1次産業の担い手また育成のためにはやらなければならない事業ではないかと私も思っております。

また、市長におかれましては、農地中間管理事業を推進するため、なお一層の努力を求め、1つ目の質問を終わります。

続いて、2つ目の質問に入らせていただきます。

先ほど市長の答弁にありました交付金の上乗せや流通体制整備等の支援の日置市独自の施策についてはいつごろを予定しているのでしょうか。お伺いします。

○市長（宮路高光君）

このことについては、議会のほうにもお願いいたしまして、26年度から麴用米につきましては別途約1,500万円程度、10a当たり1万円という中におきまして、150haぐらいございましたので、もう26年度はこのような実績もございます。特に27年度産におきまして、麴用米のほうが目標よりも十分多く申し込みがあったということにおきまして、どうしてもこの部分については飼料米のほうに転化していかなくならないというふうに思っております。また、そういう経費については今後の補正予算等に対応しなくならないというふうに考えております。

○議長（成田 浩君）

議席番号をつけてから発言してください。

○2番（畠中弘紀君）

2番、6月17日の新聞にて、米の卸価格が3年ぶりに引き上げという報道がありました。14年産米の秋段階と比べて5%前後高くなるということです。

昨年度の米価下落を受けて、引き上げを求める農家の声に応える形とはなりましたが、日置市の農家にとってもよいことだとは思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（宮路高光君）

この米価につきましては、先般の18番議員がどういう形の中で米価を決めるのかという部分の質問がございました。これはそれぞれ単農といいますか、地域の農協の中におきまして、経済連、また中央会等含めた中におきます米価の決定をさせているようでございます。特にさつま農協におきましては、米価のほうはそんなに高いほうではございません。それぞれ農協がある程度上乗せをした形の中で米価を決めていきます。そういうような中において、卸価格のほうはどれだけ設定されるのか、これは実際私どもも現場においてこなければわからないことで、ただ新聞報道の中でそのような価格が上がるというふうに記載しておりましたけど、やはり需要と供給のバランスの中におきまして、それぞれの単農の中でこの価格というのは大分大きな差がございます。そういう部分につきまして、今後十分この米価のことにおいては注視していかなくならないというふうに思っております。

○2番（畠中弘紀君）

2番、米価のほうは上がるということで、非常にいいことだと思えます。また、先ほどの飼料米関係です。また、こちらのほうでやっている麴用米に関しては、そのままいい制度としていろんな形での補助事業を提案をしていただければと思います。

平成30年から減反政策の廃止となります。農業関係者らがみずから需要に応じた生産を

することになりますが、そのような中、減反政策廃止に伴う転作支援の強化策として、現在政府が水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米を生産する農業者に対して、品目、面積に応じた金額を交付する水田活用の直接支払交付金の制度があります。さらに、今後は日置市独自の施策として、交付金の上乗せや技術体制整備等の支援を検討しているとのことですが、農業関係者には非常に朗報かと思えます。ぜひ早急な支援制度の設置を望み、最後の質問に移りたいと思えます。

それでは、3番目の農振法解除について再質問させていただきます。

さきに人口増と市全体の活性化に向け、市街地近郊については農地転用の目的から農振法の網を外してくれとの願望を込めた意見を言わせていただきました。この際、別な角度から申し上げますと、市街地に近く便利な耕作地も、ご多分に漏れず農業の後継者不足で大変な悩みを抱えております。現在、ほとんどの耕作者が70歳から80歳代で、幾ら頑張ってもあとは数年です。もう限界に達しております。そのことも考慮して、この問題にどう対処するのか真剣に検討すべき時期到来と認識いたします。市長の見解を伺います。

○市長（宮路高光君）

この農振問題につきましては、いろいろと論議がございました。特に、今回、地方分権の中におきまして、4ha以上、今までは国の協議でございましたけど、これが県のところまでおりてまいりました。これはいい一つの地方分権の権限委譲だったというふうに思っております。

特にこの農振の問題の網かけの問題でございますけど、一方、農林水産省としては、やはりこういう網かけをして農業所得を上げていくんだ、自給率を上げるんだと、そういう意味の中におきまして、無秩序な農振除外というのを認めないという部分もございます。

ですけど、一方、まちづくりにおきましては、それぞれの町の政策の中、人口対策を含めてそれぞれ宅地化にきてきたり、それぞれの考え方があります。ですけど、基本的に除外につきましては、目的を持っていただきたい。どういう形の中でどういう形で農振を除外して、これが地域の経済浮揚になっていくのか、そういう部分が一番大事なところであろうと思っております。ただ、不動産の売買といいますか、価格を上げるための農振除外というのは大変不適切であるというふうに考えておりますので、ここあたりはきちっとしたまちづくりにあっては地域の貢献があって経済が発展する、こういうものをきちっと考えた中でこの除外はやっていくべきであるというふうに思っています。

○2番（畠中弘紀君）

2番、ちょうど市長のほうから、権限委譲に関して、4ha以下の制限はあるということでしたが、こちらの除外ができることによって企業誘致、それから宅地への転用等ができてやすくなるということは、私も思っております。こちらに関しては市長に見解をお伺いしようかとは思ったんですが、先に言われてしまいましたので、次の質問をさせていただきます。

また、今従来どおり農振法で大切に温存すべき中山間の地域と、市長も言われたとおり、市勢の発展を重視して市街地に転化すべき地域を明確に、早急に選別する時期でもあると思っております。そのことについて市長のご見解をお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特に優良農地とまたそれぞれの宅地開発、これは若干反比例する部分がございますけど、特に伊集院地域、郡地域を見た場合、今後どうしても市街化区域の拡大というものはやっていかなきゃならないと思っております。そんな中におきまして、それにかわるまた農地

がどうあるのか、またリタイアする方が多いのかどうか、やはりその地域におきます実態というのも十分把握した中で、このことについては決定をしていくべきであろうかというふうに思っております。

○2番（畠中弘紀君）

2番、本日質問させていただいた農地中間管理事業、減反政策や米価暴落、農振地除外はおのおの単独で考えるのではなく、やはりさまざまな要因の中でリンクしております。耕作放棄地や水田の有効活用による農政の発展、1次産業の人材も含めた育成、また農地の住宅転用による人口増とまだまだ課題が山積されております。市長には、農政発展のため早急な対応を求め、本日の私の一般質問を終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、1番、中村尉司君の質問を許可します。

〔1番中村尉司君登壇〕

○1番（中村尉司君）

1番、皆様、おはようございます。それでは、さきの通告に従い、2項目について質問いたします。

まず初めに、金曜日の7番議員の質問の内容と重なるところがあり、また、市長の答弁もありましたが、私はあえて、さらにその内容を進めて、市長がどう答弁されるかわかりませんが、私なりに人口減少対策など、まち・ひと・しごと地方創生の点から考えた内容で質問いたしたいと思えます。

それでは、子どもの医療費助成についてであります。皆さんご存じのとおり、昨年、日本創生会議の分科会が今後の人口減少に関する予測を発表いたしました。2040年までに全国の半数に当たる896の市区町村で子どもを産む割合が多い20歳から30歳の女性の数が現在の半分以下に減り、このうち523の自治体で人口が1万人を割り込み、

社会保障や公共交通、学校などの維持が困難になり、消滅の可能性が高いという驚きの内容でありました。

日置市では、2010年に比べ2040年には20歳から30歳の女性が43.6%減少すると試算されております。このような中、政府の経済財政諮問会議のもとに設置された専門調査会は、日本経済の持続的な成長に向けた課題を示した中間整理をまとめ、出生率を高めるため、子どもを産み育てる環境を整え、50年後に人口1億人程度の維持を目指すとの目標を盛り込みました。政府が初めて人口に関して明確な数値目標を打ち出したわけであります。

このように、子どもを産み育てる環境の整備は、政府としても喫緊の課題と捉えております。先ほど申し上げましたとおり、本市も20歳から30歳の女性の数が2040年には4割以上減り、子どもの数も減少していくわけであります。少子化が進めば、将来、高齢者や地域の下支えをしなければならない若者がどんどんこの町からいなくなり、地域機能の維持、地域自体の存続もままなりません。このような事態にならないよう対処するために、子育て世代の方々が安心して子育てできる環境整備の取り組みの1つとして、鹿児島市など近隣市に追随するのではなく、それよりも一歩先をいく、より踏み込んだ高校卒業までの医療費助成ができないかということであります。

現在、県内43自治体中、高校卒業まで医療費助成を始めている自治体が、出水市、曾於市、伊佐市、志布志市、南大隅町、喜界町、長島町と7市町あります。中学卒業まで医療費助成を行っている自治体は21市町村あります。高校卒業まで医療費助成を行うところがふえております。ことし10月には、指宿市、来年4月には鹿児島市が医療費助成の対象を中学3年まで引き上げる予定であります。

本市も鹿児島市や他の市町村よりもさらに子育て家庭の負担が軽減できる思い切った施策を講じなければ、若い子育て世代の方や子どもたちが鹿児島市内や他の市町村に流出するおそれがあると思われます。

金曜日の答弁に、昨年10月に小学校卒業まで年齢を引き上げたので、当分の間はその様子を見てみたいと思う。早い時期に検討したいというような答えでしたが、政策によって各自治体、人口の奪い合いが決して好ましい状況ではないのかもしれませんが、人口5万人を維持する上で重要な施策の一つと考えております。早急に高校卒業まで医療費助成できないか、市長の考えを伺いたいと思います。

次に、郷土の歴史や伝統文化の総合的な顕彰施設についてであります。

子どもたちに、このまちに産まれてよかった、ここで育ってよかった、住んでいてよかったと思えるような郷土愛の持てる地域に根差したすばらしい歴史と伝統文化を伝承し、そして風格ある教育が必要だと思えます。そうすることによって子どもたちに、このまちに対する愛情を深めてもらい、たとえ進学や就職でこのまちを離れても、いずれこのまちに必ず帰ってくるんだ、帰れなくともまちに貢献するんだというような気持ちを持ってもらえたらと、私は常々そう思っております。

本市には、吹上地域の伊作亀丸城に生まれ育ち、衰退した島津相州家を立て直し、島津氏中興の祖とたたえられた島津日新公、亀丸城で生まれ、伊集院一字治城で育った孫の島津義久、義弘、歳久、家久4兄弟など、戦国島津氏を代表する武将や、日吉地域吉利の領し、幕末の幻の宰相と言われた小松帯刀など、その他多数の偉人をこの日置市から輩出しております。

美山の窯元祭り、妙円寺詣り、せっぺとべ、大汝牟遅神社の流鏝馬、太鼓踊りなど、子ど

もたちや市民、県内外の方に誇れる多くのすばらしい歴史や伝統文化行事もあります。また、昨年、義弘公大河ドラマ誘致委員会も設立され、ことしは国内最大の文化の祭典国民文化祭も薩摩焼の里美山を遊ぶ関ヶ原の隼人たちと銘打って、歴史にちなんだ催しが本市でも開催されるなど、歴史ファンの関心も高まっています。

平成32年には国民体育大会も鹿児島県で行われ、本市も軟式野球などの会場となり、今後、県内外からの観光客も増加すると思われれます。

そのような中、子どもたちや市民、観光で来られた県内外の方々に、本市の4地域ばらばらではなく、全体の歴史や伝統文化を一目で見られ、説明ができる施設があればそこを拠点窓口として日置市の全てを回遊し、学び、探訪し、本市の歴史、伝統文化だけではなく、薩摩焼など伝統工芸品や、日本三大砂丘吹上浜を初めとする美しい自然、温泉、海の幸、山の幸、宿泊施設などを紹介できるのではないかと思います。

幸いにも、今年度、市長の英断で大阪大学大学院を終了後、尚古集成館の学芸専門員鹿児島国際大学の非常勤講師などを歴任されていた大変優秀な方が職員として採用されています。このような施設があればさらに本市の教育や観光にその才能を大いに発揮して活躍されるのではないかと思います。

このようなことから、今後の日置市の大きな売りとなり核となる郷土の歴史や伝統文化の総合的な顕彰施設が必要だと思えます。今後そのような計画が検討できないか、市長の見解を伺いたいと思います。

以上、2項目の答弁を求めまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の子ども医療費助成についてという

ことで、先般7番議員のほうにもお答えいたしました。ご質問も、高校卒業までという1つの飛躍的なご質問をいただいております。私はやはり一歩ずつしていくべきなのかなと思っております。それだけ一躍して、この医療費だけでいろんなことが解決するわけではございませんので、早い機会の中に中学生まではほかの市町村もしておりますので、それはやっていきたいと思っております。高校までというのは今のところ考えておりません。

いろいろと中学までするとき、約3,000万円程度一般財源をつぎ込まなきゃならない。基本的にはいろんな制度はやりたんですけど、一般財源でどれだけ自分たちのまちが構築できるのか、やはり財政的な面も配慮しなければ、ただ一方的に何の制度がいいからというふうな中で、こういう、いわば今地方創生じゃないんです、医療費の中で市町村間をあおっております、ほんとにこれで人が定着するのか、こういうこともちょっと私は疑問に思っております。基本的には医療問題については県がするのか、国がするのか、きちっとやはり子育てをする中においては国の制度上の中でこのことをやらなきゃならないというふうに思っております。

また、2問目の鹿児島市の場合でございますけど、来年4月からということでございますけど、ここは無料じゃございません。やはり月額2,000円というのは必要なもの。無料と月額2,000円というのは大変いろいろな額的な問題が、無料化というふうにはなっておりませんので、そこあたりも十分ご理解をしてほしいというふうに思っております。

今の問題については、今までもこの議会の中で質問が出ましたので、前向きに私どものほうも、担当のほうと、この財政的な負担を含めた中で検討をして、早い時期に実施をしていきたいというふうには考えております。

2番目の郷土の歴史や伝統文化の総合的な

顕彰施設の中でございます。

特に、各地域における有形・無形の文化財を歴史的あるいは地域的な関連性から大きなまとまりとして、エコミュージアム的な捉え方をし、総合的な保存活動を図っていくことは文化財の有効活用の面からも大切であります。

現在、市内全域を博物館と捉え、その中で吹上歴史民俗資料館を中核施設としながら、4地域に出向いていただき、それぞれの歴史や文化的施設等を回ってもらうことがより地域活性化につながるものと考えております。今、顕彰施設という部分がございますけど、大変維持費もかかると、こういうことで、ほんとに歴史家の皆様方には叱られるんですけど、やはり今あるものも大事にしながら、自然的な環境を整えていく。この施設があるだけじゃなく、今私どもはこの文化財という有形約66の施設に約1,500万円の助成も出してあります。きのうも大汝牽遅神社のほうで鎌踊りという部分がありました。3月、4月からもあちこちで太鼓踊り、鎌踊り、まだ今から先も1年間、この地域をずっと回ればこの66のこの地域の有形、人がやっている、また特に小学校、中学生に教えている。私はこのことが今大事なことであろうかと。ただ形をつくってそこに人が集まるというよりも、日置市全体にそういうものが散らばっておりますので、そういうものを大事に今後ともやっていきたいというふうに思っておりますので、今このような顕彰施設というのは大変財政的にも難しい状況であろうかというふうに思っております。

今、総合計画をつくっておりますので、どういう形の中で総合計画が上がるかわかりませんが、ここあたりも十分検討をしてほしいというふうに思っております。

以上であります。

○1番（中村尉司君）

1番、ただいま一通りご答弁いただきましたので、2問目に入らせていただきます。

医療費助成の件について市長のご答弁をいただいたわけですが、高校卒業までは今のところ考えていないということでありまして、中学卒業までは検討されると、これも早い時期にということであろうと思いますが、私としてはちょっと残念であります。私も私の考えを述べさせていただきます。

全国の市町村で少子化対策として、医療費助成以外にもさまざまな取り組みが行われております。先ほど市長もおっしゃったとおり、いろいろなこともやっていかないとけないというわけであります。例えば、妊婦健康診査費無料とか、特定不妊治療費助成、第1子以降出産時祝金支給、第3子以降小学校入学祝金支給など、その他まだまだたくさんの制度を設けて、子どもを産み育てることに積極的に力を入れているわけです、どこの市町村も。

何が言いたいかといいますと、要するに国の制度が整うのをどの市町村も待ってられないということで、独自に制度を設けて少子化対策に取り組まないとお手おくれになるのではないかと危機感を持っているということだと思います。

南日本新聞の社説に「子どもの数減少、将来を見据え先手策こそ」という見出しで、「子どもが減ると当然ながら国の人口も減る。15歳から64歳の生産年齢人口も少なくなり、国全体が力をそがれる。特に地方は、学校の統廃合などで活力がしばむ。国や自治体はもちろん、地域でも子どもを安心して産み育てる環境づくりにもっと力を入れて取り組むべきだ。自治体には数値を示した人口減抑制策を求めたい。人が減るのは仕方がないが、その数は抑えるという政策だ。少子化の改善に決め手はない。だが、手をこまねいてはツケを後世に回すだけである」これは社説

の抜粋であります。少子化に危機感を持って、何か早く手を打たなければならないということが十分伝わってくる内容でありました。

6月1日に開催された日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会の資料で、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が出した資料がありました。その中で、「まち・ひと・しごと創生が目指すもの」として、「人口減少による消費経済力の低下は日本の経済社会に対して大きな重荷となる。国民の希望を実現し、人口減少に歯どめをかけ、2060年に1億人程度の人口を確保する。まち・ひと・しごと創生は、人口減少克服と地方創生を合わせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指す」としております。

ちなみに、本市の2060年の人口は、国立社会保障人口問題研究所によりますと、約2万9,000人で、2010年から50年間で43%減少すると推計されています。

次に、基本目標3に、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるとしており、政策パッケージとして、若い世代の経済的安定、子ども・子育て支援の充実、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援という内容が盛り込まれております。これを受けて、本市も今年度から地方創生に関する施策として地方創生先行型交付金で多子世帯子育て支援給付金や産後ケアなど、少子化対策にさらに力をいくことも承知しておりますが、さらに、このことに特化して、この市の看板と掲げ、それを内外に広め、「子どもを産み育てるなら日置市が一番」と言われるような子宝のまちにできればと私は思います。

そして、急速な高齢化が予想されるまちを若者が下支えし、高齢者の方々が安心して暮らせるよう、近隣のまちよりも、鹿児島市よりも先に、世の流れであると思われる、そして定住促進に対する移住者の判断材料の一つ

でもある子ども医療費の助成は高校卒業までにすべきではないかという私の提案でございます。

今後、先ほども言われましたが、今考えていないということでございますが、この先、どのように考えていかれるか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

今、さっきも答弁いたしましたとおり、まずは中学生までだというふうに考えておりますので、高校の場合はその次であろうかというふうに思っております。

○1番（中村尉司君）

1番、一応中学までということで、再度お答えいただきました。高校はまた次に考えるということでもあります。また私の考えを述べさせていただきます。

私が考えますのは、まずは近隣市、特に隣の鹿児島市から若い子育て世代の方たちに本市に移住してもらい、職場は鹿児島市でもこのまちに住んで子育てすると非常に環境がいいので、今までは子どもは1人、2人でいいと思っていたが、3人、4人育ててみようかと思うようになってもらい、この日置市から子どもの減少を少しでも抑制することができるようになればいいと思います。

「子どもを産み育てるなら日置市が一番」と言われるようになりたいものです。そのための施策の一つとして、できるだけ早く高校卒業まで医療費の助成ができますよう、強く期待いたします。

その他人口減少対策における市長のお考えをお聞かせいただければ伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、人口減少問題につきましては各市町村、いろいろと総合計画をつくっておりますので、その中に盛り込みをしながら、また議会の皆様方と十分調整をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○1番（中村尉司君）

1番、了解いたしました。1項目めは終わります。

次に移ります。先ほどの答弁で、市一体として、大きなまとまりでエコミュージアム的な考え方をするというようなこと、そして吹上歴史民俗資料館を中核施設として4地域に出向いていただくというようなことでありましたが、そういうやり方もわかります。それと、財政面で非常にこれは厳しいということをおっしゃいましたら、私たちももうこの後何も申すことができなくなるんですが、私の思いというか考えをまた述べさせていただきます。

私が今回このような施設が必要ではないかと思いましたが、日置市も合併して10年を迎えたわけですが、いまだに地域別に歴史の顕彰や行事などが行われているところがあるということです。日置市としての一体感が醸成されていないところもあるのではないかと思います。そして、今回、国民文化祭のプレイベントなどで多くの方が日置市に来られますが、先月開催された戦国島津飛翔展でも伊集院歴史を語る会のメンバーとして会場の案内係をさせていただきました。その中で、日置市の全体的な歴史や伝統文化、観光名所、旧跡の説明を見たり聞いたりできる場所がわからないというお話や短期間の企画展示だけでなく、もう少し期間を長くして展示できないか。歴史民俗資料館のような常設で展示しているところがないのかなどというお尋ねが私や文化財保護審議委員の方や歴史を語る会のメンバーにあったようです。

前々からそういうお話をお聞きしておりますし、ほかの方にもお話があったようですが、そのあたりのご意見をこれまで市として把握しておられたか、そこを伺います。

○市長（宮路高光君）

博物館といいますか、こういう歴史研究会の皆様方からそういう要望は今までもたくさ

んいただいております。このいただいている中におきまして、これは総合的に判断しなきゃならないというふうに考えておりますので、今この部分に計画をつくるということは今のところはちょっと難しいんじゃないかなというふうに思っております。

○1番（中村尉司君）

1番、今のところつくるのは難しいということですが、先々、日置市のメインとなる、吹上の資料館があるということではありますけれども、吹上の資料館というのは非常にちょっと、余り訪れる方が少ないということもあります。日置市の玄関口である、高速のインターもあり、そして今度駅も新しくなるところの伊集院にこういう施設ができれば私はまだまだ効果が大きくなるんじゃないかと思っておるところでございます。

地域のことを言えば伊集院ばかりと言われますから、余りこれを声高に言うともまた市長もなかなか難しいところがあるかと思えますけれども、やはり来た方がみなさんおっしゃるのが、日置市の中で中心であるというか、官公庁もここにそろっているわけです。こういうところにそういうものがないと。だから、今後5年、10年先を考えて、国民体育大会も5年後には来るわけです。交流人口がふえますし、観光の面もまたいろいろ考えていかなければ、日置市はせっかく来てもらってももてなすところがない、見るところがないということではいけないと思いますので、今後、この先、財政的な面を考慮しながら検討できないか、市長のお考えを伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

合併しまして10年たちました。特に、先般日吉で行われましたせつぺとべ、この10年の中におきまして大変多くの皆様方が参加するようになりました。これは、ただ旧町だけじゃなく、日置市全体で取り組みをし

ている、こういう大きな成果も出てきたと思っております。特にこの一体化という言葉、特に歴史とかいろんなものがこの10年ですぐ一体化になるわけじゃない。もう何十年も歴史的にその地域に根づいている文化でございます。また、今ご指摘がございましたとおり、こういう建物をつくる時は一番問題に上がるのは立地なんです。地理をどこにするか、大変こういうのが大きな課題を残してしまいそうな気がいたしますので、こういうときにはまだ十分お互い熟したときにやらなきゃならないというふうに考えております。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（中村尉司君）

1番、一番最初に市長の答弁をいただいたところでお聞きしたいところがあります。

エコミュージアム的な捉え方、大きなまとまりとしてということなんですが、このエコミュージアム的な捉え方という、この辺をもう少しちょっと詳しくお答えいただけないでしょうか。

○市長（宮路高光君）

日置市全体がそういう箱物を1つつくったそういうものじゃなく、今あるそれぞれの伝統的な行事を含め、また史跡を含め、日置市全体がそういう博物館であるんだと、そういう考え方の中でこのエコミュージアムという表現をさせていただきました。

○1番（中村尉司君）

1番、全体的な捉え方、具体的にはどのような日置市で取り組み方をされておられるんでしょうか。伺います。

○市長（宮路高光君）

その観点で、今言っている部分が私は日置市全体がこういう歴史文化のあるまちである、そういう捉え方の中でこういう表現もさせていただきましたので、どういう、一部のなものとかなんというものじゃなく、日置市にはそういうすばらしい伝統文化的なものがある、また大きな史跡もそれぞれ点在しています。その点を含めた中で日置市という全体的な枠の中でこういうエコミュージアム的な存在と申しますか、そういうことでご理解してほしいと思います。

○1番（中村尉司君）

1番、何となく理解したと申しますか、了解いたしました。

吹上の歴史民俗資料館もあるわけなんですけど、先ほどもちょっと申しましたが、どうもわかりにくいと申しますか、なかなか活用がなされていない。そういう点については今後どのような、使っていく方向であるのかお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

資料館のほうにも大変多くの歴史的なものが保存してございます。今おっしゃいますとおり、宣伝が足りないと言えれば一言かもしれませんが、今後また教育委員会のほうで、今回新しく入った職員もおりますので、その職員とも十分打ち合わせをしながら、今後そういう周知の仕方とはいえますか、そういうものを検討していきたいというふうに思っています。

○1番（中村尉司君）

1番、今後もまあ、せっかく優秀な職員の方が入られておられます。私も何度もお話ししておりますが、非常に博学で、歴史、特に戦国時代、それから幕末、近代、このような鹿児島近代化遺産ですか、そういうことにも精通しておられます。これがもう使わないと損だと、いやもうほんと、大いに活用して

いただいて、吹上の収蔵庫の中にもいっぱいいろいろな貴重な資料もたくさん入っているようです。だから、私ももうそういうものを見てみたいし、今後大いに市長のほうから、そちらの方面にも強く働きかけをしていただきたいと思います。

その歴史資料のこともですが、今の流行と申しますか、非常に日本刀のブームが、最近女性の中で起こっております。これはテレビゲームなどの影響で、はやりがあるようなんですが、この日本刀の解説書とか日本刀を歴史資料館や美術館などで鑑賞するということが非常に盛んになっていることでもあります。本市にも、薩摩刀の表層部である薩摩拵や日本刀の収集家がおられます。大名クラスの方が所持しておられた高級な品をお持ちの方がおられます。そういうような個人の所蔵する、たくさん表に出ていない美術品や文化財、歴史資料を展示できる場所をつくるというよりは、どこかを活用して、その保存や活用を積極的に進める方法がないか。これが表に出てきたり、そういう資料とかそういう刀とか美術品が出てくることによって市民がこのまちのことを知り、そして市内外に広めて、観光客の誘致にもつながってくると私は思っております。市長はどのように感じられますか、伺います。

○市長（宮路高光君）

日置市にも大変そういう歴史的な、今刀のことも話がございましたけれども、よろいにしてもいろいろなものがそれぞれ伝統的な家宝を持っていらっしゃる方もいっぱいおるといのは承知しております。そういう展示と申しますか、そういうものも今後場所をどうするのか、こういうものをまた担当のほうにきちっと指示をしまして、できる方向の中で進めていきたいというふうに思っております。

○1番（中村尉司君）

1番、そういうものを十分に活用していた

だけというふうな方向で考えるというお答えでありました。

先月の新聞の記事にもありましたが、国土交通省が今後10年の国づくりの指針となる新たな国土形成計画の全国計画案をまとめました。地域の文化財や町並みを生かし、観光地づくりや地方移住の促進を通じて活性化につなげると強調しております。全国計画案は、地域独自の文化芸術や歴史的建造物景観を資源と位置づけ、観光客や移住者を呼び込むことを提案。2020年の東京オリンピック・パラリンピック契機に、多くの外国人旅行者にも全国各地を訪れてもらうため、地域の魅力を積極的に発信などと観光、移住で活性化を促しております。

日置市としても、地方創生を実現するその一つとして、今後、先ほど申しましたように、いろんな資源を活用していただいて、そして観光客、交流人口、こういうものをふやしていく方策を考えていかなければいけないと思います。そういう文化的な方面を今後進められることを十分に期待しまして、市長が前向きに答弁をしていただくことを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今までも日置市が進む方向性ということで、第1次産業の発展と観光、これをうまく組み合わせをして、定住促進が難しければ交流人口をふやしていく、そういう考え方に変わりはありません。そういう中におきまして、観光とそれから農業施策、この両面を日置市の柱としてそれぞれ進めていくべきだというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

次に、14番、大園貴文君の質問を許可します。

〔14番大園貴文君登壇〕

○14番（大園貴文君）

14番、私は、さきに通告してあります一

般質問を市長について質問いたします。

その前に、長い長雨が続き、災害等も心配される中、明るい話題も1点申し上げたいと思います。平成27年度から過疎対策に取り組む移住定住促進に関する補助金の見直しが実施されております。6月現在で申請が10件、東市来で4件、日吉1件、伊集院2件、吹上3件の申請があるそうでございます。この政策を私一般質問で提言させていただいて3年が過ぎ、見直しということで、その効果が27年度から早くも出ていることに関しまして、執行部の努力を評価いたしたいと思います。

これまでは標準化という市長の答弁から、傾斜配分というその制度の枠を超えて新しい政策をされたことは、今後各地域においても必要なことだと考えます。昨今の社会情勢は自治体間競争という中で生き残る自治体、生き残る自治会、そういったもの等がどうやってやっていけばいいのかということが非常に問われる問題となっております。

そして、日置市の抱える課題は、これまでの同僚議員の中からも数多く出ました。過疎高齢化や遊休農地、空き家対策、何としてもストップをさせるべきではないでしょうか。そのストップをさせるためには地方創生という新しい、国が進める政策を思い切った日置市独自のやり方であるべきではないかと考えております。例えば、農地や廃屋の件に関しましては、農業特区によって兼業農家の育成を図り、農地の購入を面積に関係なく空き家と農地をセットで買えるような新しい魅力を、鹿児島市に隣接するこの日置市の特性を生かすことができるのではないかと考えます。

地方創生のこれからの方向性を日置市として十分検討すべき新しい手法だと考えています。そういったこと等踏まえながら、さきに通告してあります質問事項について市長にご質問申し上げます。

27年度から改正された自治会交付金についてお伺いいたします。

私が4月の地域の総会に参加してみると、会では、自治会長さんより会員さんへ、自治会収入が減収したことから、予算はマイナス予算となり、繰入金をふやしたり年間行事予算を減らしたり、そしてまた行事に関する予算を減額したり、影響が出てきている。会では行事や各種募金を減らすか、それとも自治会費を上げるかの説明がありました。会員さんからの声は、高齢化による世帯数減が予想される中、負担増は避けられないと大変困惑している声が多く聞かれました。さらには、山間部におきましては、共同アンテナの更新に負担金が1世帯当たり6万5,000円を積み立てをしなければならない。その分も加算されていくということでもあります。

そういった中で、①の27年度から交付金が改正された見直し内容は、小規模自治会に配慮するとさきの9月議会の一般質問で答弁されましたが、規模加算額が廃止され、減額となっている実態はどうか。②で、100世帯未満は規模加算額を残すべきと考えるが。

次に、質問事項2の、県の「わがまちの川サポート推進事業」の廃止についてお伺いいたします。

県の「わがまちの川サポート推進事業」の廃止についてですが、河川愛護作業に取り組む自治会や団体に活動費として支給されていた補助金が27年度から廃止されました。この事業は、1回の活動に5万円支給され、地域では年間2回実施するところもあり、自治会収入を5万から10万円計上される地域もあります。県の2級河川が多い本市として、事業存続の要望書を市長として出すべきではないかと考えます。

この問題も自治会の予算に関係し、収入の大幅な減収となっています。

次に、3問目、以上のことから、各自治会

収支状況についてお聞きします。

①各自治会の収支状況を把握しているのか。②歳入の減により自治会の年間事業の縮小化、会費の増額を総会で協議されているが、どのように考えるか。③市が進める共生・協働について、過疎化が進む地域にとって財源不足は大きな負担となり、今後、労力、財源不足により地域の荒廃が早いスピードで進むことが懸念されます。同時に市の負担も大きく拡大すると考えますが、対応をどのように考えられますか。

4番目に、日置市市営住宅の松山団地の安全対策について。市の所有する住宅で風水害が発生し、市民に被害が及ぶ現状を管理者としてどのように考えているのかを市長にお聞きし、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の自治会交付金について。1、2は関連がございますので一緒にお答えします。

従前の自治会育成交付金の課題として、自治会統合を背景に世帯割、規模加算両面で世帯規模を反映させていた点があり、50世帯ごとに階段状に交付金のはね上がる仕組みでございました。これを改善するため、世帯規模による交付差拡大の原因である規模加算額を廃止し、基本額の拡充を図り、さらに世帯割額を細分化し、世帯数変動による過度な増減を抑制しました。また、小規模自治会へ配慮した世帯割単価にするなど、現行予算枠の中で世帯数に応じながら、配分に向けて抜本的な見直しを行っています。

しかしながら、51から70世帯の自治会を中心に、幾分減額となりましたが、今後の自治を含め、自治会長連絡協議会と意見交換を重ねた上で納得いただいた内容でございます。

なお、減額自治会には今年度に限り激変緩和加算を設けさせていただきました。

2番目の県の「わがまちの川サポート推進事業」についてでございます。県では、今年度から、「わがまちの川サポート推進事業」を廃止し、「みんなの水辺サポート推進事業」に一本化する事務事業の見直しが行われたところでございます。

市といたしましては自治会や団体が共生・協働の機運を大切にし、地元には流れる河川の愛護活動を通じ、環境保全と災害防止に努めていることは極めて大切なことであると認識しております。

今回の見直しにより助成額の減額など参加団体への負担が懸念されることから、県に対しまして事業継続等の要望を行ったところでございます。今後も引き続き、自治会や団体が愛護活動の機運をそぐことのないよう、県に対しまして市民等が取り組みやすい事業内容となりますよう要請してまいりたいと思っております。

3番目です。各自治会収支状況について。その1でございます。

毎年、各自治会の総会資料をいただき、事業実績や決算、事業計画や予算、ときには懸案事項等を含めて確認をさせていただいております。

2番目でございます。多くの自治会では、会費を負担する会員世帯が減少し、また世帯数は市交付金の算定基礎にもなっており、人口減少は自主財源、依存財源両面から自治会収入に影響を与えています。

活動の根幹である自治会費のあり方は、自治会の取り決めによって大きな差があり、これをベースに自治会独自の事業が展開され、役員手当等も支払われていると認識しております。将来を見据え、自治会みずからが自治会活動の維持存続を自発的に協議し、収入の確保等や事業の見直しに取り組まれることはあるべき姿と考えております。

3番目でございます。共生・協働によるま

ちづくり基盤は、地域自治だと認識しております。地域力の衰退を目前にし、自治会一人一人が自治会を担う当事者として危機意識を持って膝を交える時期に来ていると考えております。

ことし10周年を迎え、日置市自治会長連絡協議会でも、維持存続や活性化をテーマに論議していただいております。市といたしましても、限られた財源を有効に活用しながら、自治活動を支援するとともに、職員協働サポート事業の充実や市民参加の促進など共生・協働のまちづくり指針に沿って連携協力を図ります。

また、その補完機関として位置している地区公民館との協働も有効な手段と考えております。

4番目の日吉地域市営住宅の安全対策ということでございます。

日吉地域の市営住宅は、18団地199戸あり、一番古い住宅は昭和45年建設の簡易耐火構造平屋建ての松山住宅となっております。現在、この住宅には単身高齢者世帯と高齢者を含む世帯の合わせて2世帯が入居しており、残り8戸は建てかえを前提とした政策空き家として管理をしております。

松山住宅の道路向かいには、砂の精製作業場があり、また海岸からも近いことから、砂の飛散がある状況でございます。また、建物の老朽化が進んでいる状況から、入居者に移転の説明を行い、了承を得、現在引っ越しの作業中であります。

市といたしましても、入居者の安全を考えて、6月までには移転を完了させたいと考えているところでございます。

なお、今後も入居者の安全を考慮し、適正に管理してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○14番（大園貴文君）

14番、市長に答弁いただきました。

それでは、2問目から質問に入っていきたいと思います。規模加算額を廃止され、その中で特に50世帯未満については十分検討したということと、もう一点は、自治会統合を先ほど話をされましたけれども、これまで自治会の統廃合はあったわけなんですけれども、できなかったというのはどういったことなのでしょう。できない理由があるんじゃないのでしょうか。それぞれ自治会で地区公民館とのかかわりで取り組む姿勢も違っております。そこは十分認識はした上で説明をいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

合併当初、約320ぐらいの自治会が、現在175というふうになっております。合併当初、それぞれの自治会に出向きましていろいろと説明もさせていただきました。その中で、距離的に遠いという部分もございましたけど、そのとき、その自治会長さんの認識といますか、この不足もあったというふうに、また私どもの説明も若干不十分であったのかという反省もしております。

その中で、特に小規模とといいますか、50世帯以下の中におきまして交付金制度というのを3年間ごとに見直しをしましょうという部分でやってまいりました。今回、ちょうど3年目に当たりまして、27年から29年までの今回の交付金の額でございますけれども、基本的には全体額は変えない。普通だったらまだ欲しいという部分もございませぬけど、私どもやはり財政的なものもございませぬ。そういう中で、特に規模加算を廃止しまして、特に1戸当たりの単価とといいますか、こういうものを若干上げさせていただいたということでございます。

今後、自治会統合というのは、市の中で積極的にしていくというのは今のところは当分考えておりませぬ。あのとき一生懸命統合という部分でやりました。その中では、今後自

主的な統合というのは、私はこれはやむを得ないというふうに考えております。特に、統合した場合におきましては、交付金を5年間支払いもさせていただきました。今後、この金額がなくなったときに、やはりきちっとした自治会運営を考えていただきたいということの要請もさせていただいて、現在まで至っているところでございます。

○14番（大園貴文君）

14番、自治会統合をされたところは、今現在どのように変わってきているんでしょうか。そしてまた課題、そしてまたよかったこと、その2点について、その予算を出したわけですから効果を検証されていると思います。その件が1件。

それから、世帯の分類をされておりますけれども、その世帯分類の自治会数をお示しいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

自治会の中でお聞きをするのは、役員のなり手ということで、小規模のところは大変危惧していたようでございますけれども、統廃合した中におきましては、若干前よりも役員の決め方というのがスムーズにいったということでございます。

規模につきましては担当課長のほうに説明をさせます。

○地域づくり課長（平田敏文君）

世帯割のほうでございますが、100世帯未満、100世帯以上200世帯未満、200世帯以上300世帯未満、300世帯以上400世帯未満、400世帯以上というようなことでそれぞれ単価を設定いたしているところでございます。

以上です。

○14番（大園貴文君）

14番、自治会数の数をお示してください。

○地域づくり課長（平田敏文君）

済みませぬ、ちょっと合計はここにお持ち

していませんので、後ほど報告させていただきます。

○14番（大園貴文君）

14番、市長が答弁された中での世帯別の見直しというか、少数の50世帯未満、そういったもの等は、自治会の数がどこに来てこの規模加算額に関連して、これはカットしましたよということになるでしょうか。50から100世帯のところ、全体で日置市に幾つの自治会があって、その部分がマイナスになっているわけですね、予算が。そういったこと等をお聞きしようと思っているところです。

○市長（宮路高光君）

ちょっと詳しい資料がここにはないわけですが、特に関心は50以下になった場合が約9万円程度変わっております。100世帯からその下が4万円、150からその下が5万円、200世帯以下が2万円というふうな、そういう世帯数の中でこの規模加算というのが若干変わったということでございまして、基本的にさっき言いましたように、100未満、100から200、200から300とその中で旧は単価が200円だったわけでございますけれども、例えば、100未満におきましては単価が280円、100から200が260円、200から300が230円、300から400が200円、400以上は150円と、ふえるにつれて単価が安くなったということで、今まで一緒だったんです。ここをちょっと見直しをしていただいたということでございます。

○14番（大園貴文君）

14番、その中で、私も総会に行って、ちょうど50から100世帯未満のところは減収になっているんです。副市長もちょうど一緒に総会に参加されていたので、市民の声は十分聞かれていると思います。その中で出された声は、要するに、やはり大きな世帯は、

自治会はいいのかもしれませんが。小規模なところについては、この規模加算額というものは傾斜配分の枠内で準備しておくべきじゃないかと感じましたか、副市長のほうは総会に出られてどういうふう感じられましたでしょうか。

○副市長（小園義徳君）

私も総会にご一緒させていただきました。この自治会育成交付金の見直しにつきましては、全体的にはおしなべて少世帯のところも加味されたのかなというふうに思っております。そして、実際その50世帯未満の際、ちょうど際のところ、その辺が減額になっている分があったのかなというふうに思いました。トータルで、これは自治会の連協の中で理解を得られていることなのかなというふうに自分としては理解したところでございました。終わります。

○地域づくり課長（平田敏文君）

先ほどの世帯別の数でございますが、50世帯未満の自治会数が44自治会です。それから、51から100が64自治会、101から150が21自治会、151から200が16自治会、201から250が13自治会、251から300が7自治会、301から350が5自治会、351から400は2自治会、401から450が4自治会、451以上が2自治会というふうになっております。合計です。

以上です。

○14番（大園貴文君）

14番、今市長は、報告していただきましたけれども、この170の自治会のうち100世帯未満がおおむね100自治会あるんです。そうすると、やはりここにかかわる部分については非常に大きなウエートを占めている。私がここの規模加算額を小規模自治会には残してほしいと言った思いは、それらの予算の収入減が結局地域の必要な活動に非

常に、小さな金額かもしれませんが。ある自治会では4,800円、ある自治会では1万5,200円とかいった小さな金額です。しかしながら、それを工面するために繰越金を入れたりだとか、各種行事を減らしたり、お祭りのお弁当をどうしようかといったことまで響いている。だから、私はこの中で、去年の9月に、規模加算額は100世帯未満のところは残していただきたい。それについては、自治会総数の半分だという中身なんです。その辺について市長はどのように考えられるか。

○市長（宮路高光君）

おっしゃいましたとおり、いろいろとこれは自治会連絡協議会、去年、五、六回話し合いをさせていただきました。特に一番要望があったのはこの50以下の部分です。50以下の分は恐らくどこも交付金は上がっていると、50から100の間が若干減ったというふうに捉えております。その中で、ことし、大変一緒に減らすといかんから、27年度は激変といいますか、若干その割合を少なくさせていただきました。基本的に、この見直しというのは3年に1回やります。とりあえず27年、28、29年、この中で今のこの制度をやりますけど、若干ずつ世帯数のちょうど切れ目のところの自治会におきまして大きく差異するという分はあります。

特に、今回、全体的に交付金の中は減らしておりません。特に自治会におきます、今まで特別に合併加算もやっておりましたけど、その予算も含めて、一緒にこの自治会の活動費には計上しております。そういうことも含めて、自治会連絡協議会の中できちっと今いろんな案が出たわけでございますけど、とりあえず3年間はこれでいいという了承を自治会の連絡協議会の中でいただいたもんですから、一応この27年、28年、29年は実施したわけでございます。一方的に市がこれをとっている部分ではございませんでした。ほんと

に何回も自治会長連絡協議会とも話をした上の了解の中で制度適用をさせていただきましたけど、今ご指摘がございましたとおり、ある自治会においては若干不満があったのでも事実です。このことも十分認識しておりますので、次の制度改正のときにどうするかはまた考えていきたいと思っております。

○14番（大園貴文君）

14番、自治会長連絡会では、十分説明をして了解いただいたと。であれば、自治会の会員さんからそのような声は出なかったんじゃないかと、その連携はどうだったのかわかりません。そういったことじゃないかなと思います。

それから、自治会が合併したところの費用対効果ということで、市長のほうは、役員がスムーズに決まるようになったと。それは逆にいうと、役員手当がふえたからじゃないですか。本来の目的は、やはり地域の、どこの自治会も役員さんになり手はいないんですけども、その合併をした費用が役員さんのための費用となっていていいのかどうなのか、その辺の市長の見解をお聞きします。

○市長（宮路高光君）

特に私どもは自治会長には行政連絡員手当を出しております。そのほかにいろんな専門部においては、それぞれの自治会の会費を入れた中で手当を決めております。この行政連絡員手当とは別に自治会長さんがもらったり、専門部がもらったりやっております。これは178の中で千差万別でございますし、また、会費もそれぞれ月500円、300円というところから、月1,500円と幅もございませぬ。しかし、その人件費の収支を見ますと、約60%程度が役員手当になっているのがいっぱいあります。そういうことが、これ等については自治会内で決めることとございませぬので、私どもはさっき言ったようにこういう一つのルールをつくり、自治会に配布するお

金は何と何ということは規制はしておりません。それはもう自治会の中で手当にいたり、また行事にいたりやっておりますので、基本的に、さっき言いましたように、いろいろと役員手当というのが差異があるというのは事実でございますけど、このことに私どもがどうこうということはちょっと難しい部分であろうかと思っております。

○14番（大園貴文君）

14番、私もそここのところは十分認識いたしております。自治会の総会の資料の分析をやったりすべきじゃないかなど。役員手当は別にするだとか、活動、それから各種募金の調整、「いきいきサロン」、そういったもの等に取り組む、そういう科目の精査をしないと、今市長の言われる答えはなかなか出てこないのかな、そういったこと等もひっくるめて、やはり活動がスムーズにできていく、伝統芸能やいろんなものを存続させていく。市長の気持ちはわかっております。でも、そのことをやはり総会資料だけではなくて、その中の分析をしていって、この自治会の交付金というものを十分検討して、やはり持続可能な自治会でない限りはいけないのではないかなと思います。

それから、最近、共生・協働の中で話が出てきたりするんですけども、これまでは三層構造という話をされておりました。最近では二層構造にいつの間にか言葉がすりかえられているような気がします。私は三層構造だと思っています。自治会があって地区公民館があって行政がある。そういった連携協働ができないと、地区公民館の運営も危ういかと考えております。その辺について、三層構造から二層構造に変わった市長のいろんなときの答弁の中に出てくるんですけども、何かが変わったんでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には、今おっしゃいました自治会、

地区館、私ども一般行政、この役割分担があるというふうに思っております。その中におきまして、今後この第3期の地区振興計画の中におきまして、ソフト事業を重視した部分があったので、地区館と自治会は精密にやってほしい。基本的には行政運営する共生・協働というのは自治会があり地区館があり私ども行政がある。このような認識は変わっておりません。

○14番（大園貴文君）

14番、それでは、自治会交付金についてなんですけれども、不足する部分について、活動の内容を精査した上で、地区公民館からの配分ももうしつかえないということで考えてもいいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

こここのところにつきましては、今ソフト事業をしてそういう活動の内容の中で、大変、さっき言いましたように、自治会でできない部分については地区館が補完するという考え方を持っております。これを予算でするのか人的なものでやるのか、それはもう地区館の考えをしていただければいいというふうに考えておりますので、地区館のほうにもそんなに大きな、余計なお金は出しておりませんので、それぞれの地区館が考えていただければいいのかなと思います。

○14番（大園貴文君）

14番、市長のそういう考え方で了承いたしました。ということは、地区公民館にも十分その旨の話も伝えていただいて、やはり自治会、地区公民館が一体となって連携していく中で、どうしてもこの行事だけは、これだけは残していかないと、この不足する部分については何とかその部分で、ソフトで補填しようという気持ちも伝わりましたので、この件については終わりたいと思います。

続きまして、県の「わがまちの川サポート推進事業」についてお聞きしますが、市長名

でこれは要望書を提出されたということでもよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

このことについては、昨年も、26年度も大変大きな問題になりました。私ども県のほうに要望し、文書ではしておりません。先般も、地区振興局と話をする機会がございました。この問題を提議させていただきました。今まで5万円、2回だったのが、今は2回になってそれぞれ限定する。手袋とかなんとか。大変使い勝手の悪い方法になっているは事実でございました。このことを県のほうにも地域振興局と懇話会がございましたので、まだ文書としてはやっておりますけど、振興局のほうには私どもの意は伝えさせていただきました。

○14番（大園貴文君）

14番、この県の「わがまちの川サポート推進事業」は、県下でも2カ所、南薩地区と大隅の2カ所が対象だったと思います。

その中で、日置市としてはこの2級河川が多いところですよ。どうしても距離的なもの、幅、そうしたもの等考えると、この事業は市長として要望書を提出し、やっぱり日置市としては環境自治体としてこういったきれいな地域づくりをするんだということを要望書として出していくべきじゃないかと思えます。前は7万5,000円だったのが5万円に下がりました。今回、来ているのは2万円ということですよ。軍手やいろんなものもあつたりとかしましたけれども、なかなか使い勝手が悪い。また、労力と仕事量が合わない。そういったもの等もあるんですが、市長としてぜひ県のほうに要望書を提出していただきたいと思えますが、どうでしょうか。

○市長（宮路高光君）

先般、口頭でも言いまして、向こうの説明も受けました。基本的には私ども2級河川の多い地域でございますので、これは要望書と

してとりあえず振興局のほうへ上げさせていただきたいというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

14番、この自治会交付金について、3番まで収支状況のことを話をさせていただきました。行政が動きやすくするためにはやはり自治会が、地区公民館が活発的に動いていって、共生・協働が労力、財源、人、そういったもの等がしっかりとサポートしていかないと、管理にしても、じゃ日置市の市道だから日置市がしてくださいといっても限界が来ると思います。そういった中で、地域の活動が積極的に、けがのないように、先般、同僚議員からもありましたように、事故があつては何もありません。そうしたことが起きない形を、ゆとりを持ってできるような体制づくりをすることが日置市の新しい環境という意味では、自治体としての方向づけの一つになるかと考えます。

市長の答弁をお聞きして、この件については終わりたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

今もご指摘がございましたとおり、自治会におきます収支を含め、また、さっき言いましたように、そういうかゆいところにはかゆい形をしていかなきゃならない。いつも私言っているんですけども、国道、県道、市道、役割分担をしてみてもどうしようもない。そこに住んでいる人は、県道であろうが国道であろうが、農道であろうが、やはりいろんなことが起こっているのは一緒だと。そういう部分は私どもも今、市道だからというんじゃないで、市道のことについても地区館、地域が一生懸命手伝っていただける、また清掃していただける。大変心から感謝申し上げますし、そういうものにつきましても配慮といいますか、そういう配慮も今後やっていきたいというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

14番、次に、4問目の日置市地域の市営住宅について、市長のほうから答弁をいただきました。その中で、市の松山住宅団地のことなんです。現状は、入っていないとはいえ、ビニールシートを覆って管理する。市長として私はもし吹上浜で竜巻が起こったら、風水害が起こったらどうするんだろう。あのかわらやいろんな木材が民間に飛んできて、人に飛んできて事故をしたらどうするんだろう。それが一番心配です。市長はどのように、答弁にはありましたけれども、今後計画をと悠長なことでもいいのかな、そういったことをもう一回確認したいと思います。

○市長（宮路高光君）

松山住宅は、大変今まで懸案事項でもございました。その中で、とりあえず人の問題を含めて、ほかのところに転居していただくよう今お願いをして、あと2戸程度でございまずので、これは努力をさせていただきます。

今後、1つの問題として、これを建てかえをするのか、その場所がいいのか、ほかのどこにするのか、このことについてはやはりあそこの自治会、吉利校区の地区館、こういう方々と十分お話をさせていただき、その中におきましても、あるいは私どもは国の補助事業をいただきながら公営住宅をつくっていきますので、その管理に、今おっしゃいますとおり、竜巻がしたり突風が来たりすればほんとに飛ぶような施設だというのは十分認識しておりますので、ここあたりは少し待っていただきたいというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

14番、私がこういったことをいうのも、枕崎市で市が管理する棚が壊れて、重傷を負って和解に、転落男性に1,000万円お支払いする。お金を払えばいいというものではなくて、やはりそういうけがをさせた、重傷をさせたということが管理者としての責任を問われたというふうに、住宅であれ道路であ

れ、やっぱりそういったことに細かく気を使っていけないといけない、そういうことを思いまして質問いたしました。

その中で、松山団地もそうですけれども、内門団地、この両団地について、今これも東市来、吹上、伊集院、住宅政策、定住政策をつくってまいりました。日吉町の方々と早急に話をして、やはり利用の確保も重要なことです。そういったこともひっくるめて、地区民の皆さん方と話し合いをして、解体して新しくつくる分については補助が出るような話を聞いております。その辺について市長の考えをお聞きします。

○市長（宮路高光君）

それぞれ政策的な住宅で、合併した中におきまして70戸つくらせていただきました。合併した当初、榎園住宅、ここに手を入れさせていただき、最初しました。そのときに、ちょっと私どももそこまで入居者が確保するのが大変難しゅうございました。そういう部分を踏まえて、これが終わったら今おっしゃいましたとおり、日吉地域の場合は大変古うございますので、まだマスタープランを含めた中で、今後建てかえというのも出てまいろうかと思っております。そのときは、基本的に私ども行政もですけど、地区民の皆様方の協力、公営住宅をする。中心部については一般公募の中でいっばいいきますけど、恐らく過疎地域に建てることについては大変難しい部分だったというのを痛感しておりますので、どうしてもこの地区館、自治会、こういう方々と十分打ち合わせをしながら、次の建設のときには進めさせていただきたいというふうに思っております。

○14番（大園貴文君）

14番、地区民の方々と十分協議をしながら、早目に進めることが、より均衡ある日置市の中の一助となっていくことを願っております。その中で事故がないようにということ

を十分に配慮した対策を練って、これから台風シーズンも来ます。その旨考えられて、行政を進めていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

あす23日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

午後0時03分散会

第 4 号 (6 月 2 3 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	一般質問（18番、11番、5番）
日程第 2	議案第61号 平成27年度日置市一般会計補正予算（第2号）

本会議（6月23日）（火曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	銚之原 孝志 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企 画 課 長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長	宮 下 章 一 君	建 設 課 長	桃 北 清 次 君
上下水道課長	丸 山 太 美 雄 君	教育総務課長	松 田 龍 次 君
学校教育課長	豊 永 藤 浩 君	社会教育課長	平 地 純 弘 君
会計管理者	満 留 雅 彦 君	監査委員事務局長	地 頭 所 浩 君
農業委員会事務局長	重 水 秋 則 君		

午前10時00分開議

〔市長宮路高光君登壇〕

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、18番、池満渉君の質問を許可します。

〔18番池満 渉君登壇〕

○18番（池満 渉君）

人口減少社会の到来は、国が経済を初め全ての面で下りの構造に突入したことを意味いたします。早くから自治体間の競争が言われ、選ばれる側の努力が求められ、地方分権一括法も制定をされてきました。当然、国や県と連動する地方自治体は、財政的にも政策的にもどこまで独自性を出せるのか、判断は厳しいところでもあります。

しかし、今、国は地方創生をはっきりとやりたい、予算づけもその動きに沿ったものになっておりますし、場合によっては自治体消滅も現実にあるかもしれません。まつりごとの最終責任は市長にありますし、我々議員の責任も痛感しておりますが、市長の政策を補佐し、アイデアを盛りつけ、よりよいまちづくりを具体化していく主役はほかならぬ自治体職員であります。

そこで市長に質問をいたします。市長はどのような職員を採用したいと望まれるのか、理想の職員像について、その採用方針と現行の職員採用作業の流れについてお示ください。そして、採用後の職員をどのような研修、研さんを経て理想とする優秀な職員に育て上げているのか、その成果と問題についてお示ください。議論を通じて最善の策を見いだせるよう、誠意ある答弁を期待をいたします。

○市長（宮路高光君）

1番目の人口減少社会の到来など、我が国はこれまで経験したことのない厳しい時代に突入した。自治体間の競争が早くから叫ばれてきたが、国が「地方創生」をうたう今、いよいよ自治体ごとの取り組みが評価される。市民をリードする首長や議員は当然のことながら優秀な自治体職員の獲得と育成は急務である。この課題に対する市長に方針を問うという、この質問でございまして、その1でございます。

住民の行政ニーズは高度、多様化する一方、厳しい財政状況や効率化を背景に職員数は減少を余儀なくされています。

これらのことから、取り巻くさまざまな問題を的確に見極めつつ、創造性豊かで柔軟かつ弾力的に対応できる人材が必要であると考えています。あわせて、日置市人材育成基本方針に掲げる全体の奉仕者として高い使命感を持つ職員、地域に密着し、意欲あふれる職員、経営感覚のある職員、市民から信頼される職員、市民の立場で市民と協働できる職員が必要であると考えております。

職員採用に当たっては、第1次試験で教養及び作文試験、加えて一般事務は適正試験、専門職は専門試験、消防士は体力試験を行い、第2次、第3次試験では面接試験を実施しております。

その2でございます。職員採用後すぐに行う新規採用職員研修、職階に応じた新任課長研修など、階層別研修、職員自らの意思で職務能力の開発を行い、新たな行政課題への対処や実践的な職務能力の開発を目的としたチャレンジ研修、行政課題等を調査研究する庁舎内研修、先進的な行政手法を実地で取得するなど、職員の資質向上と他団体との交流を目的とした派遣研修を行っております。

人材育成の成果は直ちにあらわれませんが、

職員が自らの意思で職務能力の開発を行うチャレンジ研修に全職員が参加し、職員一人一人の意識向上が図られることは成果と考えています。

また、研修内容の充実を図ることや来年度から導入する人事評価が、職員の理解、運用能力を高めながら、真に機能する制度にできるかが課題であると考えています。

以上でございます。

○18番（池満 渉君）

まず最初に、冒頭にお断りをしておきたいと思えます。私は、今回の質問をいたしましたけれども、今の、現在の職員の方々を何も批判するつもりでこの質問をしたわけではございません。これから先の職員をどのようにして採用していくかということでもあります。非常に厳しくなる地方自治体の経営、市長も言っておられますが、本当にどのようにしていけばいいのかというような模索する時代に入ってきたと思えます。ぜひそういったことで議論を重ねて、いい結果が出ればというふうに思いますので、じっくりと討議、討論、質問をしていきたいと思えます。

私が今回質問をした中で、非常に厳しくなるということと同時に、特にこれから先、非常に豊富な経験と知識を持った優秀な職員の方々が、近い将来というか、かなりの数で定年を迎えになるんじゃないかという気がしたんです。そこで、とりあえずその実数についてお伺いをしたいと思います。今後、10年間に定年が予定されている職員の数、それと、それに合わせて、もちろん職員の適正化計画とかいろんなものがございますから、そのときどきの数がございますので一概に言えませんが、大体採用予定の数ですね。今後10年間の。そこ辺が、数がお示しできる分があれば出していただきたいと思えます。

○市長（宮路高光君）

来年から10カ年度の退職者、採用予定者

ということがございますけど、退職者はわかっております。退職者にいたしまして、10年間で182名という部分がございます。今、ご指摘ございましたとおり、採用も人勧、適正化計画等によりまして、これ予定でございますけど、今150名程度ということを考えておまして、当座的にはやっぱり30名ぐらいはやはりこの適正化の中で減っていくのかなというふうに考えております。

○18番（池満 渉君）

新旧、新しい職員がこう入れかわって、市勢が滞りなく運営ができていけばそれにこしたことはありません。むしろ、新しい職員の方々が入って、入れかわって、最近新しい風が市役所にふいてきたなというふうに市民の方々が感じられるような、そのような成果ができればと期待をしているところであります。

今、市長に職員の採用方針などをお聞きをいたしましたけれども、現行のこの採用方法は市長がこのような職員が欲しいと思っておられることで、今の試験の方法でその職員が採用できているとお感じですか、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

さきも申し上げましたとおり、一次試験、二次試験、三次試験、このような形をしております。私は、やはりこの採用試験のあり方というのは、やはり人物本位と言いますか、これが一番大きなことで、テーマでこの採用試験に望んでおります。特にそれぞれの子どもたちがいろんな、多面的な経験と言いますか、部活にいたしましても、またアルバイトにいたしましても、ただ学業一辺倒と言いますか、そういう職員ではなく、やはりこの今年齢も30まで引き上げておりますので、その間に経験した、そういうことを体験と言いますか、そういうことをした方ということ、私は一番望んでおまして、一次試験、二次試験、三次試験の中、市町村で三次試験まで

するところはめったにない、普通、一次、二次で終わっておりますけど、やはりこの面接を主にしていくには、そういう面接する試験官も、やはり同じ人がするわけではなく、一次、二次、三次とみんな違った目の中で試験、面接もしていただきたいということで、そのような取り組みもさせてもらっています。

○18番（池満 渉君）

人物本位というふうに市長言われましたけれども、もちろん、学力があつて情熱があつて倫理観もあつて行動力もあつて、全てというのは大変難しいことでもあります。その中でどのようなふうにして、できるだけいい職員をとっていくかということが大事であります。

で、今の採用試験の内容について二、三質問をして、それから私なりの提案もしてみたいと思います。

まず、第一段階であります、いわゆる採用試験の前ですね、職員募集の段階であります。職員募集の広報というのをどのような形で今なされているのかということをお伺いいたします。つまり、仕事の内容とか日置市役所の職場はこんなふうですよ、あるいは何課はこんな仕事をしていますよとかいったようなパンフレットなどを含めて、一般の企業が職員を募集するような、ふうなものはあるんでしょうか。そこ辺の募集をするための広報体制は今で十分なのかということをお伺いをいたします。

それから、参考までにですが、ここ二、三年の応募者数をお示しいただきたいと思ます。

○市長（宮路高光君）

基本的に広報ひおきお知らせ版、また日置市のホームページ、また防災行政無線、そういう形の中で募集しておりますし、また、やはり専門職におきましては、高校、大学等へ案内と言いますか、そういうこともやっております。24年度の採用試験申し込みが

134人、新規採用が15名、25年が申し込みが151人、新規採用が13名、26年度が申し込みが162人、採用が17名、この3年間の累積はそのような中になっております。

○18番（池満 渉君）

広報誌、ホームページ、それから高校、大学への案内ということも当然そうですが、私はやっぱり今以上により可能な限り、多くの人たちに日置市の職員を募集しますということを、なるべくたくさんの人に知らせなければならぬというふうに思います。

ただ、関係者や、あるいはその身内の者だけが知り得ることではありませんので、なるべくたくさんの人に就職を希望する人に知らせることが大事だと思います。

特にこの公務員は一般にこの非常に人気がありますし、買い手市場であります。我々が、いわゆる変な言い方ですが、優位になってこう募集ができるというようなところでございますので、そこ辺もしっかりとやっていただきたい。

この職員を募集する際に、大阪府の枚方市、ここ人口40万人で本市と比べ物にならないぐらい大きなところ、しかも民間企業もあつて職員採用には難儀をするところかもしれませんが、ここは、試験の1カ月以上前から、いわゆる民間企業と同じように、職員採用セミナーというのを開いております。市役所の魅力をアピールしたり、優秀な人材を獲得するためにはということで、いわゆる民間企業が鹿児島県でもありますが、ブースを設けてこうやるような、そんな感じで、うちにぜひ来てくださいと、受けてくださいということをやっているんです。

できるだけ分母が大きいほうがいいと、たくさんの人が、いろんな人が日置市役所にチャレンジしてみようというような機会をつくるのが大事だと思いますが、本市でも今の

募集の広報の枠をもっと広げて、何か鹿児島県の企業採用の何かあったときには、そういうブースを設けるなりして、そこ辺の努力は必要ないでしょうか、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

今、ご提案ございました、これはそういうブースを設けることは大事なことであるというふうに思っております。

この公務員の統一試験というのが、ある程度、5月、県がこの試験の答案をつくっているのも、私どもじゃなく、民間のほうに委託をしております。公務員の試験というのは、大体同じ日、県は違うんですけど、そういう中におきまして、民間の皆様方と、やはりこれは同じブースを含めた中におきまして、これ市長会とか町村会、こういうところが一緒にする中において、鹿児島県の中におきますそういうブースをつけている、日置市だけ独自というのは、やはり受け皿タイプが違いますので、これはまた県下の中において、一つの提案という形の中で、私のほうも出していきたいというふうには思っております。

○18番（池満 渉君）

広報の枠を広げるよりたくさんの方々にとというのは、同時に日置市をどうアピールするかということもあると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、実際の試験に入ってからであります。一次試験は今答弁がありましたように、教養、作文、適正ということであります。この合否の判定基準と言いますか、いわゆるどこ辺で合格、不合格とするのかということをお伺いをしたいと思います。

例えば、採用10人の予定に150人応募があったときに、その150人を第1次試験で何人ぐらい合格にして、その合格にするためにはどのような基準でやったということをお示しをいただきたいと。できれば、実際の数字をお伺いしたいところではありますが、

24年から26年のこの数字が出ましたので、こちら辺で一次合格者の数とその基準というのが答弁いただけるでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的にこの合格基準、私はこの平均、一次試験の場合、その平均の点数ぐらいはクリアしたほうがいいのかなというふうに考えておりました。一次試験の、さっきも申し上げましたとおり、134人、24年度受けておりますけど、1次試験は47名、25年度は151名のうち39名、26年度は162名のうち67名と、そういう一次試験の合格率ということで、平均点ぐらいの方々はその何人をとるという枠でなく、やはり一次試験は平均あればいいというふうに考えておりますので、そこからまた二次、三次という方向に流れております。

○18番（池満 渉君）

実数を答弁をいただきました。平均点くらいということでしたが、教養試験は高校卒業程度の一般教養を択一式でというふうになっております。そして、作文は与えられたテーマについてということですが、当然職員として、最低限の学力は必要であります。これは当然であります。しかし、市長が、先ほど言われた人物本位といったようなこともあわせれば、一方で、試験の成績だけではどうなのかなという気もしております。

最近、公務員試験に特化した専門学校などもあります。こういったところを、例えば、面接まで出てきて、こっちが見抜けないようなこともあるんじゃないかと、無難に、そういったことも考えられますので、よほど成績が悪かった、平均点に届かなかった、一番下だというのは別としても、もしかしたら、当日、その試験の調子が悪くて、予ては割といんだけどということ、そういう人の中にほしい人材がいたかもしれないというふうなことも考えられます。

いわゆる一次試験の段階で、市長がおっしゃったように、学力だけでは、学力は必要ですが、学力だけではないと、学力以外の能力も見極めたいとあって、愛知県の日進市、これ8万9,000人の人口ですが、愛知県のまあやっぱり街の中です。人口増加率は全国2位という、うちと比べようにならない、上り調子のところかもしれませんが、ここは、一般行政職の採用試験に限って、いわゆるこの一般の行政職ですね、に限って、一次試験について総合能力検査、SPIというのをやっているんです。これは、一次試験で教養でもこっちでもいいと、どっちでも受験していいですよということをやっているんです。

このSPIというのは、個人の能力や資質などを総合的に判断する試験で、現場能力、率先して動く行動力にあふれる優秀な人材を幅広く採用することを目指して、私たちは導入しましたと、担当者の方は言っております。

150人受けて四、五十人の一次で、何かここでもう少しできないかという気がいたします。ぜひSPIをしてほしいとは言いませんが、何かもう一工夫できたらいいんじゃないかという気がしますが、このような教養の試験の最初の部分で何かほかの方法も研究してみる必要があると思っておりますがいかがですか。

○市長（宮路高光君）

一次試験のあり方で、さっき言ったように、高校、大学一緒にやっております。そういう中におきまして、どうしても成績というのは大学の方々が上位に来るというのも、これ事実でございます。その中で、28年度から適正もございませうけど、28年から大変なんですけれども、面接も入れよう、全員もう一回、その加味もしよう。何かやっぱりこの一次試験のあり方というのが、今回採用した方々によって、面接ということで、5分ぐらいしかない時間で見抜けるというのは大変難しい部分がございますけど、ただ教養、作文だけ

じゃなく、何かちょっとプラスしたもので、そういう能力といいますか、そういうものを見出そうということ、28年度から若干そういう工夫もやってみよう。今まで3年間同じような形で来ましたけど、そういう一つの工夫をしてみて、またその結果がどうであるのか、今後検討もしていきたいというふうに思っております。

○18番（池満 渉君）

たくさんの人を、面接も含めていろいろなことをするというのは、やる側も手間も大変です。しかしながら、長いスパンで考えると、本当に優秀な職員が本市のために働いてくれることを考えると、それぐらいのことは何とかやれると思います。

公務員は、民間企業と違って地元に対する愛着心というのが非常にやっぱり必要であります。地元を愛して、市民を愛して、仕事をしっかりやるという、この情熱が大事なことであります。合併して10年になります。議員の私たちの間でもやっぱり出身町への愛着は強いわけであります。同じ日置市と言っても、やっぱり私も東市来がその中でも何とかいければというふうに思っているわけですが、この最近の、直前の3年間で結構、新規採用者、いわゆる合格した人たちですね、合格した人たちについて地元の日置市の出身の人たちの割合はどうなんでしょうか。この3年ぐらいの実績をお示しいただけませんか。

○市長（宮路高光君）

日置市に生まれ、また日置市の小中学校を出た方、私はこれが一番ベストだと思っております。と申し上げますのも、やはり地元と言いますか、子どもたち大変いろんな伝統行事をやっております、継承していくには、やはり役場職員になっても、そういう伝統行事をしていく、やっぱり地元ということはやはり大事に考えていかなければならないというふうに考えております。

その中で、24年度が73%、25年度が69%、26年度は41%、若干本年度の場合については41%と低くございましたけど、通常7割程度は地元の子どもたちがこの日置市の職員だと言えるんじゃないかなと思っております。

○18番（池満 渉君）

もちろん、地元、今はどこから、どこに住んでいる人が受験をしてもそれは構わないわけです。差別をすることもできませんし自由ですから、私は今、還暦同窓会の幹事をやって、250名ぐらいの人にこう郵便物を案内を出しているんですが、そのうち、やっぱり返ってくる場所があります。もちろん、私たちの住所の確認が不適だったのかもしれませんが、中には、同じ東市来の町内に出したのに、中には番地が1つ違って返ってくると。昔は郵便局の、特にこの配達職員の方々、地元の方がほとんどでした。そういった方々が、例えば、番地が1つ違って、これはだいがいの、名前を見たときだいがいの息子やらいとかいうのがわかってははずです。それで配達をしてくれたはずであります。

この知識、郵便局の仕事をしていた人たちのそのいろんなことを知っている情報というのは、これ宝であります。地元ならぜひこのまちに対する愛着も違うわけありますので、しかもある程度の地元に対する知識というのでもあらかじめ持っている、備わっているわけあります。

昨年でしたでしょうか、成人式の成人者の挨拶の中で、ふるさと日置のために力を尽くしたいと言った女の方がいました。私はこういうような女性の方が職員にほしいなというふうに思いましたが、私だけではなかったかもしれません。

そこで、市長は受験する人の中に大卒、高卒があって、どうしても学力の面では大卒があるかもしれないということもおっしゃいま

したが、そこ辺も抜きにして、大体7割を切るぐらいの地元採用率ですがはっきりとこの地元の採用枠というようなものを何とか皆さんに差別化にならないような形で、何かこう考えてみたらいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

この受験をするのはみんな平等でございます。規制もできない、これは一つの一般論でございます。ですけど、今ご指摘ございましたとおり、地元のそういう意欲のある、ちょっと学力は低い部分もあるかもしれませんが、やはりまた特技があったり、こういうものはやはり私は極力その許容範囲の中でやっていきたいというふうに思っております。

ですけど、やはり、ほかから入ってくる方も優秀で、やはりここあたりはうまくミックスしていく、地元におっても見えない部分がある、また外部から入ったときに見える部分がある、こういう職員の中で、うまい具合にマッチングしていける、これが本当に理想だと思っております。なるべくそういう理想に近づけながら、また採用試験のあり方も徐々に少しずつ変えていく必要があるというふうには思っております。

○18番（池満 渉君）

よく昔、村おこしという活動を、私も一部やりましたけれども、よそ者、ばか者、若者というような、よそ者の目をやっぱり入れていくべきだということもありました。この優秀な人材を獲得するということでは、いわゆる技術職など特にそうですが、即戦力として、やっぱり民間企業等の経験者を採用することが今やられておりますが、その中途採用、変な言い方ですが、中途採用とあえて言わせていただきますが、そういったことにはどうなんでしょうか。民間企業では優秀な人材がおれば、いわゆるヘッドハンティングというようなやり方でやるんですが、そこまで

報酬とか何とかというのは別としても、そこまでやれなくても、この部分について非常に優秀な人がいるといったときには、途中で何とか採用ができるような方向、そこら辺についての本市の取り組みについてお示しをいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

本市では、そういう中途採用、民間企業の経験者の採用ということはやっておりません。さっきもございましたとおり、この3年間を見ますと、そういう経験した方が四、五名は入っております。さっきも申しあげましたとおり、18歳から私どもは今30歳までという、大変幅広い形をしております、ことしから恐らく技術職と言いますか、専門職は35まで伸ばさなければならない、その中で、さっき言いましたように、全体でそういう部分是要綱は一緒でございますけど、やはりそういう企業で経験した方、こういう方々もこの3年間の中で年齢が幅広うございますので、18歳だけじゃなく22歳だけじゃなく、ことしも30歳の方もいらっしやいました。28歳もおりました。そういう一介の中で年齢が大変ばらけているのも事実でございますけど、先ほどちょっと職員を見ますと、やはり入ったのは一緒でございます、大変そういう入った仲間意識が強く、いろんな集いをやっている。同じ年齢だけだったらちょっと難しい分がありますけど、年齢が10歳ぐらい離れておまして、それ一緒に入ってきた、また一緒にいろんなことをやろうと。そういう中で、経験した方がリーダーシップをしたりまたいろんなことをやっているということで、こういう中途採用の枠という分じゃなく、ある程度年齢を上げてみんな受けていただきたい、そういう方針の中で、今後進めていきたいと思っています。

○18番（池満 渉君）

この、いわゆる年齢をもう少し上げて、経

験者も入れると、受けられるという制度というのは広く広報してほしいと思います。一般に新卒でないと、あるいは新卒後二、三年でないとというようなことが頭にありますので、あるいは35まで技術職であれば受験できるんだよというようなことを、もっと多くの方々に広報をしていただきたいと思います。

さて、採用後の人材育成ということですが、答弁をいただきました。いろいろと研修もごさいます。実際、なかなか目に見えて、ここがよくなったとか研修に行った翌日からよくなったとかということはない、じっくりと時間がかかるものだろうと思いますが、何かそのような研修成果について、実例を二、三上げていただきたいんです。この研修について、この研修に行ったからこのようなことがちょっと事例としてこのようなことがあったというようなことがあれば、二、三実例を上げていただきたいんですが。

○市長（宮路高光君）

いろいろとこの採用後におきます研修のあり方ということで、新規採用とかそういう今鹿児島市の研修センターで2泊3日とか、そういうことはやっております。特に、私この研修と言いますか、自主的なこのチャレンジ研修ですか、こういうものは十分な目的を持って、私ども職員に広報して行きたいのと言いますか、そういう意欲を持っていなければ何も出てこないというふうに思っております。

特に、今私どもはこの知見と言いますか、職員を中心にして2年かいろいろやってまいりました。この中でも、いろいろとこの自分たちがKKBですか、ああいうのを自分たちでつくってやるとか、そういうものですが、一番感心したのは、やはりこの中央省庁に行った職員が帰ってきまして、大変プログラムと言いますか、規範のあり方とか、こういうものが大分かわってきました。私どももいつ

も国、県の説明を受けるんですけど、資料づくりというのが大変素晴らしい、もう普通の、何ですか、教わった連絡、自分に身について帰ってきておまして、そういうのが大変私この10年間を見たときに、そういう研修の成果というのは、大変あらわれておると思います。

ですけど、私はいつも研修送るときに、そんなに期待と言いますか、やはり学びに行くのではなくて、体験をしていかなければならない、体験をすることが、やはり自然に身についてくる、すぐ1日、2日の研修で頭でっかちに、頭だけで考えてする、その体でどう覚えていくのか、これがやっぱり公務員40年間の生活をしていくには、この一、二年、1カ月、また3日でした研修がすぐぱっと出てくるわけじゃない。やはり、これは自然に積み重なって、40年間の役所生活という中で、年輪がましてくると言いますか、そういう職員になっていただきたいというふうに、いつもしながら、いろんなところに送り出すときは、多くの友だちとしゃべりながら、また飲みニケーションもきちんとしていきなさいと、そういう送り出しをしながら研修をやらせております。

○18番（池満 渉君）

国への研修は全員が行くわけではありませんで、ぜひそこら辺を、一人でも多くの職員に全庁的にこう広げられればというふうに期待をいたします。

よく言われるのは、最初入ったときに、仕事はまずできることをやりなさいと、できることを。そうすると、できること、やれることがわかってくるんだと。やれることがわかってきて落ち着いてきたら、やりたいことがわかってくるんだというふうに言われます。最初に入ったときには、やっぱり右往左往しながら少しずつ慣れてくるんだらうと思います。

やっぱり、研修は大変大事なことでありますが、同じ職場の中で、日常に職員のやる気、士気を高めるということが一番大事だろうと思います。

子育てについてよく言われるのは、昔は厳しくしつけとか何とか言っておりましたけれども、ほめて育てよということをよく最近は言われます。私なんかやっぱりほめられると気持ちがいいものでございますので、いくらでもこのぼせてしまうというようなことがあります。今回の補正予算で道整備交付金が4億2,500万円ほど上がりました。これで8億5,000万円ほどの事業ができるわけでありませぬ。

この道整備交付金の、いわゆる申請、決定をされた、申請をして決定をされたところは県内の自治体を見ると、鹿児島市以外でいくつかしかないと、私はほとんどがそうなのかというふうに思っていましたけれども、もちろん市長の政治力は認めておりますけれども、この道整備交付金の申請の仕方が非常に複雑で、そこまで自治体によっては職員が取りかからないのではないかなというようにも聞きました。

だったら、この日置市の職員は道整備交付金の申請についても一生懸命、ほかのところからすると頑張っているわけでありませぬ。

それから、生ごみの堆肥化ということで始めようと。それも市民を巻き込んで、市民の皆さんのお力を借りて、今度は財政的にも縮減ができるように、それにも寄与しようということを初めて、今おります。

もちろん、言いだした職員、担当の職員大変でございますが、そういった日置市の役所の職員が日常の業務で頑張っていることなどがいくつかあります。鹿児島県では、毎年ベストスタッフを表彰するという制度を設けております。本市も職員の表彰規定がございますが、この表彰規定を最近適用した事例がい

くつありますか。その数についてどのようなことだったのかをお示しをいただきたい。また、この表彰規定以外に職員のやる気を高めるための取り組み、本市での取り組みがどのようなことがなされているのかということをお伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

この職員表彰規定ということはあるわけでございますけど、今のところ、これを採用して表彰したことはございません。特に、28年度から人事評価制度、こういうものが始まります。これは、評価されるほう、またするほう、それぞれお互い検証していかなければならない。また、私もこの職員の中にはそういう土壌がまだ育っていない部分がございます。昨年からいろいろとこの人事評価制度について、職員自らが検証をやっております。されるほうが、一番このことを理解していただかなければ、するほうも大変ですけど、こういうものと今後、やはりこの表彰規定も一緒だと思います。

そういう部分を自分の、通常の仕事をしているんだと、私はみんなそう思っています。今、特殊におっしゃった、この道整備、生ごみ、大変今、脚光を浴びている部分は事実でございますけど、逆に地道な人もあって、これが表彰されないのか、大変難しい部分がありまして、一番しているのは、この規定の中において20年以上したときに、退職したときに、平等に20年以上した方にはいろいろと表彰と感謝状をやる、これぐらいは今まで通常でございました。今後、人事評価制度のこの仕組み等も十分考えながら、この表彰規定というのをどうしていくのか、これはまた内部の中で、職員からもいろいろと意見をいただきながら、規定はつくっておりますけど、今のところ実施していないというのが実情でございます。

○18番（池満 渉君）

人が人を評価するというのは非常に難しいことだと思います。私もどのような方法でここの基準についてやればいいのか、難しいだろうと思います。そして、逆にこうやり方を間違えると、されなかったものがひがんだりとか何かそんなところもあるような気がして非常に難しいと思います。

全て地道にやっている職員もそうですし、何かこう、こんだやったねというときには、市長が今夜いっぺ飲もうかいというぐらいのことになるのかもしれませんが、ぜひそこ辺は人事評価のやり方もじっくりと考えて実行していただきたいと思います。

さて、私も最後の質問にいたしますけれども、東北の大震災から既に4年がたちました。本市からも岩沼市に職員の方々が交代で応援に行っておられます。敬意を表しますが、先日の日経新聞に出ておりました。兵庫県警の岩瀬賢作巡查部長、1年間やっぱり宮城県にこう災害復興支援のために派遣されたということで、ところがこの岩瀬巡查部長が帰ってきたときに、1年や2年では足りない、とても震災の被災地の方々に対する仕事はそれで足りないということで、宮城県警に移籍をして退職までの永久出向として頑張っていると言っております。

同じように、これも警察官ですが、北海道、北海道警の坂本鏡仁巡查部長、福島県に派遣されたんですね。同じように被災復興支援ということで、全く同じような理由で1年や2年じゃ到底被災者の心は癒せないということで、自分は北海道警をやめて福島県警を受験し直したんです。たまたま通ったからよかったかもしれませんが、福島県警に合格をして被災者のために定年までこの地で頑張りたいというふうに言っております。

日経新聞が報じた内容ですけれども、警察といわゆる一般行政の違いというものもあるでしょう。しかしながら、私はこのような使命

感と情熱を持った人材をどのような手段で獲得をしていくかということが、これからのやっぱり自治体の命運の分かれ目になっていきそうな気がいたします。

立派な学校、立派な施設、立派な庁舎、立派な道路はできても、いろんなことはできても、それをやるのは全て人であります。人材が大事であります。

最後になりますが、本当にこれからの人事評価制度の導入もそうですがいろんなことにわたって、市長が日置市のこれからの担っていく、新しい人材の獲得にしっかりと研究、検討を重ねていかれる、その思いを聞かせていただいて、質問を終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

こういう混沌と言いますか、財政的にも厳しい、経済的にも厳しい、やはりこういう厳しい状況はある中において、やはりこれを打破するのは私は人だと思っています。人が打破してそれぞれの地域のまちづくりに、原点に戻って進んでいくべきであると。お金があっても何があっても、ただそれは表面的なものであって、もしお金を獲得するの人も人です。考えるのも人です。こういう素晴らしい人材をその市の職員に持つということは、大変その市が5年後、10年後、20年後、私どもが亡くなった後も、やはり私はそういう育つ市役所の職員と言いますか、そういうのをいつも夢見ながら、今後におきましてもそういう熱き思いをする職員の方々を入れて、またそういう研修をしていくのが私どもの務めであるというふうに考えております。

○議長（成田 浩君）

次に、11番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔11番坂口洋之君登壇〕

○11番（坂口洋之君）

皆さん、おはようございます。日置市10周年記念式典も盛大に実施され、J R伊

集院駅の自由通路の改修、日吉支所、伊作小学校の建てかえ、J R東市来駅のバリア化と今後のまちづくりもスタートしました。市民が安心、安全で住みやすい日置市のまちづくりに向けて、行政や議会、自治会も力を合わせて課題を解決できるよう願うばかりでございます。

私は、市民の命と暮らし、平和と雇用を守る時点で、社民党の自治体議員として3点質問いたします。

1点目でございます。医療費の適正化について質問をいたします。国の医療費が伸び続けています。日置市においても国保の医療費も3%程度伸び続けており、今後負担と給付が大きな課題です。そこで質問いたします。

1つ目、27年度の国保会計の現状と課題は何か。2つ目、26年度の国民健康保険税の滞納状況とその要因は何か。3つ目、25年度の医療費分析の本市の状況はどのような傾向か。

4つ目、26年度の特定健診受診率の状況と取り組みと対策は何か。

5つ目、薬の多種の服用による影響や薬の飲み残しが指摘されているが、本市の実情はどうか。

2問目でございます。市職員の働き方について2点質問いたします。

1つ目、26年6月の地方公務員法改正により、来年3月までに人事評価制度の設置が義務づけられています。28年度から市職員の人事評価制度の導入に向けての本市の考え方を伺います。

2つ目、これまで議会の中で市職員の業務の多忙化・長時間労働について指摘しております。専門職の配置、土木技師、農業技師、保健師などを含めて改善されたのか、お伺いいたします。

3点目でございます。各種選挙の投票率向上に向けての日置市の取り組みについて伺い

ます。

全国的に投票率の低下、各選挙の立候補者数の減少、無投票の増加が指摘されています。本市も投票率の低下傾向が続いていると私は感じます。

そこで質問いたします。

1つ目、4月に実施されました県議会議員選挙4地域ごとの投票率と年代別の投票率の状況はどうか。

2つ目でございます。投票率の低かった5カ所の投票所とその要因をどのように分析をされているのか。

3つ目、高齢者や障がい者の郵便投票の状況と周知・啓発をどのように取り組まれているのか。

4つ目、今国会で成立いたしました18歳からの投票権についての本市の考え方をお伺いいたします。

以上、3点について質問をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の医療費適正化への取り組みについて、その1でございます。平成26年度の保険給付費は45億6,000万円となり、前年度と比較いたしますと約1%の伸びとなっております。

歳入歳出を比較いたしますと、歳入が71億2,700万円、歳出が67億5,700万円となり、繰越金が3億7,000万となっております。歳入が上回っておりますが、毎年1億円ずつ一般会計から法定外繰り入れを行っている状況にあります。

しかしながら、まだ保険給付費等準備基金の適正な財源確保までは厳しい状況でございます。

2番目でございます。国保税の滞納状況につきましては、国保税滞納繰越分、平成27年3月31日現在、調定額3億213万

2,351円に対し、収入済額7,443万520円で、24.64%の徴収率でございます。

また、国保加入世帯7,575世帯の12.6%に当たる955人が滞納世帯になっております。

要因は何かということですが、景気や雇用の悪化、納税意識の低下、納税が後回しになっていることなど、さまざまな要因があると思っております。

3番目でございます。平成25年度から本格的に国保の医療費の分析を始めておりますが、分析の結果といたしまして、健診受診者は未受診者に比較いたしまして医療費が低い傾向にあることがわかりました。

また、予防可能な病気で医療費が高いものとして、腎不全、高血圧疾患、糖尿病などが上げられました。人工透析をされている方74人のうち、糖尿病が起因となっている方が約50%、腎臓疾患が起因となっている方が12%であることもわかりました。

また、高額レセプトの病名では、腎不全、がんなど悪性新生物、心臓病などの医療費が高いことがわかりました。

4番目でございます。特定健診の受診率が65%を超えておりますので、それに伴い保健指導の対象者は増加してまいりますので、特定保健指導の充実を図らなければなりません。

特定健診の結果により、6カ月にわたる特定保健指導の対象者とされた方は、平成26年度におきましては698人となっております。そのうち保健指導を受けられた方は394人ございました。

取り組みと対策といたしましては、一部外部委託をいたしていますが、市の保健師、栄養士が中心となり、結果説明会の機会を捉え、6カ月にわたり支援や予防教室を実施しております。特に、医療費分析で課題になった腎

機能低下や糖尿病の方には特に重点的に支援をしております。

5 番目でございます。市全体の把握はしておりませんが、国保の医療費分析の結果では、重複服薬者の方は1 カ月平均40人、1 年間では実に250人となっております。

薬の飲み残しにつきましては、各調剤薬局におきまして、残薬の確認を行い、日数調整をさせているようでございます。また、お薬手帳でほかの医療機関からの処方の確認を行い、重複しないよう調整などされていると薬剤師会から伺っております。

2 番目の市職員の職務の実態について、その1 でございます。本市における人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び上げた実績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及び高い能力を持った職員の人材育成を目的としております。あわせて、能力・実績に基づき人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービス向上の土台をつくることを目的としております。

実施に向けては、職員に人事評価制度の導入目的の理解が得られるよう、これまで実施してきました管理職対象の評価者研修に加え、職員を対象とした被評価者研修を行うとともに、半年程度試行し、職員から一定の評価が得られるよう必要な見直しも行った上で規程等を制定し、導入したいと考えております。

2 番目でございます。職員の業務量は増加傾向にあることから、業務の断続的な見直しによる平準化、研修等を通じ、職員個々の能力向上を図り、簡素で効率的な組織機構の確立に努めています。

専門職の配置については、平成26年度に土木技師が採用できず一時的に不足を生じたものの、本年度の職員採用や本庁集約による業務量調整により一定の改善がなされると考

えております。

以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長（今村義文君）

それでは、各種選挙の投票率向上に向けての本市の取り組み状況についてお答えいたします。

1 番目であります。平成27年4月に執行されました県議会議員選挙日置市区の投票率は60.29%で、各地域の投票率につきましては、東市来地域62.26%、伊集院地域57.31%、日吉地域67.47%、吹上地域61.18%となっております。

また、各地域の年代別投票率についてはございませんが、鹿児島県へ報告いたします「年齢別投票者に関する調べ」から、日置市選挙区として、20代31.68%、30代42.48%、40代56.17%、50代66.73%、60代77.23%、70代78.01%、80代以上が54.27%となっております。

2 番目でございます。近年の投票率は、国政、地方選挙全般を通じて、日置市だけでなく全国的に低下傾向にあります。

特に、質問の5カ所だけの要因分析は行っておりませんが、日置市38投票所の中で、投票率の低い約4割弱の14投票所が50%台の投票率でございました。今回の統一地方選挙での県平均48.78%、全国平均45.05%を辛うじて上回っている状況であります。

今回の統一地方選挙の新聞社のアンケートでは、「投票しても政治は変わらない」、「政治に関心がない」などの政治への関心の低さが回答全体の5割を占めている状況でございます。

3 番目でございます。日置市の郵便投票の状況についてであります。現在、郵便投票による登録者は7人で、登録要件としまして、障害者手帳1、2級程度の重度の障がいのある

る方、要介護5以上の判定区分の方などが主な郵便投票登録者でございます。

選挙時に投票用紙請求書を郵送し、請求のあった方に投票用紙を送付、郵便投票を行っている状況でございます。

最近の県議会議員選挙での投票状況としまして、登録者1人が投票を実施しております。

周知、啓発につきましては、市のホームページ、お知らせ版などを利用して周知しているところでございます。

4番目でございます。18歳投票権につきましては、社会保障の担い手である若者の政治、社会への参加、民主主義の根幹である選挙での投票率の向上など、政治意識への関心が高まることが期待されると考えます。

現在、詳細な内容が決まり次第、県及び関係機関と連携、協力し、正確な周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（坂口洋之君）

市長、選管委員長に3点について答弁をいただきました。

この医療費の適正化については、前回、25年の3月議会の中で私は一般質問をいたしました。5月27日に、医療保険制度改正関連法が成立いたしましたして、2018年からの国保の広域化と2017年の地方自治体に3,400億円という国保の財源の権限が移られたということで、この国保も大きく変わろうとしております。

特に、今、国保については全国的にも大き

な問題となっております。1つは、国保財政の問題であり、また全国的にも滞納者が非常に多いということで、国保世帯の17%、全国で360万世帯が国保の滞納の状況になっているということでございます。

また、今後とも国の医療費は伸び続けるわけでありますので、市民の健康意識と医療費を今後どういった形で抑えていくかということは大きな課題であり、私たち議会の役割ではないかということをつくづく痛感するわけでございます。

そういう観点で、まず今の国保の取り巻く状況について、市長について、再度お尋ねいたします。

国民健康保険制度は、ことしで50年を迎えました。発足時の農家、自営業加入者の中心から、現在では非正規社員、自営業、無職など全体の7割が自営業以外の方であり、その割合が年々高くなっております。当然、所得が低いわけでありますので、収入が少なく納付額は高い、その財政は危機的な状況でございます。

そういう状況の中で、十分な医療を受けられない国保対象者も近年ふえ続けておりますが、国民健康保険を取り巻く今の現状について、市長はどのようにまず認識をされているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

国保運営というのは大変厳しい状況であります。今、議員がご指摘ございましたとおり、昔は商売とか農家とかそういう方々が中心でこの国保がスタートいたしましたけど、今は非正規それと年金暮らし、こういう方が加入というのが多いのも事実でございます。

そういう中において、やはり、毎年私どものほうも国保税の改定ということでいろいろと審議をしておるわけでございますけど、やはりその中でもう3年ぐらい前から皆様方にもお願いし、1億円を投入しなきゃ、今私ども

の国保会計も基金というのはいないという状況で運営しております。

そういう中で、特に、私どものほうも、市長会も含めて、やはりこれは県が一体化して財政基盤を強くしてほしい、そのかわり国からもまだそれぞれの国保資金を入れてほしいとこういう要望をずっと長く続けてまいりまして、今回の制度設計の中におきまして、県のほうが移行するという部分でございます。

その中でも、やはり国保が下がるとそこまでは言い切れませんが、やはり私どもはかね日ごろ、この国保運営を含めた中においては、市民の健康、予防、こういうものに重点的な施策をしながら、今後とも国保運営が健全に行かれるような形の中の運営をしていきたいと思っております。

○11番（坂口洋之君）

私も国保世帯でございます。国保が、保険料が非常にこの時期高いなということをつくづく感じております。

一方、特に日置市の場合、自営業の方、1次産業の方もなかなか生産高も上がらず、価格も低いということで、自営業の方々も非常に厳しい状況になっているのではないかなと思っております。また、雇用も、鹿児島県、全国的に非常に厳しい状況でありますので、非正規の方々の雇用の状況も大きくこの国保財政についても影響があるのではないかなということをお慮するわけでございます。

そういった中で、先ほどの答弁の中で、26年度については医療費の伸びが1%程度ということで、これまでの3%程度からの伸び率に比べれば、これまでの医療費適正化の取り組みに成果があったのではないかなと思っておりますけれども、27年度の基金の状況を含めて、27年度の医療費の伸びをどういった形で市として見通しているのか、そこら辺の状況についてお尋ねいたします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

保険給付費と基金は、平成26年度当初は2,600万円ほどでありましたが、現在は970万円ほどに減少しております。本来、医療費の3カ月分は基金の保有が必要となりますので、急激な医療費の伸びや大きな感染症の流行等が出てまいりますと、厳しい状況であります。

今回の国保法の一部改正におきまして、市町村国保への財政支援等の拡充や都道府県が運営主体となり安定的な財政運営を図るとされておりますことと、最近の2年間の医療費の伸びは1%ずつと多少鈍化しておりますので、状況を見ながらできるだけ医療費の伸びが抑えられるよう、特定健診を初めとした保健事業も引き続き力を入れていきたいと思っております。

○11番（坂口洋之君）

先ほど、課長から基金については現在970万円程度ということで、通常、日置市の医療費については年間3億8,000万円から約4億円ということで、10億円以上の基金の積み増しが本来ならば適正化ではないかなと思っておりますけれども、もう1,000万円を切る状況ということで、幸いに、ここ一、二年はインフルエンザ等の大きな形の疾病がないということで、医療費の伸びが若干抑えられたと思っておりますけれども、もしインフルエンザ等の大型疾病があれば、基金が枯渇するというそういった状況がありますので、一方では、国保財政の強化というのも今後とも日置市としても進めていくべきではないかなと思っております。

そこで、再度質問をいたします。2017年から、国から3,400億円の財源措置をするということが今回決まったわけでありまして、そういった中で、2015年、16年を日置市としていかに乗り切るのかというのも一方では課題となっております。2年後の4月から一方では消費税がまた現行

の8%から10%に上がるということで、そういった中で、一方では市民の国保税の負担もそろそろ限界に来ております。

そういった中で、私が提案するのは、今の国保の取り巻く状況を考えますと、低所得者と高齢者が中心となっているそういった方々で保険料そのものを運営するというのは大変厳しくなってきました。

現在、日置市は毎年1億円の一般会計の繰り入れを実施をしておりますけれども、来年度以降は、若干であります、基金の一般財源からの繰出金を私は若干ふやして、何とかこの15年、16年を乗り切って、国保財政をまず安定させることが一番重要ではないかと私は提案しますけれども、その点についての市長の考え方を伺います。

○市長（宮路高光君）

この一般会計からの繰り出しは限度があると思っております。安定的な国保運営をしなければなりません。その中で、基金が970万円程度しかありませんし、幸いにして繰越金が3億7,000万円ございます。これを運用しながら、その状況を見ながらやっていく。一つは、またある程度保険料の値上げ、こういうものを両方考えていかなければ、ただ基金をそれだけやりますという部分じゃ、やっぱりそれぞれ一般財源でございますので、この国保で加入してない方もいらっしゃるのです、ここあたりのバランスというのを十分考えなければなりませんので、今の現時点でまだ繰り出しを多くするという言明は、今のところは私は考えておりません。

○11番（坂口洋之君）

この社会保険制度は、大きくいって国民健康保険、共済年金、社会保険制度ということで、職業によって医療制度が個別に運営されているわけでありまして、当然、一般財源の繰り入れについては賛否があるのは私も十分理解しております。

そういった状況の中でも、特に社会的な形で今の格差社会の中で、低所得者層と言われる方々が余りにも国保会計の中に加わっているということで、今回こういった形で私は提案をさせていただくわけでございます。

また、2017年から国が3,400億円という国保会計への財源措置をするということ、私も先ほど述べさせていただきましたけれども、今後、この3,400億円という財源措置になった場合、日置市の国保会計にどういった影響が出るのか、低所得者層の方々の負担軽減になるのか、そこら辺についての市長の現時点での考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

3,400億円入るということは方針がなされておりますけど、現時点で、今、私どもは平等割、均等割、それと所得割、それと資産割、4つの中で保険料を決めておりますけど、この保険料のあり方というのがどう今後なっていくのか。後期高齢者と同じように、もうこの資産割とかそういうものなくなるのか。

まだ、今後のこの制度設計というのが私どものほうに示されておられませんので、日置市の試算といいますか、そのやり方がまだわからないということでございますので、今後、17年度に移行するに当たりましては、説明があろうかと思っておりますので、またその説明をきちっと聞いた中でいろいろと試算をしていきたいと思っております。

○11番（坂口洋之君）

国保については、今回こういった形で3,400億円の財源支援が決まったわけでありまして、栃木県知事の福田知事は、4月の衆議院厚生労働委員会で、3,400億円の支援だけでは安定的な財源運営はできないと、国保への追加支援の必要性を早くも指摘されておりますけれども、その点について

も自治体の市長としてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

追加の助成が多かれ多いほどが一番安定するのは十分わかっておりますけど、国のほうもそんなに財政的にいいわけございませんし、この社会保障の問題につきまして、消費税の問題も絡めながら、やはりこういうことにつきましては国のほうでもきちっと論議をしていただきたいというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

次に、国保の滞納状況について再度質問いたします。

27年3月31日現在で、国保加入世帯の7,575世帯の12.6%に当たる955世帯が滞納世帯となっているという答弁がございました。この数字についての市長の認識を伺います。

○市長（宮路高光君）

この滞納の増加といいますか、低所得者の中で、私どもは分納といいますか、納める形を、期間を延ばしながらお願いをしているわけございまして、このことについてはどう思うかという分じゃなく、やはりこういう現状であるという認識は十分わかっております。

○11番（坂口洋之君）

中には、先ほどの答弁のとおり、納税意識の欠如の方もいらっしゃるかもしれませんが、国保の滞納については、多くの方が恐らく生活困窮ではないかなと思っております。

今、医療機関に問い合わせをしても、入院しても入院費を払えないっていう方が近年非常にふえているというそういった状況がございまして。私たちは、民間の医療保険に入っておりますので、もし入院等がありまして何とか支払えると思っておりますけれども、少なくともこういった方々は民間の医療保険も十分支

払えませんので、もし入院した場合も満足に入院費が払えるのかというそういった、一方で私も心配を、危惧するところがございます。

そういった中で、国民健康保険税の不納欠損額の5年間の推移とその傾向と要因についてどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○税務課長兼特別滞納整理課長（前田 博君）

お答えいたします。

国保税の不納欠損額の5年間の推移の状況につきましては、平成22年度が150人の1,603万1,393円、平成23年度が168人の1,688万1,518円、平成24年度が132人の1,295万720円、平成25年度が111人の693万5,231円、平成26年度が64人の549万9,666円でありまして、5年前と比較しますと、金額では3分の1ほどに減っております。

不納欠損の理由としましては、生活困窮等により滞納税額を支払う能力、財産がない、居どころ不明、死亡、生活保護受給中等で時効消滅5年、滞納処分執行停止3年等がございます。

欠損額縮小の取り組みといたしましては、滞納者の個々の実態に即しまして、分割納付等の納付相談に応じ、計画的な納付の指導及び財産がある方につきましては、時効成立前に差し押さえ等の滞納処分をしているところでございます。

以上でございます。

○11番（坂口洋之君）

税務課長から先ほど答弁がございました。ちょっと細かい数字がいっぱい言われたものですから、私もちょっと細かく分析ができなかったと思っておりますけれども、これだけの方が不納欠損をしているというそういった状況の中で、多くの方が極めて生活困窮ということと同時に、途中で転居されたというそういった実態も示されてきたわけでございます。

特に、国保世帯については、一部の方は極めて生活困窮で日々の生活も大変な方もやっぱり数多くいらっしゃると思いますけれども、ことし4月から生活困窮者支援法が成立いたしました。私は、前回の生活困窮者の質問の中で、特に、行政は生活困窮者を把握しやすい、そういった場でもあり窓口でもあり、そういった方々の生活相談にもやっぱり一方では福祉課などと連携をしながら取り組むべきではないかということをお前回の質問の中で質問したわけでございますけれども、こういった方々の生活困窮という立場の中で福祉課との連携というのをどういった形で取り組まれてきていたのか、そこら辺の状況についてお尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

本市におきましては、25年度より福祉課で生活困窮者自立推進支援モデル事業に取り組んでおりまして、税務課、特別滞納整理課に相談があった生活困窮者16人を福祉課のほうに引き継ぎをしております。

国保滞納者は16名中7名でございまして、金銭管理支援、また債務整理支援、就労支援、そういうものを行っております。

○11番（坂口洋之君）

日置市は、この生活困窮者支援対策についても国のモデル事業ということで、そういった方々の窓口対応について私もこれまで十分評価をしておりますので、今後ともこういった滞納されている方々の滞納徴収はもちろん、市民一人一人の生活再建に向けての過程の強化を今後とも進めていっていただきたいなと思っております。

次に、25年度の医療費分析の本市の状況についてということで先ほど答弁がございました。特に、日置市の場合は、肝不全、高血圧疾病、糖尿病などが上げられ、人工透析をされている方が74人、糖尿病が起因となっている方が50%、腎臓疾患が起因となっ

ている方が12%という、そういった答弁がございます。

この医療費分析については、熊本県の企業にお願いして、日置市としては25年度から取り組まれてきていると思いますけれども、こういった細かい分析を自治会の方とか保健推進員の方とも情報提供をしながら、やはり共有しながら日置市としての医療の課題について取り組まないといけませんけれども、そういった自治会、保健推進員会、また企業などどのような形で情報の共有化をされているのか、お尋ねをいたします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

お答えします。

医療費分析の活用ですが、自治会や保健推進員さんとの関係では、出前講座や研修等で伝えております。

また、地区公民館では保健推進員さんの協力のもと、平成25年度より脳卒中予防教室を今年度までに全ての地区公民館で実施することとしております。

企業につきましては、年齢的にがんの発症年齢となりますことから、市内企業等を約110カ所、がん検診推進の訪問をしております。

以上です。

○11番（坂口洋之君）

課長から先ほど答弁がございまして、自治会及びまた企業についても110カ所ということで、そういった形でこの情報についても民間企業も含めて一生懸命情報提供されてきておりますけれども。

前回、25年3月議会の中で、私は、熊本県阿蘇市の医療費分析についてはホームページ等で掲載してあり、非常に見やすい上に、市民にとってはその阿蘇市の医療費の分析の状況についてすぐ閲覧できる状況があるということで、日置市も実施すべきという質問をいたしました。そのときの答弁では、本市で

も実施すべきと提案し、可能になった段階で掲載できるのではないかという答弁がございました。

現在、日置市のホームページの中では医療費分析については見る機会がありませんので、ホームページ等でもアクセスしてすぐわかるような状態をつくるべきではないかということをご提案したいと思っておりますけれども、そのことについての市長の考え方を伺います。

○健康保険課長（篠原和子さん）

ホームページにおきましては、特定健診の情報と合わせて医療費分析を若干載せております。しかし、まだ、阿蘇市さんの状況としましては、非常に、糖尿病の分析とかそういったことが詳しく書かれておりますので、本市としましても充実した医療費分析結果を載せていきたいと思っております。

以上です。

○11番（坂口洋之君）

ぜひ、この情報提供については早急な実施を要望したいと思っております。

次に、特定保健指導受診率の状況について再度質問いたします。

先ほどの答弁で、特定保健の受診率が65%を超えているという答弁がございますけれども、日置市は特定健診の受診率は高いんですけれども、特定健診の指導率の状況が必ずしも高くない状況がございます。

そういった中で、特定保健指導の対象者の方が平成26年度で698人となっており、そのうち保健指導を受けられた方が394人という数字で、受けられていない方が約300人ほどいらっしゃいます。

そういった中で、健診をさせることと同時に、特定健診指導をしながら医療費を、対象者の方々の健康づくりにも努めていかないといけないと感じておりますけれども、特に、やはり働き盛りの方々が特定保健指導を受けていないのではないかと思いますけれども、

そこら辺の取り組みの状況について課長に伺います。

○健康保険課長（篠原和子さん）

年齢的には、30代から50代につきましては、他の年代層に比べて特定健診のほうの受診率も低くなっております。この年代に特化しての推進はしておりませんけれども、3年間の地域、医療機関、行政等の連携により受診率向上対策によりまして全体的に受診率が向上してまいりました。30代が40%、50代が約50%と、特定健診の受診率は県平均の2倍以上の受診率になりました。

受診されますと結果説明会の際に指導をいたしますけれども、6カ月間の特定保健指導につきましては、その後電話連絡等をいたしましたり、ご都合のいい時間帯に合わせて面接をするなど、対象者の方々のライフスタイルに合わせて指導しております。

以上です。

○11番（坂口洋之君）

6カ月にわたり対象者については支援や予防教室を実施しているということなんですけれども、当然、特定健診の受診率が上がれば対象者がふえるわけでありまして。受診をさせるのは、自治会、保健推進員の方々と連携し協力すれば受診率というのは当然上がってきますけれども、指導率については保健師、看護師の役割ではないかと思っております。

そういった中で、対象者がふえる一方、保健師、看護師のマンパワーの不足が、なかなか指導率がまだまだ課題になっている中で、マンパワー不足がやっぱり問題になっているんじゃないかと思っておりますけれども、そこら辺についての考え方を市長に伺います。

○市長（宮路高光君）

保健師の確保ということで、この10年間、毎年私どもは募集もしてまいりました。特に、今、若い保健師がいっぱいございまして、今

後もやはりこの保健師の獲得というのは今後していかなきゃならん。これは、限りのないことであって、今それぞれの県下の中におきましても、保健師不足というのも起こっておりまして、獲得するのも大変難しいという状況にもなっております。そういう中で、またことしも保健師の採用はやろうというふうに考えております。

○11番（坂口洋之君）

保健師も特定保健指導はもちろん事務作業もしなければいけないということもお聞きしておりますので、一方では保健師の方々、可能な限り指導を一生懸命取り組んでいただいて、事務量については事務職員をふえるなどして、少しでも軽減しながら特定保健指導の指導率を上げるようなそういった施策を考えていかないといけないと私は提案したいと思っておりますけど、そこら辺についての市長の考え方を伺います。

○市長（宮路高光君）

保健師の場合は、現場に出たり、事務職もしなきゃならない。さきも、いろいろと採用の問題も含めて、人員管理の問題含めまして、これだけに係ってるわけじゃございません、まだいろんなほかの事業も市民サービスはやらなきゃなりませんので、ここあたりはやはり適切にやり、また事務の効率、やはりこのことも考えていかなきゃならない。

また、今までそれぞれ支所にも保健師も在住しておりますし、こういうものにつきましては、特に本所の集中した中において、その地区担当決めたり、また保健師の中でも業務のあり方というのを十分考えていただくように課長のほうには指示しておりますので、そのような体制づくりというのもやっていく必要があるというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

次の人事評価制度について質問いたします。先ほど、18番議員の中でもこの人事評価

制度について触れる質問があったと思いますけれども、地方自治法の改正によって、28年4月より自治体における人事評価がスタートいたします。公平公正に職員をどう評価するのか、また評価するほうと評価されるほうとも慎重な対応が求められているわけでございますけれども、まず市長、さきの18番議員からも質問があったんですけれども、職員のやる気を引き出すような対策について、市長は何が必要であると考えておりますか。

18番議員の答弁ではそこについてはなかったような気がしておりますけれども、常日ごろの管理職を含めてどのような指導をされているのか伺います。

○市長（宮路高光君）

職員自らがいろんなやる気の出し方というのはいつも考えているわけでございますけど、やはり自発的に自分がそのものごとに対処するとき、やはり漫然とした形ではなく、やはり意識、目的をきちんと持って対処していかなければならない、そうすることにおいて、仕事も成果が出てくる、やる気という部分とやはり仕事をした満足感、こういうものが持ち得る職員というのをつくっていかなければならないというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

人事評価制度については、90年以降、成果主義も含めて民間企業を中心に進んでおります。富士通や日立なども進めておりますけれども、現実的にこの評価制度がうまくいったという事例はそう多くは、私はないと感じているんですけれども、まして行政のように、民間企業であればものを売ったり、研究をしたり、またさまざまな形で成果というのは見えやすいんですけれども、この自治体の仕事というのは、本当お嫁さんを探したり空き家の対策を打ったり商品券を発行したりということで、なかなかこの評価基準については非

常にわかりづらいと思っておりますけれども、今回のように、職員のやる気を引き出す施策になると、先ほど市長、述べられておりますけれども、どう評価し、そしてまた今回のように、あえて賃金に差をつけることが職員全体のやる気を引き出すような、そういった制度になるのか、私はそうちょっと疑問な点もありますけれども、そこら辺の市長の考え方を伺います。

○市長（宮路高光君）

いろいろこの最終的には、私はこのボーナスには影響すると思っております。やはり、そういうやる気がなければ、みんな漫然としてしている、これが公務員としてのやはり非難的であった部分でございます。だけど、この評価制度をする分についても大変難しい部分がありますけど、やはり取り組んでいかなければならない。そういう姿勢でもいろんな、おっしゃったように、難しいからしないと、何か評価がしにくいからしないと、そういう断言する必要はないと思います。何でもやりながら、またいろんなことも改善していけばいいことでございますので、恐らく行く行くはこの人事評価制度がしたときにおいては、やはりある程度の階級というのを、やはり、これは私どもがやはり給料をいただいて仕事をしておりますので、やはりそういう厳しさというのは、やはりある程度、職員のほうにも植えつけていく必要があるというふうには思っております。

○11番（坂口洋之君）

評価制度については、当然業務そのものが判断しづらいような部署が多いと思っておりますけれども、業務評価をどのような基準で判断をし、公平さを担保し、評価していく考えていくのか。現時点の具体的な取り組み状況について伺います。

また、先ほどの答弁の中で、半年程度、試行し、職員から一定の評価を得られるような

必要な見直しを行った上で、規定などを制定すると言われておりますけれども、一定の評価を得られるような、必要な見直しという点について、現時点の考え方を伺います。

○総務課長（今村義文君）

人事評価は運用等が統一的に行われるような制度でございます。非評価者である職員を理解する必要がありますので、平成27年度、今年度は5月に非評価者である職員に対する目的に研修を実施しております。それからまた、7月に目的設定の演習ということで、演習を実施したと、半年間程度の施行を経て、問題点等を見直し、導入することとしております。

こういったことで、職員の理解が得られるような制度ということで、現在、規定等も案も設けておりますが、若干の見直しが必要であれば、見直していくというふうな考えでいるところでございます。

以上です。

○11番（坂口洋之君）

続いて、当然、評価された場合、お互いの評価する人、評価される側の判断材料も大事だと思いますけれども、例えば、この評価について、評価される側からもし苦情や申し立て等があった場合、どういった形で、評価に対する苦情や申し立てについてどのように理解しているのか、伺います。

○総務課長（今村義文君）

評価手続きに、疑問、苦情がある場合には、まず評価者とよく話し合うこととしております。解決されない苦情は、口頭、電話、メール等により、苦情窓口であります総務課長に申し出、相談を行います。

総務課長はその内容を聞き、改善が必要とされる場合には申し入れ人の移行を確認の上、評価者に伝達し、改善を促すなどの対応を行うこととしております。

それでも解決されない苦情等については、

書面により苦情処理窓口である副市長に申し出を行い、副市長は申し出事実の確認が必要な証拠、書類、収集等により、事実調査に係る調書を作成の上、市長に提出、市長は調書に基づき評価結果の審議を行うこととしております。

あわせて、公平委員会に対して、文書または口頭により苦情相談を行うこともできることとしております。

以上です。

○ 1 1 番（坂口洋之君）

次に、多忙化のことについても質問をいたします。先ほどの答弁の中で、簡素で効率的な組織機構の確立ということを経理は述べられてきていると思いますけれども、なかなか多忙、夜遅くまで残っている職員も多いと思います。私もよく建設課の県の合同庁舎などもやっぱり通りますけれども、やっぱり10時、11時まで普通に電気がついているという状態が連日続いているような気がしておりますけれども、土木技師の配置についても、今年度から2人配置がされたと思いますけれども、そこら辺の、2人の配置によって、若干改善点が見られたのか、そこら辺の状況について伺います。

○ 総務課長（今村義文君）

土木技師につきましては、26年度37名というような状況でございました。今年度、39名ということで、2名が増員している状況でございます。

それにつきましては、業務の、本庁への集約ということで、断続的な見直しで改善が図られていると認識をしております。

○ 1 1 番（坂口洋之君）

まあ、私はやっぱり公務員の仕事もいろんな多種多様な市民からのニーズの変化ということで、本当にこんな仕事を公務員がしないといけないのかというような相談等も多数寄せられてきているのも今の実態ではないかと

思っておりますので、今後ともこの業務の簡素化についても、しっかりとして務めていただきたいと思います。思っております。

最後の質問をいたします。各種選挙のことについて、再度お尋ねをいたします。

最近、やっぱり各選挙によっても投票率が非常に低下をされております。そういった中で、特に若い世代の方が投票に行っていない、若い方が投票をしなければこれからの社会全体もよくなるまいというふうにも指摘されておりますけれども、選管委員長に現状のこの若い世代の社会的な損失についてどのように考えているのか伺います。

○ 選挙管理委員会事務局長（今村義文君）

投票率の低下と社会構造の変化を一概に結びつけることはできないと考えております。投票率の低下は社会における政治への関心の薄れや政治不信が若年層だけでなく、他の世代においても影響しているのではないかと考えております。

以上です。

○ 1 1 番（坂口洋之君）

鹿児島市などでも県議選についても40%をわずかに超えている程度ということで、一方で、自治会の加入率が鹿児島市などで大きく低下をしているということで、投票率の低下と一方都市部では自治会の未加入の増加ということでリンクしておりますので、私はやっぱり投票率の低下は、私たち議会の責任かもしれないけれども、やっぱりそういった点は大きな損失ではないかと思っております。

そういった中で、先ほどの答弁の中で、地域ごとの投票率についても答弁もあり、また年代ごとの投票率もお示しされたわけでございますけれども、今回、私は特に気になるのは、投票率の低かった投票場5カ所の状況を見た中で、麦生田中央の投票場が48%ということで、非常に低かったと思っております。

伊集院の麦生田とつつじヶ丘団地が入っていると思うんですけども、投票場については、県道沿いの中に設置がされておりまして、そこは車も3台ぐらいしかとめられないということで、車で投票に来た方が、車はもういっぱいになっていて、近くに、県道沿いでなかなかとめづらいということで、投票されずに帰られる方もいらっしゃると思いますけれども、やはりこの麦生田中央についてはつつじヶ丘団地が450戸数ありますけれども、投票所が現時点では1カ所もありませんので、やっぱり投票しやすい環境をつくるためにも、この一番低い麦生田中央の投票所については、つつじヶ丘団地も設置すべきではないかと私は提案をしますし、また地域からそういった要望等はないのか伺います。

○選挙管理委員会事務局長（今村義文君）

地域からの麦生田中央公民館の投票場関係についての要望は上がってはきておりません。現在のところ、新たな投票所を設置することについては、考えていない状況でございます。しかしながら、投票率向上に向けての施策は必要であると考えますので、今後、多方面のご意見を聞きながら、十分検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○11番（坂口洋之君）

つつじヶ丘団地の方も高齢者の方が、昔と違って車を運転されない方も近年ふえてきていまして、歩いて麦生田中央まで行くのは、車も通行量も多いし、横断も危険だということで、高齢者の方にとっては行きづらいという状況がありますので、今後とも検討をしていただきたいと思います。

次、郵便投票について質問をいたします。介護度4の方で、寝たきりの方が足に力が入らなくて外出ができないと、介護度4の方は現時点では郵便投票の制度に当てはまりません。そういった中で、介護の5以上の方は投

票権があるんですけども、そういった中で、私は、実は都道府県の選挙管理委員会に郵便投票における対象者の拡充に対する要望書が出されているということが認識いたしました。その中で、この要望書の中を見ますと、身体障がい者や要介護者の参政権の保障という観点から郵便等による不在者投票の対象者を拡大するよう改正されたい。現行制度では対象外であっても現実的には投票に行くことが困難な方も多く、郵便投票対象外の拡大が求められるという文言が掲載されております。

対象はされなくても投票に行けないような、そういった有権者が本市でもいるのではないかと、選挙管理委員会としても実態調査等をすべきではないかということをご提案いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（成田 浩君）

提案ですね。答弁は要りませんね。（「お願いします」と呼ぶ者あり）質問で終わって欲しかったんですけど、提案だから。なら。

○選挙管理委員会事務局長（今村義文君）

まず、本市にはそういった方がということなんですが、介護度の認定については、選挙管理委員会として意見を述べることはできませんが、障がいを持つ方が投票所に来ること、介添えが必要な有権者、または介添えがあっても投票所に来ることができない有権者はいると認識しております。

また、郵便投票制度は、投票用紙を郵便で請求し、自宅において投票ができる、非常に特殊な選挙であるため、投票管理者及び立会人のもとで行われる通常投票や不在者投票とは異なり、その登録基準は厳格に守られるべきであると考えます。

しかしながら、ご質問のように、制度と実用において生じている部分もあることから、本市も加入しています全国市区選挙管理委員会連合会においても同様の要望を国会に提出しました。提出、または提出に当たり審議を

していると聞いております。このような要望に関して、国がどのような対応をとるか推移を見守りたいと思います。また、本市としても必要に応じて関係団体に要望していきたいと思います。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を午後1時といたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔5番黒田澄子さん登壇〕

○5番（黒田澄子さん）

本日、最後となりました。今期後半の2年間、私は産業建設常任委員会に所属させていただくこととなりました。市政発展に少しでも寄与できますように、さらなる努力を惜しまず働いてまいりたいと考えます。

それでは、市当局の誠意ある答弁を期待しまして、通告に従い、公明党所属議員といたしまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、市民の健康な生活を目指すがん対策についてお尋ねします。

1、各種がん検診の受診状況と今後の目標値と目標達成に対する市の取り組みをお尋ねします。

2、乳がん検診は現在40歳から実施されていますが、女性が結婚、妊娠、出産、子育て等を行う時期の30代にも乳がん発症をされている市民がいます。ぜひこの時期の30代女性にも健診実施ができないでしょうか。

3、胃がんの原因菌はピロリ菌であり、この除菌が胃がん発症リスクを大きく抑えるこ

とは、今や医学界では常識となっています。以前も提案をしましたが、本市の胃がん撲滅対策として胃がんリスク検査、いわゆるピロリ菌抗体検査とペプシノゲン検査に取り組みませんか。

4、がん対策推進基本計画には、がん教育普及啓発として、がん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進することとされています。本市の学校教育におけるがん教育の現状と課題は何かをお尋ねします。

次に、HTLV1対策についてお尋ねします。HTLV1とは成人T細胞白血病ウイルスのことで、主に血液中のTリンパ球という細胞に感染して、一度感染が成立すると体の中に潜んでしまうウイルスです。日本では縄文時代以前からこの感染があったとされ、現在、感染者、キャリアは100万人を超えています。縄文時代から放置されてきた日本で白血病ウイルス撲滅への道筋ができたのは2008年、やっと患者がどこにどれだけいるか、国の疫学調査が始まったのです。感染者のごく一部にATLやHAM、ハムという病気を発症します。

そこで、1、HTLV-1の感染の状況の詳細をお尋ねします。2、唯一母子感染の現認が母乳によるものとされるために、HTLV-1キャリアの母親は断乳を強いられ、赤ちゃんは粉ミルクで育てていかななくてはなりません。今、全国ではこのような母親への粉ミルクの補助が行われる事例が多く見られます。本市でも粉ミルクの補助を考えないかお尋ねします。

3点目に、本市の審議会等への女性の登用についてお尋ねします。平成25年6月議会におきまして、女性の登用について、平成26年度には30%を達成したい旨の市長答弁をいただきました。そこで2点お尋ねします。

1、30%は達成されたのでしょうか。2、

市長は、目標値を40～60%と答弁されましたが、これはいつごろ達成予定かについてお尋ねします。

最後に、防災対策の現状と課題についてお尋ねしますが、今回は特に自主防災組織について伺います。1、自主防災組織率100%はどのようにして達成されるのでしょうか。2、既存の組織における活動内容はどのようなのでしょうか。3、市の求める組織化・防災活動はどのようなもので、また住民の防災意識を向上させる手立ては何でしょうか。4、大規模に開催されている現状の市総合防災訓練は、それはそのままとしても地域に準じた訓練として総合的に取り組むことを考えられませんか。5、災害時の広報に市フェイスブックを活用できないでしょうかとお尋ねしまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のがん対策について、その1でございます。平成26年度のがん検診受診率でございますが、胃がんが14.25%、肺がんが18.97%、大腸がんが20.72%、子宮がんが16.50%、乳がんが21.73%となっております。

目標値でございますが、本市の元気な市民づくり運動推進計画におきまして、それぞれ50%を掲げております。この取り組みでございますが、健診意向調査の回収率を上げ、対象者の正確な把握に努めるとともに、特定健診と同時に実施できる総合健診での受診率を呼びかけ、土日健診やクーポン券健診、人間ドックの助成事業等を実施しております。

2番目でございます。乳がん検診は国の指針に基づき40歳から医師の視触診とマンモグラフィーの検査となっておりますので、市におきましても国の指針に基づく内容で実施するところでございます。

現在、市が委託しております健診機関でも、

国の指針に基づく内容で実施しておりますので、30歳代の健診については実施しておりません。乳がんは自己検診で発見される方も多く見られますことから、自己検診の普及を市全体で取り組むことは重要だと思っております。

次が3番目でございます。胃がんにつきましては、本市のがん死亡率の内訳でございますが、肺がん、肝臓がん、大腸がんに次いで4番目に多いがんとなっております。胃がんの原因ではピロリ菌の影響は強いことは認識しております。現在、市が委託しております健診機関でリスク健診として実施可能なところは一部の機関のみとなっております。健診機関との調整が必要でありますので、特定健診にオプション検査として導入を検討してまいります。

4番目は、教育長のほうに答弁をさせます。

2番目でございます。HTLV-1の感染の状況につきましては、鹿児島県を含む九州などにキャリアを持つ方が多いとされております。感染経路といたしましては、母乳を通しての母子感染が最も多いとされておりますことから、妊婦健診の初回に検査が位置づけられております。この結果につきましては、市に直接報告されませんので、実数の把握はできておりません。

県の24年度の調査におきましては、陽性率が1.58%でありましたことから、本市においても年間五、六名はキャリアの方がいらっしゃるのではないかと推測できるところでございます。

2番目でございます。キャリアの母親に対して、母乳による母子感染を予防する手段として、約3カ月間の短期授乳か出産直後に人工栄養の方法が提示されている状況でございます。

県の調査によりますと、約半数が3カ月以内の短期母乳授乳を選択されているようです

が、最初から人工栄養であったり、中には長期の母乳となっている方もいらっしゃるようでございます。

粉ミルクを与えることになれば、経済的な負担は大きくなることは推測されますが、ミルク代の補助につきましては、プライバシーのことや人工栄養を選択する個人個人の事情もありますことから、補助は考えておりません。

3番目の審議会の女性の登用で、その1でございます。1、2一緒に答弁をさせていただきます。審議会の女性の登用につきましては、登用率は平成22年度で21.5%、26年度が22.3%、6月1日現在での調査で23.3%となっております。

方針決定の場に異なる立場の男性、女性が参画することで、幅広い政策課題の提案と審議がなされる効果が見込まれます。また、女性の登用率を上げることは、選出の見直し過程や基盤である地域社会の構造的なものを見直していくこととなりますので、大変重要な取り組みだと考えております。このようなことから40から60%の女性登用率を目指す男女共同参画社会の目標と手段を捉えて、今後も取り組みを進めてまいります。

4番目の防災対策の現状と課題ということですので、その1でございます。本市では、住民の一体性と連帯感に基づいた防災活動が期待できる規模として、自治会単位での組織化を推奨しているところでございます。

組織率は77.6%で、地域別では、東市来地域が91.2%、伊集院地域が66.1%、日吉地域が96.7%、吹上地域が77.1%という状況でございます。

今後、組織率の低い伊集院及び吹上を重点的に、こちらから未結成の自治会等に出向き、自主防災組織の役割や重要性、必要性を説明しながら、普段の自治会活動の中に防災活動を組み入れてもらうなど、取り組みに勤め、

自主防災組織の育成を図り、早い時期に組織化100%が達成できるよう進めてまいりたいと思っております。

その2番目です。既存の自主防災組織におきましては、防災知識普及のための研修会や講習会の開催、危険箇所の巡回、点検、防災マップの作成、防災訓練の実施、防災資機材の整備等の活動があります。

3番目です。市に求める組織化については、先ほど述べたとおり、自治会単位の組織化を推奨しているところでございます。防災活動については、平常時には防災に関する知識の普及、防災訓練、備蓄、防災点検などが考えられます。また、災害発生時には、被害状況の情報収集、避難誘導、救出、救護、初期消火、炊き出しなどが考えられます。

防災意識の向上については、各種の防災に関する取り組み強化期間や各種媒体を利用した防災知識の普及啓発を行うほか、出前講座等により、防災意識の向上に努めてまいります。

4番目です。本市の総合防災訓練については、災害応急対策が迅速かつ適切に行われるよう、防災体制の確立と市民の防災意識の向上を図るため、年1回実施しているところでございます。

訓練については、防災関係機関、災害協定を締結している民間企業及び地域住民に参加してもらい、多くの関係者が一緒になって訓練を実施することで連携を高めておくことは防災上重要であります。今後におきましても、訓練より効果的なものとなるように内容を見直しながら実施していきたいと考えております。

なお、地域の実情に応じた訓練として、自主防災組織等が総合防災訓練にあわせて、自主的に取り組むように、防災訓練の手法等について紹介や協力を行い、地域の防災力の向上に努めてまいりたいと思っております。

5番目でございます。警報発令時の市民への広報については、防災行政無線、エリアメール、市ホームページ、MBCテレビデータ放送で行っております。今後もこれらに加えて市フェイスブックも活用していきたいと考えております。

また、6月11日の大雨の際にも、試験的に活用したところでございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

学校教育におけるがん教育の現状と課題についてお答えいたします。

学校における健康教育は、生涯に通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を保健体育の授業において学習しております。国としても、平成18年制定のがん対策基本法のもと、平成24年6月にはがん対策推進基本計画が策定され、平成26年度からはがんの教育総合支援事業が始まるなど、取り組みが進んできております。

学校教育においてがんについて学習することにより、がんに対する正しい知識を身につけ、がんの予防や早期発見、健診について関心を高めるとともに、がん患者に対する正しい認識を持たせることは必要なことであると考えております。

○5番（黒田澄子さん）

答弁いただきましたので、引き続き質問をさせていただきます。がん対策について伺っていきます。今や日本では2人に1人ががんにかかり、3人に1人の死因ががんであるという中、平成18年にがん対策基本法が施行され、国策としてがん撲滅に取り組む現状があります。

昭和56年よりがんが死因の第1位、平成22年には年間35万人ががんで亡くなっています。毎年、二十歳から64歳までの国民の223万人ががんに罹患し、約5万人が毎年亡くなっている現状があります。

平成24年から28年までの5年計画を定めるがん対策推進基本計画の中には、がん検診、胃、肺、大腸、乳、子宮頸の受診率50%を達成するとうたわれています。

先ほど、市長のほうからの答弁の中で、本市におけます実施の受診率というものはまだまだ50%には到達をいたしておりません。

そこでお尋ねいたします。この5年計画におきまして、残された2年間で市はどのような取り組みをされていかれるのかお伺いします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

現状からは達成というのは非常に厳しい状況ではございますけれども、少しでも近づけるように、さらに普及啓発をしてみたいと思います。それとともに、現在実施しております土日健診に加えまして、可能な健診におきましては、脱漏健診のほうも検討したいと思っております。

○5番（黒田澄子さん）

50%という数値が高いというのはわかります。それと、私も県のほうが捉えている数値の高い市町村を調査をさせていただきました。たくさん30%以上やっているところ、50%を超えているところございました。大体似たような名前の市町村がさらっていているんですけども、この取り方の分母の考え方が、非常にその市ごとで違っているので、私も今回、我が市が受診率を出されている内容がその市ともものすごく大きく違うのかどうかというのは、この数字では読み取れないなというふうに考えています。

では、本市が50%を達成する際の分母になるのはどういった数字を考えておられるのか。全部を入れているところがあったり、会社等の健診なんかをしている人たちとかもどんどんはずしていつている分母になっているところがあつたので、50%という数字だけを見ても10%という数字だけを見ても非

常に実際に受診した人は何人なのかとなると、大きく違いがあるということで、県の統計は余りあてにならなかったというのを実感しましたので、本市の分母はどういった形になるかお尋ねします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

今おっしゃったとおり、県内の状況は非常に分母のとり方がさまざまでありまして、この受診率が特定健診と違いまして確立されていないところがございます。

本市におきましては、健診の移行調査というのをがん検診、特定健診を含めまして、2月ごろに前年度に実施しております。その回収としまして、行政嘱託員の皆様、保健推進の皆様、協力していただきまして、できるだけその回収を率を高めまして、その結果によりまして、ご本人さんの意思で人間ドックを受けるとか、あとは病院で受ける予定、治療中である、そういったような、受ける予定の方々はずしますが、何も回答がなかった方とか、そういった方につきましては、対象者と入れざるを得ない状況でございます。

○5番（黒田澄子さん）

わかりました。じゃあ、そういった人たち、移行調査の中でやりますよと言った方たちをはずした中の人たちが、非常に受けてほしいという人たちであるわけですので、そこに特化したやはり今後の啓発というものが大事になってくるのだと思います。

大変に5万人近くいる市民の中で、大人の人たちに対してそういったことを受けてほしいというのは、本当に難しいことなんだというのはわかるんですけども、特定健診率があんなにアップしたというのは、やっぱりそのときの必死感というか、そういったものがあつたので市も必死に取り込まれた成果が、日置市は県内でもすごくいいねというふうに言われていることを、私は誇りに思っていますので、ぜひがん検診に対しては、直接自分

の命にかかわることですよねという部分で進めていていただきたいと申し上げておきます。

それでは、乳がん検診なんですけども、現在、旧2町ごとに、隔年ごとに健診が行われていますが、国は健診を毎年受けられる環境だけは整えておきましょうというふうに進めています。これは、脱漏者が翌年受けられるようにとの配慮ですが、本市の現状をお尋ねします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

国の指針では乳がん検診は2年に1回ということで、本市では地域を分けまして、2地域ごとに隔年で実施している現状でございます。

もし、受けられなかった場合は、翌年、次の地域で受けられますよということを広報のほうでもいたしておりますし、全地域の実施状況というのも、健康カレンダーというところで通知をしている現状でございます。

○5番（黒田澄子さん）

今、そのように答弁をされたんですけど、私たちがいただく調査の中に出てくるピンクのこの計画の中には、今年度はどこどこ町とどこどこ町の方が対象ですよとは書いてありますが、昨年度、健診を受けられなかった方は今年度、何町と何町の方も受けられますよと書いてございませぬので、実際、私は脱漏をしたときに行ったんですけども、違いますと跳ね除けられた年度がございました。それは現状でございますが、その点いかがお考えでしょうか。

○健康保険課長（篠原和子さん）

これはもちろん担当者レベルだけで理解することではよろしくないと思っておりますので、もう少しお知らせ版とか普及の形で広めていきたいと思っております。

○5番（黒田澄子さん）

お知らせ版というよりか、スケジュール表

が出てきたときに、乳がん検診はいついつと書いてありますので、その中で、昨年度受けられなくっている人たちは今年度地域が違って受けられるようになっておりますよという言葉だけでも入れていただかないと、ことしはだめだから、もうことしは自分たちで受けないといけない、だれど高額な受診料になるので、もう市のに受診しよう、集団検診で受診しようと思えば、もう一年待たないといけない、そういったことはやっぱり国もやりなさいと言っていますし、県もやっぱり毎年やれる環境をつくっている市として日置市は入っておりますけれども、現実、市民に伝わっていないければ意味がないのではないかなという点で、ここは指摘をさせていただいておりますので、今後、その点しっかりとお願いしていきたいと思っております。

乳がん検診ですけれども、薩摩川内市では女性50人委員会からの提言を受けて30代の乳がん検診に取り組まれています。乳腺が張っている世代ですので、マンモグラフィーでは見つけにくい、ですから触診とエコー検査で実際行われておりまして、26年度には825人が30代のこの健診を受けておられます。

薩摩川内市の場合は本人負担3,000円と盛り込まれていますけれども、今回、乳がん検診に関しては、国の制度が40歳だ、これは当然わかっていることで質問していますが、実際にこの30代どういうイメージかと言うと、最初に言いましたみたいに、結婚をしたり妊娠をしたり出産をしたり子育てをしたり、そういった時代のお母さんたちが乳がんになって乳房切除しなければならないということは、いろんな意味でのダメージが多いわけです。数字的には本当に低いのかもかもしれませんが、女性にやさしいまちづくりの中で、この辺も本人負担を全額にしてでも、入れるだけは入れていいんじゃないかなとい

うふうに考えますが、市長のお考えをお伺いします。

○健康保険課長（篠原和子さん）

現在、乳がん検診におきまして、エコー検査、超音波健診というのがございますけれども、国の指針のほうでは今マンモグラフィーのほうだけになっております。

30代におきましては、やはり、先ほどありましたように、このエコー、超音波健診のほうが適切であろうというような見解はあるんですが、今国のほうでもJ-STARTというプロジェクトで、この乳がん検診におきます超音波検査の有効性の検証のほうを研究中であります。近く報告されるというふう聞いておりますので、今後、指針等が示されると思っておりますので、その結果を検討したいとは思っております。

確かに乳がんの30代の発病率というのは、30代後半のほうから急に高まってまいりますので、非常にその辺を見極めていきたいと思っております。

○5番（黒田澄子さん）

見極めていきたいということと、私はこの国の制度とかということとはよくわかっている中で質問に立っています。やはり、薩摩川内市などはそういう制度はあっても女性50人委員会が、これは私たちのまちの女性に対する大事なことではないかという視点を市長に答申された中で、市長がそれを組み入れて、こういう制度があったというふう伺っていますので、市長もぜひご検討をいただきたいと申し上げておきます。

次は、胃がんのリスク検査、ピロリ菌検査等についてでございます。以前も私はこの点を提案させていただきました。胃がんはピロリ菌による感染症由来のがんだということがはっきりいたしております。原因菌が想定されていますので、2013年には胃がんリスク検査によってスクリーニングされる胃がん

リスク群に対して内視鏡検査とピロリ菌除菌が保険診療の適用となり、この年をまさに胃がん撲滅元年と言われるようになってきました。

これまではそういった保険診療もございませんので、この中にもピロリ菌がいると言われた方はきっと除菌剤を飲まれたと思います。それが3万円近く支払いをされていたと思います。それが3割負担で、それもできるようになったわけです。

それはなぜかと言いますと、市長には以前も言いましたけれども、小さいときに口の中からそういうピロリ菌が入って、まだ胃の酸がしっかり発達していないときにひだの中に住みついて、40年50年たったときに、結局胃の中を荒らして行って、そして最終的には胃潰瘍とか十二指腸潰瘍になるということがわかっておりまして、それを放っておくとがん化するんだと、だから胃潰瘍や十二指腸潰瘍になる前のピロリ菌がいるかないかというのを調べるのがこの検査でございまして、それがわかった時点でがん化までは行っても潰瘍までは行っても除菌というのは錠剤を飲むだけのことなんですけれども、それをすることで胃がんになるリスクがぐんと抑えられていく、先ほどの市長の答弁の中でも、やはり胃がんなどのがんに対する高額医療などのことも、うちの市では3つの中にがんも、高額医療の中に入っているということでございましたが、それだけではなくて、やはり胃がんになっていく人たちを撲滅できるわけですので、今回はもう一回、話をしたいと思いました。

和泊町が平成25年から取り組んでおられます。ここは40歳以上対象で、自己負担が1,000円です。20歳から39歳まで全額自己負担で、3,240円で実施されています。

今回は、市長もこのピロリ菌のリスク検査

に対しては今後検討していきたいということで前向きな答弁をもらっておりますので、何とかその仕組みを理解をしていただいて、何とかこれが実施できることを楽しみにしていきたいと思います。

今、市で行っているバリウム検査などの胃がんの発見率っていうのは、大体どれくらいなのでしょうか。

○健康保険課長（篠原和子さん）

胃がん検診のほうのバリウム検査で胃がんが発見された方の人数と発見率でございますけれども、平成23年度が3名、0.09%、平成24年度は5名、0.15%、平成25年は1名、0.02%となり、平均0.1%となっておりますので、大体1,000人にお一人というような発見率になっております。

○5番（黒田澄子さん）

先ほどの和泊町ですけれども、26年に77人受診で34人が陽性もわかったということで、44%、その前の年も141人受診で60人の陽性が確認され、そういった人たちはやっぱり除菌をされますので、この効果は大きいというふうに思っています。ことし受けた人は来年受けるわけではありませんで、40代以上の方が早く受けていただいて、リスクがわかれば、もうすぐ処置ができるということです。ぜひとも真剣に取り組んでいかれたいと申し添えておきます。

次に、HTLV-1のことについてでございます。

HTLV-1、これは、きょうの答弁では、粉ミルクに対しては補助は考えていないと、しかしながら、大体いると想定される人数は五、六名であると、非常に少ない人数です。

その中で、私がちょっと気になるのは、プライベートなことや人工栄養を選択する個人個人の事情があるというふうな答弁になって

おりますけれども、プライバシーは、こういう補助制度がありますよというのをお知らせして、自分が粉ミルクを補助を受けることで、私はキャリアだということを市の当局の人に知ってほしくないということは自由であります。また個人個人の事情というのは、母乳が余り出にくかったので人工乳を使っている、それぞれの理由であるというのわかりますが、HTLV-1の女性は、3カ月飲ませる場合もありますけれども、永久に飲ましていくと確実にその子どもに感染をさせていくことがやはり言われているわけですから、恐ろしいわけです。

私たちの世代は、妊婦健診にこういった検診はなかったんです。だから、私たちのお友達も、自分がキャリアだと知らなくて、子どもを産んで育てていく過程で何かの検診でキャリアがわかって、既にもう母乳を飲ませているわけですから、子どもたちは男の子であろうが女の子であろうがまたキャリアになって引き継がれていっている。

そういった現状がある中で、2008年にそういうことを調べようと国がやっと動き出して、とんとんと妊婦健診にもキャリアにある人たちは母乳を飲ませないで育てて、今後キャリアをつくっていかないということを国もやらなきゃいけないと、風土病なんかじゃないよってということに至った、そういった中の人たちが母乳を飲ませないようにして子どもをキャリアにしていかないと、発症率は少ないかもしれないけど、そういうことで撲滅していけるということが原点にあって、今回母乳を飲ませられないお母さんたちに対しての補助をできないでしょうかという、それも人数がそんなに多くないので、何千万円もかかる事業にはならないと考えて提案をしたところです。

市長、もう一度お考えをお伺いしたいと思います。

○健康保険課長（篠原和子さん）

先ほど考えていないということでございましたが、先ほど申しましたように、いろいろな事情というところでは、お仕事をされたりとか、そういった最初から母乳が出なかったりということもございますし、その情報というのがまだ今はっきりこちらのほうには伝わっていない状況でございますので、今のところ考えていないということで再度答弁させていただきます。

○5番（黒田澄子さん）

今後、またぜひ、そういう感染症が予防されるという視点で私は申し上げていて、母乳が出なかったっていえば、私だって母乳が出ない、子どもたちも育てていますので、そういう視点ではないということだけ一言申し上げておきます。

済いません、ちょっと飛ばしてしまいましたので、がん対策基本法に対する教育委員会の取り組みについて、済いません、ちょっと先に行ってしまったんですけども、新規で子どもに対するがん教育の取り組みが盛り込まれています。先ほど教育長からも答弁を受けました。この取り組みに期待されているわけですが、私は課題等とかいろいろ聞いたんですけども、余りそぐった答弁がされていないのかなと思っています。

この取り組みで期待されるのは、何せ2人に1人ががんにかかる時代になっているわけですから、それを予防するためには、もう検診をして早く見つけることが一番大事だと思っています。

ですので、検診を受けることができる国民に育てていただきたい、育ててほしい、将来がんで亡くなる国民を減らすことと、この重要性がわかって理解をした子どもたちは、きっと親に、「お母さん、お父さん、がん検診受けてるよね」と確実に聞いてくるだろうと、そういったことで検診もちゃんと進んでいっ

て、家族の中で不幸にして検診を受けなかったためにがんが発生して大病を患ってしまう人たちがこの国からなくなっていくことには、教育の現場も大事だということを国もわかっているんだと思っています。

そこで、どんな形で、具体的に、我が市の中では教育の現場でこの推進をやっているのか、お尋ねします。

○教育長（田代宗夫君）

先ほどの答弁の中でも申し上げたんですが、がん対策基本法がまず18年にできておりますので、24年にがん対策推進基本計画ができております。この計画の中で、これからどう取り組みなさいという内容が盛り込まれているわけですから、その一つが26年のがん教育総合支援事業という、これは全国で大体70校の小中合わせて、モデル校を指定しまして、この中で、これからどんながんの内容をどんな方法で指導するかとかそういうこと等、あるいは副読もどういうものにするとか、そういうこと等をこの26年のモデル校指定の中で検討して、その結果、この推進法ができてからおよそ5年後にというふうに国のほうは言うておりますので、平成30年には学習指導要領の改訂が小学校なされます。中学校が31年でございますので、これらの学習指導要領の中にどんなふうに取り組みということについては盛り込まれるのではないかと思います。それを待って、私どもは指導していかなければならないと思っております。

○5番（黒田澄子さん）

これからだということで、1点だけ提案をさせていただきます。

女子に対する女性特有がん検診、この受診率が非常に低く、また20代、30代の女性がこの女性特有がんで亡くなっている方たちも大変に問題になっています。

本市もクーポンを配ったりして受診を勧めていますが、若い女性に会って、「子宮頸が

ん検診行きましたか」と言うと、「いや」って、「行ってません」って簡単に言われます。懇々と語っていきます。いっぱい人が亡くなっているのよ、大事な自分の体の一部だからきちんと検診を受けなければわかることはできないから、ぜひ恥ずかしがらずに、お母さんと一緒に行ったり、お友達同士で行ったりと、そういう女性特有がんに関して女子に対してはしっかりと検診に行くことが大事ですよということをぜひ丁寧に教育の現場でお話をしていただきたいと思います。提案いたしますが、その点はいかがでしょう。

○教育長（田代宗夫君）

そのことについては、女性特有のと言われても、私どもが扱っているのは義務制の段階でございます。しかしながら、今、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、保健体育の時間の中で、特にがんということについては、指導もほぼやっておりません、現在。

やっておりますのは、喫煙を長い間吸い続けると肺がんや心臓病などの病気にかかりやすくなるという内容については指導しておりますけれども、その中で女性はこういうがんが多いから検診を受けなさいよというような指導は、今のところはしておりません。

○5番（黒田澄子さん）

濟いませぬ、話がかみ合いませんでしたが、今モデル的にやってるということで、今後取り組まれていくということでございますので、女性特有がんは女性しかかからないがんでございますので、その受診を国も市も進めていきますけれども、なかなかがん検診に行かないがために、高校を出て二十歳ぐらいでそういった状況になって亡くなっている人たちもたくさんいるから、やっぱりがん教育の中では検診に行くことが一番大事なので、特に女子に対してはそういうクーポンなども出ていますので、そういったところもぜひ押さえて、今後取り組まれていってほしいという意味で

ございましたが、もう一度よろしくお願いたします。

○教育長（田代宗夫君）

そのことは、先ほど申し上げたとおり、国のいろんなモデル校が計画を出してくれますので、その中に当然そういうものも入ってくるだろうと思いますので、その時点でそれに従いながら指導してまいりたいと思います。

○5番（黒田澄子さん）

それでは、審議会等への女性の登用について市長にお尋ねします。

今年度、女性課長がお一人ふえて2人になりました。日置市では初めてのことでございます。市長が期待する女性の参画はどのような点でしょうか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

女性の皆様方があらゆる場面の中でいろんなお仕事をさせていただける、これはさきも申し上げましたとおり、やはり男女共同参画におきましてそれぞれ社会がそう成り立っておりますので、いろんな組織におきましてもそのようなことで、男女がいろんな自由に意見を発表し合える、それが一番の大きな理想だと思っています。

○5番（黒田澄子さん）

この審議会の登用の全体のパーセントは出ているんですけども、30%を達成しませんでしたと言った市長の決意の中で、やはりそれが達成できなかった、ちょっと残念な気持ちでおりますが、ゼロだというところが54の審議会等の中で8、14.8%、10%未満というところが7、これで12.9%、合わせると約3割が、10%未満かゼロの登用になっているんです。これ、ちょっと厳しいなと思っています。そして、30%が達成できていないところが54中の18で、これも約3割、33.3%、合わせると、やっぱり6割ができていません。

一番ちょっと問題なのは、ゼロのところか

なと思っています。何とか頑張ったら、視点を変えていただければできたのではなからうか。20人いるような審議会がゼロだとかかっていうところは、1人も入れなかったのかなというふうに、取り組みについてちょっと不思議に思う点でございますが。ゼロというのは別に女性の意見を求めているというふうに見るとは言いませんが、そう見られても仕方がないのかなというように思います。

ゼロのところは、どのような努力をされたかがゼロだったのか、お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

ゼロというのが幾つかございまして、特別なのが3人か4人ぐらいのそういう学験を含めた中であったのが、これは仕方ないかと思っておりますけど、10名とか20名とかいう部分の中でゼロというのは、私もいかなものかなと思っておりますので、その選出の要綱の区分をもう一回見直しをしながら、次の改選時におきましては、このゼロを少しでも少なくしていきたいというふうに思っております。

○5番（黒田澄子さん）

前向きな答弁がいただきました。別にその30%にこだわってやんやん言ってるというふうには思わないでいただきたいと思います。やはり、女性の参画をしていくことが今は社会で求められておりますので、その点、市長がやると言われたことに対してできなかったということは、やっぱり今後努力していくことかなと思っています。

今回、パーセントが上がって30%を超えたところがございますが、どのような努力をされてこのように上がってきたのか、詳細をお尋ねします。

○地域づくり課長（平田敏文君）

審議会等の委員の選出をする際には、選出区分を、例えばPTA会長から、会長またはPTA副会長のほうに改正をしたり、あるい

は選出先の団体、企業等へも積極的な女性の選出をするなど、工夫をしているところでございます。

○5番（黒田澄子さん）

市長からも、今後そういったところをもうちょっと要綱等も見直しをしていきたいというご答弁がありましたので、何といたっても審議会は所管をする担当課の意識が女性の登用率に反映されているのかな、意識がしっかりあって、市長も30%しようっておっしゃったから、個々の段階で入れかえるときにはもうちょっとこの辺を何とかできないのかなという意識がなければ、いつまでたっても変わっていかないというふうに私は思いました。

ぜひ、今後しっかりとその辺の切りかえのときに対応できる所管のところにおきましては、しっかりと審議会の女性の参画も頭に入れて、要綱等の変更が必要であればしていただきたいと思います。

最後に、防災対策について伺います。

今回、自主防災組織率100%というのは、今後目指していきますということであったんですけれども、共助の部分と自助の部分にかかわっていきます市民がなぜ組織化していくべきかについてわかっておられるはずなのに、組織化ができていかない。

今回、担当課のほうで現場の方たちに丁寧に出前講座やいろいろな進めていきますということではありますが、その援助のあり方、設置がされてもその後という部分があると思えますけれども、援助のあり方について、再度市長のお考えをお伺いします。

○総務課長（今村義文君）

自主防災組織は、地域住民が協力して自発的に結成することが理想であると考えております。

組織がないところでは、地域の実情に適した方法を考える必要がありますので、まず自治会の総会または役員会で自主防災組織の必

要性を議題に話し合いから始めていただいて、組織結成の方法や防災計画の作り方の説明をするなど、市として組織づくりの支援をしていきたいと考えているところでございます。

○5番（黒田澄子さん）

それで、組織化ができた後は、市はどのように援助されていかれるかお伺いしたんですけれども、再度お願いいたします。

○総務課長（今村義文君）

結成をした団体というか組織につきましては、交付金等も設けております。年に、活動をすることで、さらに自治会そういった組織内の自主防災組織の啓発を図ることで、市民全体の防災意識の高揚を図りたいと考えております。

○5番（黒田澄子さん）

じゃあ、もう次に行きます。

組織化されたところがどのようなことをやっているのかというのをちょっと調べましたら、避難訓練も幾つかはあったんですけれども、一番してほしい避難訓練は余りされておらずに、消火器の点検だとか備品の購入だとかというところにいる丸がしてあったように思います。

災害発生時のそういったことをやっていくんですよというふうには答弁いただいておりますけれども、実際、避難訓練をどれくらいのところかされているのか、伺います。

○総務課長（今村義文君）

現在、結成されている128の自主防災組織のうち、平成26年度活動として、初期消火訓練、防災研修会、危険箇所点検、炊き出し訓練等、実績報告があった組織は、66団体でございました。そのうち避難訓練を実施した組織は、11団体でございました。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

やはり避難訓練を行うということが、せめて毎年1回ぐらい自主防災組織でしてほしい

なという思いもありまして、市の総合防災訓練のときに合わせてそういったこともあってほしいなというふうに提案をしましたら、今後そういったことも考えていくということでしたが、それはどういった形で周知徹底をされていかれ、広報啓発されていかれる予定でありますでしょうか。

できれば、もう市がやられる、ちょっと言い方悪いですが、イベント的に見えるその地域の一部自治会だけが参加をする市の総合防災訓練にその日に合わせた感じで、それぞれの自主防災組織が何らかの避難訓練が30分でもできたらいいのかなと。それで、避難訓練できたとなると随分違うのかなと思ひまして、日ごろが大事なのでということで提案をしておりますが、その点いかがでしょうか。

○総務課長（今村義文君）

今、議員のおっしゃいましたとおり、市の総合防災訓練に合わせて、各防災訓練のほうに参加できない自主防災組織等については、個々の組織でその地元においてそういった自治公民館等まで避難をするとか、そういった事例等で訓練をしていただくようにこちらから推進を図りたいと考えております。

○5番（黒田澄子さん）

その推進の仕方はどうするのかというふうにお伺いしたいんですけれども、推進をしていただけるということで、よろしく、その辺は頑張ってくださいと思います。

あと、大雨なので、中高生などが非常に活用できると思っておりますが、そういった子どもたちの活用についてのお考えがあればお尋ねします。

○総務課長（今村義文君）

中高生の活用については、特に、東日本大震災では、巨大地震に伴う大津波に中学生等が中心になって小学生や住民を高いところへ避難させたこと、全員が無事に助かったところ

もありました。

そういった事例もありますので、地域の自主防災組織においても、中高生にできることを担ってもらえるように推進を図りたいと考えております。

○5番（黒田澄子さん）

災害時における避難行動要支援者の支援制度ができまして、自主防災組織においてもこの人たちを支援していくことが盛り込まれております。通常、この要支援者の方たちは、市のほうが同意を求めて登録台帳に載せていきますが、今、自治会に加入をしない、またオートロックのマンションにお住いの中の方が、もし、私はそういったのを載せないでくださいと拒否をされたら載らないわけですが、それが個人情報保護法と、実際、災害があるときには個人情報のほうはもういいということで命を救うほうが先になるということが示されまして、その人たちも自主防災組織を含めて、守って、支援をしていきますが、その情報はこういった形で現場においていくのかだけお伺いいたします。

○総務課長（今村義文君）

名簿情報の提供に同意が得られない方につきましては、災害が発生し、または発生のおそれがある場合という場合には、名簿の提供ができるわけでございますので、消防署、消防団員と市役所職員等も含めて、現場のほうに自治会、自主防災組織、民生委員さん等に名簿の提供を行いたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

黒田澄子さん、あと2分でございますので、まとめてください。

○5番（黒田澄子さん）

わかっております。

フェイスブックの活用について、やっていきたいということで、6月11日、もう試験的に活用したという部分で、ホームページ上には伊集院町の通行どめのところもちゃんと

建設課のほうから提供してあったんですけども、その後の私たちの産業建設常任委員会の中で、60カ所近くの落土があったり、3カ所の通行どめがあったというふうな報告があったんですけども、そういったものは上がってきてなかったんです、ホームページの中に。

フェイスブックには、避難所が一回開設されたものが、試験的に載ったのかなと思っておりましたが、こういったことの情報が市民は欲しい情報なんです。どこどこが通行どめになっている。もちろん、エリアメールやテレビ等で土砂災害がありましたっていうのがあっても、どこからどこが今通行どめになっていますよという情報こそ知りたいわけです。そういったことをフェイスブックでもっと丁寧に流せないのか、活用されるということでございましたので、最後にその点をお伺いして、また迂回路などもしっかりと盛り込んで、わかるようにしていただきたい。それと、前も言いましたが、迂回路が解除になった、ここが通れるようになったときもちゃんと載せていただきたい。もう、いつも一方向だけではなくて、もうきょうから使えますよという情報が入ったら、それも載せていただきたい。

その点、どうなるかお伺いしまして、私の一般質問を終わります。

○総務課長（今村義文君）

フェイスブックにつきましては、利用者でなければ情報を受けることができないという点もございますが、今後はできる範囲で活用をしていきたいと考えております。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△日程第2 議案第61号平成27年度
日置市一般会計補正予算
(第2号)

○議長（成田 浩君）

日程第2、議案第61号平成27年度日置

市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案61号は、平成27年度日置市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ257億4,164万7,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、平成27年6月の豪雨災害において、吹上地域の南宮内自治会公民館敷地のL型擁壁が倒壊したことに伴い、災害復旧費に必要な経費を補助するための予算措置と、薩摩藩英国留学生渡欧150周年の機会に当たり、伊作太鼓踊りがイギリス講演に出演する必要な経費を補助するための所要の予算を編成いたしました。

歳入では、歳入歳出予算の調整による財政調整基金繰入金増額により400万円を増額しました。

次に、歳出では、総務費で自治会公民館敷地等災害復旧費補助金を300万円、教育費で伊作太鼓踊りイギリス講演事業費補助金を100万円計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第61号は、総務企画常任委員会及び文教厚生常任委員会に分割付託いたします。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

7月1日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

午後1時57分散会

第 5 号 (7 月 1 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 48号 日置市観光案内所条例の制定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 2	議案第 51号 日置市税条例の一部改正について（総務企画常任委員長報告）
日程第 3	議案第 55号 平成27年度日置市一般会計補正予算（第1号）（各常任委員長報告）
日程第 4	議案第 56号 平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 5	議案第 57号 平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）（総務企画常任委員長報告）
日程第 6	議案第 58号 平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）（総務企画常任委員長報告）
日程第 7	議案第 59号 平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 8	議案第 60号 平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 9	議案第 61号 平成27年度日置市一般会計補正予算（第2号）（総務・文教常任委員長報告）
日程第10	議案第 62号 損害賠償額を定め和解することについて
日程第11	議案第 63号 平成27年度日置市一般会計補正予算（第3号）
日程第12	陳情第 5号 私たち市民の生命を守るための更なる真摯な議論と県への申し入れについて（陳情）（総務企画常任委員長報告）
日程第13	陳情第 6号 陳情書 教育予算拡充に係わる意見書採択の予定について（文教厚生常任委員長報告）
日程第14	意見書案第1号 教育予算拡充に係わる意見書について
日程第15	発議第 2号 日置市議会会議規則の一部改正について
日程第16	閉会中の継続審査の申し出について
日程第17	閉会中の継続調査申し出について
日程第18	議員派遣の件について

本会議（7月1日）（水曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	宇田 栄 君	22番	成田 浩 君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	諸正 一久 君		

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	野崎 博志 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育委員会事務局長	宇田 和久 君	消防本部消防長	銚之原 孝志 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	大園 俊昭 君	総務課長	今村 義文 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	堂下 豪 君
地域づくり課長	平田 敏文 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	橋口 健一郎 君	市民生活課長	田淵 裕 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	篠原 和子さん
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長	宮 下 章 一 君	建 設 課 長	桃 北 清 次 君
上下水道課長	丸 山 太 美 雄 君	教育総務課長	松 田 龍 次 君
学校教育課長	豊 永 藤 浩 君	社会教育課長	平 地 純 弘 君
会 計 管 理 者	満 留 雅 彦 君	監査委員事務局長	地 頭 所 浩 君
農業委員会事務局長	重 水 秋 則 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第48号日置市観光案内所条例の制定について

△日程第2 議案第51号日置市税条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第1、議案第48号日置市観光案内所条例の制定について及び日程第2、議案第51号日置市税条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長（並松安文君）

皆さん、おはようございます。ただいま議題となっております議案第48号日置市観光案内所条例の制定については、6月11日の本会議におきまして本委員会に付託され、6月12、15日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長・商工観光課長の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

これから、本案についての審査の経過と結果をご報告します。

本条例は、伊集院駅にある日置警察署駅前交番横に観光交流の拠点施設として観光案内所を設置するため条例を制定するものであります。

この条例は、第1条の設置から第20条の委任までの20条になる条例で、本市の公共施設の設置条例をベースにしているものであります。

本条例の主なものは、第1条では、観光情報を内外に広く発信し、市民と観光客との交流の場を提供することにより、観光交流の振興を図り、もって地域経済の活性化に寄与す

るため案内所を設置するという設置目的があり、第3条では、観光情報の提供に関する事業、観光交流に関する事業、地域特産品等の展示及び販売に関する事業等の案内所の行う事業、第4条では、開館時間、午前9時から午後6時まで、休館日、12月31日から1月3日まで、また、案内所の管理上必要があると認めるときは、開館時間、休館日の変更、または臨時に休館日を定めることができるという、開館時間及び休館の規定、第8条では、会議室、アンテナショップの冷蔵・冷凍品、パブリックビューアーの使用料規定があります。

当局から建物の構造についての説明がありましたので、ここで少し紹介いたします。

この建物は2階建てであり、1階部分が108.16㎡、2階部分が117.12㎡、延べ床面積225.28㎡であります。

1階部分に案内所、情報発信コーナー、アンテナショップがあり、日置市の特産品の展示販売、2階部分に会議室が2室有しております。

また、案内所正面2階部分に当たる壁面に、パブリックビューアーという大型ビジョンがあり、大きさは、表示エリアが横3.45m、高さ1.92mのものが設置されます。これは、本市の観光情報を発信するほか、行政情報、災害情報も適時放映するものです。

使用料の規定は、会議室の使用料は、本市の地区館の使用料をもとに、全面使用する場合、1時間210円、半面使用は100円、アンテナショップの冷蔵・冷凍品の使用料は、市内物産館を参考にして、1月に案内所を使用して得た売上金額に100分の20を乗じて得た額、また常温のものは100分の15を乗じて得た額となっております。

また、パブリックビューアーの使用料は、1スポット当たり15秒以内とし、月ごとの表示回数は、1日当たり50回を下回らない

こと、連続して使用できるスポットは4回を限度としており、市内業者は1スポット1月に1万円、市外は4万円としております。

この料金設定については、これまで駅構内にあった20mmピッチの15秒当たり月5,000円を参考にしてしておりますが、今回のものは、6mmピッチで格段に鮮明な画像であることから高めの設定とし、また、市内業者を優先する必要から、市内、市外と料金を分けてあると説明。

第15条では、案内所の設置の目的を効果的に達成するため、案内所の管理を指定管理者に行わせることができる、このような規定であります。

新設される観光案内所は、本市の有形無形の観光資源が点在している中でも日本三大砂丘の吹上浜、薩摩焼の里「美山」、良質の泉質を誇る湯之元温泉、吹上温泉、妙円寺詣りやせつぺとべなどの伝統行事、文化遺産が多く残されているが、これらを結びつけて市外からの誘客に力を入れることから観光案内所を設置する。

今後は、本市の観光振興と地域活性化に向けた取り組みを加速させ、日置市薩摩半島西岸域及び南薩地域への観光振興に寄与する施設を目指していくと説明。

次に、質疑の主なものを報告いたします。

指定管理者の方向性についての質疑に、将来的に指定管理を見据えた形で条文を整理してある。当初は、観光協会に指定管理を委託する計画でいたが、初めての施設であり、施設の運営経費にどの程度必要なものか試算も見当がつかないため、1年半程度直営で行う。なお、湯田地区館にある観光協会は、当初の計画どおり案内所の事務室に移転すると答弁。

アンテナショップの運営はどのようにするのかとの質疑に、直営で行うが、観光案内及び情報発信がメインとなるので、本市観光ガイド協会の方を平日1人、土日祝日2人体制

で雇用する計画であると答弁。

電車を利用した旅行者の場合は、本市の観光地への交通アクセスを検討して情報発信してすべきだとの質疑に、観光案内所を起点とした観光情報発信を検討しているが、徒歩で観光するまち歩きなど、1時間コース、2時間コースというもの、また、車で来られた方には、観光モデルコースをいうものを、今後観光協会のほうで設定すると答弁。

観光案内所の開設及びそれまでのスケジュールはの質疑に、工期は8月20日までとなっている、それから1カ月ほど準備期間とし、備品関係の搬入や観光協会の移転等を行う、運用開始は10月1日を計画していると答弁。

そのほか質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく討論を終了。採決の結果、議案第48号日置市観光案内所条例の制定については、原案のとおり全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、ただいま議題となっております議案第51号日置市税条例の一部改正について、6月11日の本会議におきまして本委員会に付託され、6月12、15日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長・税務課長の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

これから、本案についての審査の経過と結果をご報告します。

本条例は、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るもので、改正の主なものは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴う条文整備で、文書等に法人番号、個人番号を記載する旨の規定であり、これに伴う経過措置を附則で、第2条市民税に伴う経過措置、第1項、第2項、第4項、第3条固定

資産税に関する経過措置、第4条軽自動車税に関する経過措置、第6条特別土地保有税に関する経過措置、第7条入湯税に関する経過措置が盛り込まれております。

なお、この施行期日は、平成28年1月1日であります。

次に、附則第16条の2の削除は、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、パイオレット、うるまの6銘柄の紙巻きたばこ旧3級品に係る特例税率の廃止によるもの、また、これに伴う税率を段階的に引き上げる措置を附則第5条第2項及び第3項で規定してあります。なお、第4項から第14項では、旧税率で仕入れた紙巻きたばこ旧3級品を、新税率引き上げ後の価格で販売することによる不当利得の防止のための手持品課税が実施される措置が規定してあります。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

これ以外の部分については、地方税法の一部改正に伴う必要な規定の整備で、施行期日は平成28年1月1日、平成28年4月1日であります。

紙巻きたばこ旧3級品の段階的な引き上げ税率は、激変緩和措置として4段階で行われ、現行の1,000本当たり2,495円が、平成28年4月1日から430円増の2,925円、平成31年4月1日からは1,262円増の5,262円となり、この5,262円は一般品の税率と同じものとなりますのであります。

紙巻きたばこ旧3級品は、需要があるため一般品の税率と同じにするもので、この改正による市たばこ税の試算としては、平成27年度当初予算で試算している紙巻きたばこ旧3級品の税収787万円をもとに計算すると、平成28年度923万円で136万円の増、平成31年度1,660万円で398万円の増となると説明。

次に、質疑の主なものをご報告します。

この改正による段階的な試算は、紙巻きたばこ旧3級品の売り上げが同じ場合であるが、健康のためにやめるなどの要因を加えなくてよいのかとの質疑に、この試算は、平成27年度当初予算で積算した紙巻きたばこ旧3級品の350万6,820本を仮定とし積算しただけである。健康のためにやめるなどの要因を考えての推計はできないが、積算額より減額になると思うと答弁。

市たばこ税の税収はどのくらいあるのかとの質疑に、平成26年度決算では、一般品及び紙巻きたばこ旧3級品を合わせて2億5,926万9,699円で、本数にすると5,115万6,275本であると答弁。

その他質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく討論を終了。採決の結果、議案第51号日置市税条例の一部改正については、原案のとおり全会一致で可決すべきものと決定しました。

これで、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第48号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

48号日置市観光案内所条例の制定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第51号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決します。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号日置市税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第55号平成27年度
日置市一般会計補正予算
(第1号)

○議長（成田 浩君）

日程第3、議案第55号平成27年度日置市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長（並松安文君）

ただいま議題となっております議案第55号平成27年度日置市一般会計補正予算（第1号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月11日の本会議におきまして当委員会に係る部分を分割付託され、6月12、15日に委員全員出席のもと委員会を開催し、担当部・課長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

今回の補正予算は、4月の人事異動に伴う給料、職員手当、共済費の補正がほとんどを

占めておりますが、ここで当委員会所管に係る主なものについて、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、2款総務費は、当初予算より6,908万7,000円増額の総額27億3,508万7,000円となっております。

総務課所管における主なものは、9款災害対策費の19節負担金補助及び交付金に自主防災組織育成事業費で、平成27年度コミュニティ助成事業地域防災組織育成助成事業に伊集院地域宮脇防災会が採択され、200万円の増額が補正されております。

企画課所管における主なものは、19節負担金、補助及び交付金、投資的経費の企業誘致対策費工場等立地促進補助金で、操業開始後1年以内に10人以上の地元雇用の要件を満たさなかったことによる1,200万円減額補正がされております。

地域づくり課所管における主なものは、地区振興計画に基づく振興計画推進費の組み替え補正、20地区館に設置する人感センサーLED防犯灯の購入などの備品購入として135万円の増額補正、19節負担金、補助及び交付金では、伊集院地域猪鹿倉自治会がコミュニティ助成事業に採択され250万円の増額補正がされております。

商工観光課所管における主なものは、地域イベント助成事業に伊作田地区公民館が行う「はだしで歩けるビーチをいつまでも」というイベントが採択されたため、観光費19節補助金及び交付金に100万円の増額補正、また、観光案内所運営に伴う補正がされております。

次に、質疑の主なものを報告いたします。

財政管財課関係では、18款まちづくり応援基金繰入金の補正が計上されているが、これまでふるさと納税としてどれだけ入っているのかとの質疑に、平成26年度の実績では1,439万140円である。また、これと

は別に、平成26年度は、伊集院駅への寄附として665万4,216円があった。なお、鹿児島応援寄附金は121万3,662円である。平成26年度寄附金の総額は2,225万8,018円となっていると答弁。

総務課関係では、地域防災組織育成助成事業の伊集院地域宮脇自治防災会は、備品購入するとの説明であるが、備品はどのようなものかとの質疑に、備品は26品目を購入する予定である。主なものは、アルミ組み立てリヤカー11万7,720円、発電機25万2,720円、テント2組41万400円、保管庫33万4,800円、チェーンソー7万200円、その他ヘルメット、サーチライトなどを購入すると答弁。

この事業は申請しないといけないのか、それとも自治会に割り当てられるのかとの質疑に、昨年度、日置市内から宮脇自治会と東市来地域坂之下自治会が申請されており、宮脇自治会だけが補助事業採択となっていると答弁。

どこの自治会でも自主防災組織を発足して、このように新規で申請すると補助を受けられるのかとの質疑に、本市では、自治会組織の自主防災組織を推進しているので、各自主防災組織ごとに申請はできる。

この事業は、宝くじの助成事業であり、県内で1件程度の採択状況である。これまで、肝付町、南九州市、枕崎市という順番で本年度に本市が採択されたが、なかなか採択されない状況であると答弁。

企画課関係では、誘致企業は、工場等立地促進補助金の補助を受けられないことを納得しているのか、また、派遣の体系をとられたということであるが、人員体制はどのようなになっているかとの質疑に、創業当時の人員は約70人体制である。本年2月1日現在の人員は63人が雇用されており、うち本市の方30人が派遣雇用である。

工場等立地促進補助金は、土地購入から3年以内に操業すること、操業して1年以内に新規地元雇用者10人以上を常用雇用することなどの条件があり、これら条件を全て満たすと、設備投資額の10%の補助が受けられる。

このことは誘致企業にも十分説明はしているが、しかし、企業側は地元雇用者を派遣社員として雇用体制をとられたので、補助金の対象にならないものと了承していると答弁。

地域づくり課関係では、施設維持修繕料及びその他委託料で、伊作、坊野地区公民館が計上されているが、この2つの地区館は、地域介護福祉空間整備推進交付金事業で整備されることになっている。この事業との関連はどうなるのかとの質疑に、本年度の地域介護福祉空間整備推進交付金事業は、伊集院地区公民館、伊作地区公民館、坊野地区公民館を対象として申請している。

この事業は、施設のバリアフリーなどが対象で、今回計上した壁補修及び樹木伐採、外溝には充てられないと答弁。

コミュニティ助成事業の種類と採択状況はとの質疑に、コミュニティ助成事業は、財団法人自治総合センターが行うが、事業には、一般のコミュニティ助成事業、自主防災組織育成事業、及びコミュニティセンター青少年健全育成等の種類がある。

今回の猪鹿倉自治会は、住民自治が伴うコミュニティの活動促進と施設の整備などに関する一般のコミュニティ助成事業として採択されている。

採択の基準及び割り当て等はこちらではわからないが、現在、この事業に待機している自治会は7自治会である。

宝くじの売り上げが減少し、財源不足が生じていることから採択が厳しくなっているため、待機している7自治会は、優先順位をつ

けて申請している状況であり、現在は新規の申請を受けてないとの答弁。

この事業の補助率及び上限額はどうかとの質疑に、この事業は100%の補助を受けられるが、上限額が250万円であると答弁。

商工観光課関係では、施設の管理体制はどのようになるかの問いに、10月1日から施設の運用を開始するが、新しい施設であるため施設の維持管理に係る年間経費が見込めないため、1年半程度は市が直営で運営を行い、その後、指定管理者制度の導入を含め検討すると答弁。

情報発信コーナー及びアンテナショップの職員の勤務体制や研修内容はどのようなものかの問いに、本市の観光ガイド協会及び本市の観光に興味のある方8人程度を雇用し、平日は1人、土日祝日は2人の2交代制のシフトで運営する。研修内容は、施設全体の使用方法、情報発信、観光案内対応、アンテナショップ内の特産品等販売取り扱い等を事前に熟知してもらう方向で調整していると答弁。

地域イベントは地区振興計画の配分枠で行われるが、江口浜ビーチフェスタへの補助は、その配分枠はどうなるのかとの問いに、地区公民館の話し合い活動により、これまで行われてきたイベント江口浜ビーチフェスタを盛り上げようとするもので、今回の取り組みについては、地区公民館のソフト事業ではないし、その財源も充てないと答弁。

そのほか質疑ありましたが、その後討論を行いましたところ討論はなく、採決の結果、分割付託された議案第55号平成27年度日置市一般会計補正予算（第1号）総務企画常任委員会所管の補正予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めま

す。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

おはようございます。ただいま議題となっています議案第55号平成27年度日置市一般会計補正予算（第1号）は、6月11日の本会議におきまして文教厚生常任委員会に係る部分を分割付託され、6月12日に全委員出席のもと委員会を開催し、担当部長・局長・課長など、当局の説明を求め質疑を行いました。同日、現地調査を行った後、6月15日に討論・採決を行いました。

これから、本案について、委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、民生費が1億3,588万9,000円増額し70億894万5,000円とし、衛生費が1,954万9,000円を増額し38億4,587万5,000円に、また、教育費が3,909万8,000円を増額し22億6,097万円とするものであります。

歳入の主なものは、市民福祉部の所管で社会福祉国庫負担金の臨時福祉給付金国庫負担金で9,011万8,000円、子育て世帯臨時特例給付金国庫負担金で2,431万7,000円、児童福祉国庫補助金の放課後児童クラブ整備費国庫補助金として542万8,000円を計上しました。

さらに、教育委員会の所管においては、人事異動に伴う小中学校の雇用保険料の減額補正1万1,000円であります。

歳出の主なものは、市民福祉部所管、市民生活課においては、人事異動及び新給与表適用に関する変更などの人件費の補正予算が主であります。

次に、福祉課におきましては、臨時福祉給付金事務に係る事務筆耕5人分の社会保険料及び雇用保険料18万7,000円、地域生活支援事業費として、点字プリンター修理不能による新規購入として備品購入費100万

円であります。

次に、健康保険課におきましては、職員の
人件費の増額補正と日吉支所の保健師が2人
から1人体制になったことから臨時職員を配
置したことによる一般賃金81万円の増額補
正であります。

次に、教育委員会の所管においては、学校
総務課の吉利小学校複式学級に伴う教室改修
に61万9,000円、伊作小学校建築確認
申請手数料の消耗品費から役務費への組み替
え85万8,000円であります。

次に、九州地区市町村教育委員研修大会参
加のための旅費36万5,000円でありま
す。

次に、社会教育課の文化施設総務管理費と
して、工事請負費から備品購入費への組み替
えである伊集院文化会館舞台照明取り付け工
事1,372万4,000円、国宝重要文化財
等保存整備事業ヤッコソウ発生地保護に係
るのり面工事の日置市の負担分383万
4,000円、工事請負費、文化施設総務管
理費として伊集院文化会館舞台照明取り付け
工事で1,372万4,000円であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

市民福祉部福祉課の関係では、臨時福祉給
付金事業については、給付金額6,000円
の根拠はとの問いに、平成26年度実施事業
と同様とされており、市民税非課税世帯を対
象とされている。給付金額については、消費
税3%増税に係る負担軽減を図るとして、国
が一律6,000円と定めたもので、具体的
な金額の積算根拠は示されていないとの答弁。

東市来町光荣福祉会湯田保育園の放課後児
童クラブの整備費が計上されているが、今後
は、どのように進められていくかの問いに、
光荣福祉会が現在、学童保育を東市来福祉セ
ンターで実施しているが、施設整備後は、こ
れをそのまま新事業所に移して実施するもの
であるとの答弁。

放課後児童クラブの業者確保は大丈夫かと
の問いに、法人の設備計画によると、延べ床
面積が125.87m²であり、必要床面積
に照らし合わせると76人まで可能である。
放課後児童クラブについては、現在40人と
いう単位もあり、十分な広さであるとの答弁。

次に、健康保険課関係では、本市では特定
健診受診率は高く評価できるが、そこからの
1次予防は重要である、それに伴う保健師の
対応や事務量がかなり増加しているのではな
いかとの問いに、特定健診の受診率の向上に
伴い事務量が増加しているが、担当課として
何とか対応している状態であるとの答弁。

次に、教育委員会教育総務課・学校教育課
の関係では、九州地区市町村教育委員研修大
会の旅費36万5,000円については、今
回の研修内容はどのようなものかの問いに、
この研修は2年に1回開催される。内容は、
教育講演会、パネルディスカッションである
とのこと。

次に、社会教育課関係では、伊集院文化会
館照明機材取り付け工事1,372万
4,000円について、今回交換される照明
器具の耐用年数はどれくらいかの問いに、通
常10年程度であるが、照明器具については
建設後1回も交換していないとの答弁。

今回交換されるのは、ハロゲン電球である
が、LED電球についてどう考えているのか
との問いに、LED電球については舞台照明
として十分実用化されておらず、また現存す
る製品については非常に高額である。将来的
には考えていかなければならないとの答弁。

文化財保護事業費ヤッコソウ発生地保護に
伴うのり面工事の383万4,000円の補
正予算について、ヤッコソウを守る今回の工
事であるが、ほかの市内の生息地が斜面の危
険性があつた場合についてどう対応するかと
の問いに、今回の工事については稲荷神社裏
がヤッコソウの発祥地として国指定を受けて

いる文化財であることからの事業であるとの答弁。

今回、国指定の天然記念物ということで予算が計上されたが、本市のほかの発生地が指定される可能性があるのかとの問いに、ヤッコソウは四国から南が生息地であり、徳島県妙見山、宮崎県内海、日置市稲荷神社が国の天然記念物として3カ所だけ指定されている。市内のほかの地域の生息地については現在のところ考えていないとの答弁。

このほか多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第55号日置市一般会計補正予算（第1号）文教厚生常任委員会に係る部分につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第55号平成27年度日置市一般会計補正予算（第1号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月11日の本会議において当委員会に係る部分を分割付託され、翌12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び各担当課長など当局の説明を求め、質疑を行いました。また、6月16日に23カ所の現地調査を行った後、討論・採決を行いました。

今回の補正予算は、4月の人事異動に伴う給料、職員手当、共済費の補正がほとんどを占めておりますが、ここでは当委員会所管に

係る主なものについてご説明申し上げます。

まず、6款農林水産業費は、当初予算より1億4,199万1,000円増額の総額13億2,342万9,000円となっております。

歳出の主なものは、農業振興費で、チェスト館駐車場造成工事に伴い、設計委託料、工事請負費、土地購入費、立木補償費など、総額で2,148万円を計上。また、活動火山周辺地域防災営農対策事業費は2件分7,034万4,000円、産地づくり対策事業費は6件分2,588万1,000円、経営体育成支援事業費は3件分692万3,000円、いずれも事業採択による増額補正となっております。

林業振興費では、森林環境づくり促進事業費で矢筈岳・諸正岳ロマンふれあいロード整備事業費2,000万円を計上。

水産業振興費では、江口漁港の砂防堤及び浮き栈橋の工事費に794万6,000円が計上されております。

農地費の主なものは、農業基盤整備促進事業費で、国庫補助金の内示が要求よりも少なかったため、設計委託料、工事請負費、土地購入費、補償金の合計で9,500万円を減額。負担金、補助金及び交付金では、河川工作物応急対策事業費等、県営事業の事業費負担金内示に伴い、7事業分7,604万円を増額いたしております。

次に、8款土木費は、当初予算より13億8,139万8,000円を増額の総額29億1,903万5,000円となっております。

歳出の主なものは、道路新設改良費で、国庫補助金の内示に伴い、設計委託料や工事請負費などで、総額11億6,342万円の増額補正。内訳の主なものは、道整備交付金事業で49カ所分8億5,131万円、活力創出基盤整備事業で12カ所分1億3万6,000円、通学路交通安全事業で2カ所

分515万4,000円、橋梁修繕事業で7カ所分5,834万8,000円、防災・安全交付金事業で16カ所分1億3,796万1,000円となっております。

土地区画整理費では、湯之元第一地区土地区画整理事業において、計画を3年ごとに見直す業務委託料や、大里川護岸工事に伴う区画道路の延長工事費、また建物の移転補償費などで、総額2億5,349万7,000円の増額補正となっております。

街路事業費では、活力創出基盤整備事業で、国庫補助金の内示に伴い、伊集院駅周辺整備事業の委託料や工事請負費など、総額1億4,545万8,000円の減額補正。

公園費では、国庫補助金の内示に伴い、湯之元球場の整備改修等の設計委託料に1,300万円、都市公園16カ所の遊具の長寿命化やトイレのバリアフリー化の工事などに7,465万4,000円を増額。

住宅管理費では、3月議会で陳情が採択されたキャナハイツ湯之元住宅管理道路の拡幅設計委託料に290万円が増額計上されております。

なお、歳入につきましては、国庫補助金や県補助金が主なものとなっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

農林水産課の関係では、チェスト館の駐車場造成工事に対し、現在の駐車台数、また造成工事の詳細を示せとの質疑があり、現在、大型車4台、普通車118台が駐車できるが、イベント開催時には手狭になるため、県の地域振興推進事業による50%の補助を受け、増設を行う。造成面積は1,192m²、三十四、五台の駐車スペースと既設水路の整備を予定していると答弁。

また、矢筈岳・諸正岳ロマンふれあいロード整備事業に対し、事業の経緯と工事の詳細、また今後の展開はどうかとの質疑があり、飯牟礼地区から要望があり、長年の活動が県に

認められ、県の地域振興推進事業による50%の補助を受け、予算計上の運びとなった。矢筈岳登山道が243m、諸正岳登山道が161m、2つの山を結ぶウオーキングロードが700m、あと駐車場が2カ所と案内板を整備する。県の事業は単年度なので、今後は市の地域づくり推進事業により利活用を図りたいとの答弁がありました。

次に、農地整備課の関係では、農林水産業費国庫補助金の内示に関し、2億円の事業費を要求し、1億500万円しか内示が来っていない。県営事業はほぼ満額で内示が来ているが、国庫補助が少ないのは当局の見込みが甘かったからではないか、また、今後の計画に差し支えはないのかとの質疑があり、例年は、3月補正で前倒し配分をされるのだがことはなかった。現在、1億500万円の内示を受けているが、そのうち6,500万円は2次配分待ちである。今年度実施できない場所も出てくるだろうが、その場合は来年度に先送りか、もしくは事業縮小の可能性もあると答弁。

また、多面的機能支払交付金事業について、伊集院地域の清藤保全会が活動面積増のため増額補正となっているが、その理由は何かとの質疑があり、当初、交付対象は農振農用地のみで、清藤は水田だけで協定を締結していたが、昨年度より農振の白地も活動範囲となったため、今回、水田が50a、畑地が700aの面積増となった。なお、ほかの地区からも面積増の申請が上がってきていると答弁。

次に、建設課の関係では、湯之元球場の改修について、今後の計画はどうかとの質疑があり、湯之元球場は昭和33年に建設され、老朽化が進んでいる。平成27年度はスコアボードの更新、バックスクリーンの設計や、ボーリング調査を行い、28年度に工事を実施する予定である。平成32年度の国体まで

に湯之元球場全体の整備を計画していると答弁。

また、橋梁修繕事業費の中で、橋梁の目視点検や長寿命化計画の実施はどうなっているか、宅地化が進み交通量の増加によって橋梁への影響があるのではないかと質疑があり、昨年法改正により、橋梁等の点検は近接目視により、5年に1回の頻度を基本とし、点検の結果、劣化が激しい橋梁は長寿命化修繕設計を行わなければならない。日置市内には247橋あり、平成26年度は10橋、27年度は60橋を点検、今後は年間2,500万円をベースに点検を実施する予定。なお、交通量の増加による橋梁への影響については、点検・調査の結果次第で交通制限をかける必要も出てくるだろうと答弁。

次に、伊集院駅の整備事業に関し、当初予算で国庫補助金を1億9,800万円計上していたが、今回の補正で1億870万6,000円に減額をされている。今後の事業計画への影響はないのか。また、事業縮小のおそれはないのかと質疑があり、伊集院駅周辺整備事業は、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金で行われているが、これは道路、区画整理、公園、駅などさまざまなものに活用される事業のため、予算が厳しい状況である。

伊集院駅の内示率は54.9%で、事業費ベースでは対前年度比で25.9%、道路整備など活力創出基盤整備は内示率35.9%、対前年度比では39%、区画整理は内示率が32.1%、対前年度比では45.5%、公園については内示率が100%、対前年度比で52.5%、交付金全体では内示率が44.3%、対前年度比では35.6%である。

なお、伊集院駅周辺整備事業については、平成28年度が最終年度となっているが、1年おくれる可能性もある。伊集院駅の事業縮小はないが、道路整備の面などでは事業縮

小が考えられる。今後、県と連携し、予算の獲得を進めていくと答弁。

これに関連して、土木費全体の国庫補助金の内示の状況はどうかと質疑があり、国土交通省所管の防災・安全交付金は、内示率84.8%、事業費ベースでは対前年度比で81.9%、また、内閣府所管の道整備交付金事業については内示率が93.9%、事業費ベースで対前年度比146.8%である。社会資本整備総合交付金と合わせると、土木費全体で内示率は66.7%、事業費ベースでは対前年度比69.3%となっていると答弁。

次に、5月に枕崎市で小学生が側溝に落ち、流されて亡くなる事故があった。日置市では、通学路点検や教育委員会との連携など、対応はどうなっているかと質疑があり、毎年8月、通学路の現地調査に基づいて通学路交通安全プログラムを策定し、年2回協議をしているが、今回の枕崎の事故を受けての対応はしていないと答弁。

なお、この件につきましては、委員会で、梅雨時期は事故の危険性が高いので、早目に通学路点検を行ってほしい。万が一のことがあってはならないので、教育委員会と連携し、早急に危険箇所への対応をすべきであるとの意見で一致をいたしましたので、当局に強く要請をいたします。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第55号平成27年度日置市一般会計補正予算（第1号）の産業建設常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行いま

す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号平成27年度日置市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第56号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（成田 浩君）

日程第4、議案第56号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○産業建設常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第56号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月11日の本会議におきまして当委員会に付託され、6月12日、委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び上下水道課長など当局の説明を求め、質疑を行い、6月16日に討論・採決を行いました。

た。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万8,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ5億8,997万5,000円とするものであります。

歳出では、新給料表の適用に伴い人件費を減額、歳入では、歳入歳出予算額の調整のために、下水道使用料と一般会計繰入金をそれぞれ減額するものであります。

次に、質疑の主なものですが、委員より、つつじヶ丘団地の工事の進捗状況はどうかとの質疑があり、平成26年度末で9割の進捗状況で、27年度に工事を終了、28年4月に供用開始の予定である。ただし、今年度の当初予算で国土交通省の社会資本整備総合交付金を4,800万円要望していたが、2,400万円しか内示が出なかったため、供用開始が平成28年度中にずれ込む可能性があるかと答弁がありました。

このほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第56号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号平成27年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第5 議案第57号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第6 議案第58号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（成田 浩君）

日程第5、議案第57号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第6、議案第58号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長（並松安文君）

ただいま議題となっております議案第57号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、6月11日の本会議におきまして総務企画常任委員会に付託され、6月15日に委員全員出席のもと開催し、総務企画部長、商工観光課長などの説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

それでは、これから本案についての委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,846万9,000円とするものであります。

社会資本整備総合交付金の内示に伴い、手数料から使用料及び賃借料への組み替え補正が計上されております。

次に、質疑の主なものを報告いたします。

砂丘荘耐震改良工事の工期についての問いに、既に工事契約等を締結し、業者は決定している。工期は、5月28日から9月24日までの120日間である。工事箇所は、耐震診断で不適と診断された建物で、砂丘荘の左側になる中間施設となると答弁。

合宿に対して影響はないかとの問いに、旧館部分にかかわる工事となるので、新館部分の営業は支障はない。工事期間においては、旧館部分は使用できなくなり、大広間、会議室等が利用できなくなるため、合宿等団体の利用に支障が出ることも想定され、工期期間中4カ月間の売り上げにも影響が見込まれると答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論なく、討論を終了。採決の結果、議案第57号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、ただいま議題となっております議案第58号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、6月11日の本会議におきまして総務企画常任委員会に付託され、6月15日に委員全員出席のもと、総務企画部長、吹上支所長などの説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

それでは、これから本案についての委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の補正予算は、ゆーぷる吹上のキャンプ等の合宿機能の充実と、廃止の方針を受けている吹上老人福祉センター及び市営公衆浴場の機能をあわせ持つ施設として整備し、一層の有効活用を図ることを目的に、一般会計から260万円を繰り入れて、ゆーぷる吹上増築工事設計委託を計上するものが主で、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ260万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,282万5,000円とするものであります。

次に、質疑の主なものを報告いたします。

増築工事の計画及び今後の改修工事計画はとの問いに、建設場所は、現在の休憩ホールから北側に廊下をつなぐ形で、約66m²の増築をするもので、工事請負費等は、9月補正での計上を計画している。改修計画を策定し整備を進めており、これまで、プール、浴室用のボイラーの改修、プール塗装を行っている。今後は、本館屋根の防水工事1,200万円、また、宿泊棟の内装のじゅうたんの取りかえ及び浴場の塗装関係で、980万円ほどかかる。

また、機械室内の配管取りかえ、本館温泉棟内のじゅうたん取りかえで715万円、外装塗装工事関係、プール、機械室などを含めて1,000万円ほどかかる見込みである。今後も計画に基づき年次的に改修を進めると答弁。

老人福祉センターの機能をどうしていくかが課題であるがとの問いに、老人福祉センター及び市営公衆浴場在り方検討委員会では、老人福祉センター及び公衆浴場については、湯量の不足や耐震問題を含めた施設の老朽化、利用者の減少などを総合的に評価、分析する中であっては、既存の状態で存続するのは難

しいものと考え、その機能、役割について、ゆーぷる吹上に移すことで廃止することが現実的に妥当だと考えるとの答申を受けている。このことから、今回、増築する部分について、老人福祉センターの機能をあわせ持つ施設として整備していきたいと答弁。

健康交流館の機能と老人福祉センターの機能との関係はどう考えているかとの問いに、今回の増築については、キャンプ等の合宿機能の充実を図り、あわせて、老人福祉センターの機能をあわせ持つ施設としてゆーぷる吹上の整備を図ることにより、一層の有効活用を目指すものである。今後も、条例の設置目的にあるように、市民の健康増進、福祉の向上と都市との交流施設として位置づけ、事業を展開していくと答弁。

そのほか、質疑がありましたが、質疑を終了、その後、討論を行いましたところ、討論もなく、採決の結果、議案第58号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会では、健康交流館の機能と吹上老人福祉センターの機能をあわせ持ち、一層の有効活用を図るためには、施設運営に対してどのようにしていくかが懸念される。これまでの両施設が培ってきた市民の健康増進及び福祉の向上に対して、市民の期待を損なわないように、関係団体、関係所管課とさらなる協議・連携を重ねられたい。

また、健康交流館は、緊急を要する改修箇所も多くあるため、いま一度改修計画の精査を実施し、早急に対応されたいとの意見が集約されましたので、申し添えておきます。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから議案第57号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号平成27年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第58号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号平成27年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第59号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第8 議案第60号平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（成田 浩君）

日程第7、議案第59号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第8、議案第60号平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

ただいま議題となっております議案第59号日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）、議案第60号平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件につきましては、6月11日、文教厚生常任委員会に付託され、6月12日に全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、各担当課長などの説明を求め、質疑を行い、討論・採決を行いました。

これから、各議案における本委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず初めに、議案第59号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

担当課長から、今回の補正予算については、歳入の基金繰入金で温泉給湯基金から84万円繰り入れになり、みどり荘の貯湯槽設置に補助金を交付する説明がありました。

続いて、質疑に入り、委員から、今回のみどり荘の貯湯槽の設置入れかえは、修理なのか、新設なのかとの質疑があり、修理が不可能なので新設することのこと。

貯湯槽の耐用年数はどの程度なのかとの問いに、通常は15年程度であるが、今回は18年で交換になったとの答弁。

ほかに質疑がなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論しましたが、討論はなく、全員一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第60号平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

ご報告いたします。

今回の補正につきましては、地域支援事業費、一次予防事業費におきまして、介護予防推進支援モデル事業の運動教室で使用するおもりを、当初では備品購入費として25万9,000円計上しましたが、消耗品に値するということから、需用費に25万9,000円の組み替えをするものです。

次に、質疑の主なものですが、委員より、今回の介護予防体操教室は、岡山県の体操教室を参考に全国に広げられたわけであるが、現時点の体操教室の実施状況はとの問いに、現在5カ所であり、今年度で18カ所が実施される予定との答弁。

次に、備品の定義をどのように考えてよいのかとの質疑で、耐用年数1年以上使用できるもので1万円を超えるものとの答弁。

介護予防教室で使うおもりは、どのようなものかとの問いに、最高2.3kgの重量(200gのおもり10本)であるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第60号平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算(第1号)は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長(成田 浩君)

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成田 浩君)

質疑なしと認めます。

これから議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成田 浩君)

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成田 浩君)

異議なしと認めます。したがって、議案第59号平成27年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成田 浩君)

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成田 浩君)

異議なしと認めます。したがって、議案第60号平成27年度日置市介護保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第61号平成27年度
日置市一般会計補正予算
(第2号)

○議長(成田 浩君)

日程第9、議案第61号平成27年度日置市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について、まず総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長(並松安文君)

ただいま議題となっております議案第61号平成27年度日置市一般会計補正予算(第2号)について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

す。

本案は、6月23日の本会議におきまして当委員会にかかわる部分を分割付託され、6月24日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長、吹上支所長、地域づくり課長など、当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

また、当日は現場の確認を行いました。現場には、自治会長もおいでくださり説明をいただいております。

これかから、本案についての委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の補正予算は、2款1項12目地域づくり推進費で、既定予算に300万円増額し、総額6億152万5,000円とするものであります。

この補正は、6月8日から11日まで降り続いた雨により、吹上町南宮内自治会敷地南側L字擁壁高さ3m、幅24mが倒壊し、近接の民家屋根の一部、倉庫及び屋外給湯器を壊し、土砂が流出したもので、このまま放置すると、自治会公民館建物への影響及び民家への土砂流出が懸念されることから、自治会の災害復旧経費の一部として助成するものであります。

質疑の主なものを報告いたします。

ほかの自治会でも同じような災害が発生した場合、助成するのかとの質疑に、日置市自治会公民館敷地等災害復旧事業費補助金交付要綱を制定するので、これに基づいて該当すれば、ほかのところでも補助していきたいと答弁。

危険と思われる場所に自治会公民館が建てられているところがあるが、調査はしてあるかとの質疑に、危険な箇所の条件として、山や丘を背にその中腹に位置する自治会、または、隣地に民家があり、のり面の上に建設されている自治会を調査しているが、東市来地域で5カ所、伊集院地域で6カ所、日吉地域

で1カ所、吹上地域で4カ所の、合計16カ所である。

公民館の敷地が他人名義で借地になっているものはどうなるのかとの質疑に、南宮内自治会も該当するが、長年、地域住民の自治会活動拠点であり、現在も、敷地を使った夏祭り等を恒例行事として利用している。私有地ではあるが、自治会活動に十分に使われ、管理もされているので、自治会活動が維持されていくように復旧させたい。

その他、質疑がありましたが、質疑を終了。

その後、討論を行いましたところ、討論はなく、採決の結果、分割付託された議案第61号平成27年度日置市一般会計補正予算（第2号）、総務企画常任委員会所管の補正予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、平成27年7月1日に制定される日置市自治会公民館敷地等災害復旧事業費補助金交付要綱は、「総事業費から寄附金その他の収入額及び補助対象外経費を差し引いた額の100分の75以内とし、300万円を上限とする」となっておりますが世帯の小さい自治会は世帯負担割合が大きくなるため、配慮することも検討すべきとの意見が集約されましたので、申し添えておきます。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

ただいま議題になっております議案第61号平成27年度日置市一般会計補正予算（第2号）については、文教厚生委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、6月23日の本会議において、当

委員会にかかわる部分を分割付託され、同日、委員全員出席のもと委員会を開催し、課長など当局の説明を求め、質疑を行い、討論・採決を行いました。

今回の補正予算は、文化財費、補助金及び交付金に係る伊作太鼓踊入来保存会海外公演派遣補助金100万円が増額計上され、社会教育費が5億6,000万円となりました。

次に、当局から説明があり、今回、イギリスでのジャパンまつりに、薩摩藩英国留学生渡英150周年を祝うべく、鹿児島県無形文化財伊作太鼓を派遣することとなり、個人負担金240万円、各団体からの補助金及び寄附金など600万円程度が必要となることから、そのうちの道具運搬等に係る経費の一部100万円を市の補助金として支出するための補正予算であるとの説明がありました。

次に、質疑に入り、委員から、今回のイギリス派遣に際して、参加者から渡英の確約書が提出されているが、予算が認められなかった場合においても参加されるのかとの問いに、確約書もあり、認められなくても参加者負担をふやし参加するとの答弁。

今回の補助については1回限りの交流となるが、その後の交流はないのかとの問いに、今回は、県の指定文化財ということでの要請でもあり、社会教育の立場で披露すると答弁。

このような交流には、日置市民俗芸能等伝承活動事業の太鼓踊り交付金50万円が活用できるのではないのかとの問いに、吹上地区では6団体保存会があり、輪番制で6年に1回、8月28日、29日に奉納・披露することになっている。その際に、それぞれの保存会の道具、装束等に400万円程度の費用がかかるため、交付金は、その経費に使わざるを得ない状況にある。これまでの保存会の海外派遣については、平成5年に香港に派遣されているとの答弁。

今回派遣される伊作太鼓踊のメンバー

24名の年齢はとの問いに、小学生2名、中学生2名、高校生3名であり、そのうち4名が鐘をたたく。残りは30代から50代であるとの答弁。

ほかに質疑はなく、質疑を終了し、討論いたしました。討論はなく、採決の結果、議案第61号平成27年度日置市一般会計補正予算(第2号)は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

訂正があります。先ほどの議案第59号の報告の中で、「可決すべきものと決定」と報告すべきところを、「可決しました」と申し上げましたので、訂正いたします。

あわせて、補正予算(第1号)と申し上げるところを、特別会計予算と申し上げたので、訂正をいたします。

○議長(成田 浩君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成田 浩君)

質疑なしと認めます。

これから議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成田 浩君)

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(成田 浩君)

異議なしと認めます。したがって、議案第61号平成27年度日置市一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第62号損害賠償額

を定め和解することについて

○議長（成田 浩君）

日程第10、議案第62号損害賠償額を定め和解することについてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第62号は、損害賠償額を定め和解することについてであります。

平成26年9月7日に、日置市伊集院町地内で発生した切傷事故について損害賠償額を定め、和解を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○産業建設部長（瀬川利英君）

それでは、議案第62号につきまして補足説明をさせていただきます。

資料をごらんください。事故の概要でございますけれども、発生日時が平成26年9月7日午後2時ごろ、発生場所は、日置市伊集院町地内でございます。

事故の経過につきましては、平成26年度市道愛護作業についての依頼文書を、平成26年7月24日付で各自治会長宛てに発送し、同年8月15日付で作業実施計画書が自治会から提出されております。同年9月7日午前7時30分、当該自治会の各班の代表者が集まり、作業内容、安全確保、事故発生時の対応等の連絡事項を確認し、班ごとに連絡事項の伝達を行い作業が開始されました。

同日午後2時ごろ、相手方が草払い機で土手の草を刈っていたところ、相手方の右後方で作業をしていた別の参加者の草払い機の歯が相手方の右手に接触しました。相手方は、第4及び第5指部を損傷し、家族が運転する

自家用車で市内の医療機関に向かい、治療いたしました。

その他として、市道愛護作業は市の作業協力依頼により毎年実施していること。依頼文書には、作業は自治会総意に基づく自主的な活動であること。作業に当たり草払い機との距離を十分にとる等、安全確保に努めること。市が加入する奉仕活動総合補償保険の対象になることが記載されています。

市が依頼した市道愛護作業は、保険対象であることを保険会社と確認しております。

次のページになりますけれども、2、その後の経緯につきましては、記載のとおりであります。

平成27年6月19日、相手方と協議し、和解案について合意いたしました。相手方に対して損害賠償金1,291万9,806円を支払う。ただし、既払い金145万485円を控除し、残額1,146万9,321円を支払うことといたしました。

本和解は、日置市議会において可決されたときに効力を生ずることを、双方確認しているものでございます。

また、示談書につきましては、一番最後に写しを添付してありますので、ご確認をよろしく願いいたします。

以上が、議案第62号の補足説明でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これより本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第62号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第62号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。本案は決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号損害賠償額を定め和解することについては可決されました。

△日程第11 議案第63号平成27年度日置市一般会計補正予算（第3号）

○議長（成田 浩君）

日程第11、議案第63号平成27年度日置市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第63号は、平成27年度日置市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,073万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ257億8,237万7,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、平成27年6月の豪雨により災害が発生し、災害復旧に要する経費についての予算措置による増額補正であります。

歳入では、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金を増額により、4,073万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、災害復旧費の農地農業用施設災害復旧費で、田畑、農道、水路復旧等の施設維持修繕料、投資的委託料を、公共土木施設災害復旧費で、市道、河川復旧の施設維持修繕料、工事請負費など4,073万円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第63号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。議案第63号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号平成27年度日置市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第12 陳情第5号私たち市民の生命を守るための更なる真摯な議論と県への申し

入れについて（陳情）

○議長（成田 浩君）

日程第12、陳情第5号私たち市民の生命を守るための更なる真摯な議論と県への申し入れについて（陳情）を議題といたします。

本件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長並松安文君登壇〕

○総務企画常任委員長（並松安文君）

ただいま議題となっております陳情第5号私たち市民の生命を守るための更なる真摯な議論と県への申し入れについて（陳情）につきまして、これから委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

本陳情は、平成27年6月11日の本会議におきまして付託されておりますが、6月15日に委員会を開催し、審査・討論・採決を行っております。

この陳情書の提出者は、日置市東市来町湯田在住の季節風と放射能を考える湯之元の会米村麗子氏であります。

陳情の趣旨につきましては、原発再稼働が現実のものになろうとしている今、私たちの心配を取り除き安心して暮らせる町にするために、ぜひ本市議会のさらなる真摯な議論をお願いします。

そして、本市議会が昨年9月30日に出された、川内原発再稼働の地元同意に係る意見書に対し、誠意ある回答をするよう県に申し入れてくださいというのが陳情の趣旨であります。

委員会は、自由討議による審議を行いました。その中で、当日の委員会に陳情者が傍聴に来られておられたことから、陳情者の説明を求めたいとの意見が出ました。

委員会で諮ったところ、全員が、傍聴者の了解を得られれば、休憩をとり陳情者の説明を聞きたいということになりましたので、委員会を休憩し陳情者の説明を聞いております。

陳情者は、川内原発から30km圏内に居住しており、放射能の恐怖を感じて生活され、また、使用済み核燃料の最終処分場も決まらないまま再稼働される中、これから使用済み核燃料がふえ続けることへ疑問を持っておられました。

陳情者からの説明を終了してからも自由討議を行いました。委員からは、本議会は、この定例会第一本会議において、市民の不安を軽減するために、九州電力に再稼働に当たっての安全性に対する姿勢の説明を求める要望を採択したばかりである。今後においても、市民の不安を払拭するための議論は当然のごとく必要である。

また、本市議会が昨年9月30日に出された川内原発再稼働の地元同意に係る意見書に対し、誠意ある回答をするよう県へ申し入れることについては、意見書の提出権を議会は持っているが、提出を受けた関係行政庁は、それを受理する義務があるが、法的には、それ以上の義務を負うものではなく、意見書に対し積極的に回答をする義務を負うものではないなどの意見が出て、自由討議を終了し、その後討論を行いましたところ、原発再稼働が現実のものになろうとしている今、私たちの心配を取り除き安心して暮らせる町にするために、ぜひ、本市議会のさらなる真摯な議論をお願いしますという部分については、一部採択することに賛成の討論があり、このほかに討論はなく討論を終了。

採決の結果、陳情第5号私たち市民の生命を守るための更なる真摯な議論と県への申し入れについて（陳情）は、原発再稼働が現実のものになろうとしている今、私たちの心配を取り除き安心して暮らせる町にするために、ぜひ、本市議会のさらなる真摯な議論をお願いしますということについて、一部採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから陳情第5号を採決します。本件に対する委員長の報告は一部採択です。委員長の報告のとおり一部採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第5号私たち市民の生命を守るための更なる真摯な議論と県への申し入れについては、一部採択されました。

△日程第13 陳情第6号陳情書教育予算拡充に係わる意見書採択の要請について

○議長（成田 浩君）

日程第13、陳情第6号陳情書教育予算拡充に係わる意見書採択の要請についてを議題といたします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

ただいま議題になっております陳情第6号教育予算拡充に係わる要請について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本陳情は、日置市日吉町日置1446-3山下博司氏より提出され、6月11日に本会議において本委員会に付託されました。

6月15日に委員全員出席のもと委員会を開催し、教育委員会事務局の出席を求め、質疑・討論・採決を行いました。

陳情の内容は、平成28年度政府予算編成において、以下の5点を求めるものであります。

1つ目です。OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するために、少人数学級を推進すること。

2つ目、学校施設、教材、図書、安全対策など、教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育国庫負担制度を堅持し、国に教育予算を拡充すること。

3つ目に、世帯収入の違いによって子どもたちの教育や進路に影響が出ないように、国において奨学金制度の拡充を図ること。

4つ目、離島、山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、複式学級への予算拡充を図ること。

5つ目、財務省が求める教職員削減（案）に反対し、少人数指導を充実すること。

次に、所管課である担当課長に、今回の教育予算拡充に陳情についての教育委員会としての考えを求め、今回の内容について陳情することは問題ないとのことであった。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、少人数学級の推進を求める一方で、複式学級の解消とあるが、地域の実情としてどのように教育委員会として考えているのかとの問いに、現在、日置市は学校再編に取り組んで、複式学級の解消に向けて取り組んでいる。複式学級については、本市では、学習指導アシスタント派遣事業も市独自の予算で実施しているところである。1項目目の少人数学級の推進については、本市において、1学級を2グループに分けたり、2学級を3グループに分けて教科指導を行う少人数指導については、これまでも取り組んでいるところであるが、1学級定員の縮小という面か

らは、児童生徒に対してのきめ細かな対応ということを考えて、少人数学級は必要と思われるとの答弁。

次に、委員から、日置市の小中学校での教員の正規職員、非正規職員の割合の状況はどの問いに、4月6日現在、小中学校の正規職員361名、そのうち非正規職員34名である。内訳は、小学校24名、中学校10名であるとの答弁。

正規職員が足りないのは子どもたちにとってどうなのかとの問いに、非正規職員の配置数は、児童生徒数による学級数で決定する。非正規職員の配置については、正規職員が病気休暇や育児休業などを取得した場合に、代替教員という非正規職員が配置されたり、本来、正規職員が配置されるところに県費予算の関係で欠損補充という非正規職員が配置されたりしている。非正規職員は、数カ月から1年間の期限つきで配属されることが多く、子どもの触れ合いという点では不十分になる場合もある。よって、長年にわたり子どもと直接かかわりながら、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を子どもたちに身につけさせるためには、正規職員の配置が望ましいと答弁。

次に、委員から、国の教育費に関する補助金は減額されているのかとの問いに、本市は伊作小学校の建てかえ工事などもあり、教育予算の交付税については全体的に増加しているとの答弁。

このほか質疑はありましたが質疑は終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、陳情第6号教育予算拡充については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（成田 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから陳情第6号について討論を行います。発言通告がありますので、池満渉君の反対討論の発言を許可します。

○18番（池満 渉君）

ただいま陳情第6号に文教の委員会としては全員一致で賛成だったということで、委員長から採択の報告がありました。

この報告に対して反対の立場から討論を行います。

ご承知のように、本市においても、豊かな教育環境の整備に必要な適正な生徒数の確保、そして子どもの教育の機会均等と学びの保障の弊害となる複式学級の解消に向けて学校統合の話し合いが今続いております。

そして、今、憲法改正の論議がなされているところでありますが、国民の権利及び義務について記された憲法第3章、憲法の中で最も多くのことを記された章であります。

当然、題目にある権利と義務は表裏一体のはずであります。第3章を読み込んでいきますと、権利という言葉が16回、自由という言葉が9回出てまいります。しかし、均衡をなすはずの義務と責任という言葉は各々3回しか出てまいりません。

かつての日本人の価値観は、他に頼る前に現状をよしとしてみずからが努力をすることでありました。現実には、学校予算で購入した教材がまだ使い切らないうちに再度購入されるような事態もこれまであったようにも思いますし、また、子どもたちは、図書館の本をどれだけ読み込んでいるのでしょうか。図書館にある蔵書は読み切ったからこれでは足りないというような子どもたちからの声があるのでしょうか。

全国の自治体間の均衡を保つために地方交

付税制度はありますが、それぞれの政策の違いにより、当然、自治体の財政力の差は出てまいります。そのような中で、学力だけ言いますと、全国学力テストにおいて、秋田、青森というところが常に上位を占めるのはなぜでしょうか、OECD諸国と比較する前に、いま一度私たちは足元を見つめる必要もあります。

教育基本法第10条は、父母その他の保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものと規定をしております。

また、満足でないにしろ、子どもたちの向学心に応えるだけの奨学金制度もあり、世帯収入の違いを理由にすることは親の責任を放棄するに等しいことでもあります。

なお、この種の意見書、陳情は、国に対しては、教育関係者を代表して全国都市教育長協議会からも、毎日このようなことが陳情をされていることをごさいます。

いま一度、教育の原点は何かということ問い直し、他力を願うだけでなく、与えられた環境で精いっぱい努力をするということ子どもたちにしっかり教えることがまず第一だと思います。

私自身も、そのようなことを誓いながら反対の討論といたします。

○議長（成田 浩君）

次に、畠中弘紀君の賛成討論の発言を許可します。

○2番（畠中弘紀君）

ただいま議題となっております陳情第6号教育予算拡充に係わる意見書採択の要請について、委員等報告のとおり採択に賛成の立場で討論いたします。

この陳情は、2016年度政府予算編成において5項目のことが実現されるよう要請するという内容であります。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請に基づく義務教育の根幹を支えるため、国は教

育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件にかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障するという国の責務を果たすものであります。

教職員の確保と適正配置をし、教育水準の維持向上と地方財源の安定を図るためには、義務教育費国庫負担制度を堅持することが必要だと思われまます。

また、教職員定数の改善は、喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、早期実現が不可欠であります。

教育は、憲法、子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという、重要な使命を負っております。

今日、社会状況の変化により、学校においても、子どもに対するきめ細かい対応が必要であります。そんな中で、国の財源確保による教育予算の充実は必要不可欠であり、陳情の5項目の含意は妥当と判断し、採択に賛成の討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この採決は起立によって行います。陳情第6号について採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

はい、よろしいです。起立多数です。したがって、陳情第6号陳情書教育予算拡充に係わる意見書採択の要請については、採択されました。

△日程第14 意見書案第1号教育予算

拡充に係わる意見書について

○議長（成田 浩君）

日程第14、意見書案第1号教育予算拡充に係わる意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔文教厚生常任委員長坂口洋之君登壇〕

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

ただいま議題となっております意見書案第1号教育予算拡充に係わる意見書について提案理由を申し上げます。

先ほど採択されました陳情第6号、教育予算に係わる要請についての願意が、国の関係機関への意見書提出となっておりますので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により、ここに提案する次第であります。

意見書につきましては、お手元に配付しましたとおりですので、朗読は省略いたします。

子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠との観点から、平成28年度予算編成において教育予算の拡充を強く要請するため、地方自治法第99条の規定により、関係省庁に意見書を提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（成田 浩君）

しばらく休憩をいたします。

午後0時09分休憩

午後0時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○文教厚生常任委員長（坂口洋之君）

提出先のことについて訂正をさせていただきます。

先ほど、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣と申し上げましたけれども、内閣官房長官については削除させていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（成田 浩君）

これから意見書案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから意見書案第1号について討論を行います。発言通告がありますので、池満渉君の反対討論の発言を許可します。

○18番（池満 渉君）

先ほどの陳情の反対討論で内容は申し上げました。その陳情に係る意見書の採択についてということでございますので、同じく反対をいたします。

○議長（成田 浩君）

次に、畠中弘紀君の賛成討論の発言を許可します。

○2番（畠中弘紀君）

ただいま議題となっております意見書案第1号教育予算拡充に係わる意見書について、意見書の提出に賛成の立場で討論いたします。

充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備が必要であり、国が

らの財政的な支援等の協力が不可欠であります。

また、先ほどの討論の中で申し上げたのと同様の理由で、意見書提出に関しても賛成であります。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。意見書案第1号について可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

はい、よろしいです。起立多数です。したがって、意見書案第1号教育予算拡充に係わる意見書については、原案のとおり可決されました。

△日程第15 発議第2号日置市議会会議規則の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第15、発議第2号日置市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔議会運営委員長花木千鶴さん登壇〕

○議会運営委員長（花木千鶴さん）

それでは、発議第2号日置市議会会議規則の一部改正について、提案理由を申し上げます。

提出の理由は、近年の男女共同参画の状況に鑑み、本市議会においても女性議員が活躍できる環境を整備して議会を活性化し、よりよい市民サービスを実現するため、本市議会

会議規則において出席に伴う議会、委員会の欠席に関する規定を明確にするため提案するものであります。

改正の内容は、会議の欠席届として、「第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。」となっておりますが、この条に、第2項として「議員は出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」という1項を加えるものであります。

また、委員会の欠席届として、「第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。」となっておりますが、この条に第2項として「委員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。」という1項を加えるものであります。

附則として、この規則は、平成27年7月1日施行するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これから発議第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。発議第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号日置市議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第16 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（成田 浩君）

日程第16、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

文教厚生常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

△日程第17 閉会中の継続調査申し出について

○議長（成田 浩君）

日程第17、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配

付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第18 議員派遣の件について

○議長（成田 浩君）

日程第18、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

△閉 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長からの発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

さて、今期定例会は、6月11日の招集から本日の最終本会議までの21日間にわたって、平成27年度一般会計補正予算を初め、教育委員の任命及び監査委員の選任、日吉支所庁舎建築工事請負契約の締結、観光案内所条例の制定、学校設置条例の一部改正な

ど、各種の重要案件につきまして、大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただいたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

審議におきましては、議員各位からのご指摘のありました点につきましては真摯に受けとめ、円滑な市政の運営に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても、十分健康に留意され、市政の運営に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

○議長（成田 浩君）

これで、平成27年第2回日置市議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後0時19分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会前議長 宇田 栄

日置市議会議長 成田 浩

日置市議会前副議長 並松 安文

日置市議会議員 畠中 弘紀

日置市議会議員 留盛 浩一郎

